

石巻市こども計画

～第3期石巻市こども・若者未来プラン～

【計画素案】

令和7年 月

石巻市

石巻市「こどもまんなか」宣言

「こどもまんなか社会」の主役は、子ども・若者の皆さんです。

石巻市では、これまでも「子どもの権利の保障の推進」、
「子どもの声や意見の聴取・発信」、「子どもの居場所の拡充」
など、「こどもまんなか社会」の実現に向けた様々な取組を行って
おります。

石巻市をより良いまちにしていくため、子ども・若者の皆さんや、
子育て中の方、子どもや子育て世帯への支援を行う団体の方など、
皆さんの声や意見をしっかりと聴きながら、施策への反映につなげ
てまいります。

子どもにとって最も良いことを第一に考え、子どもたちが健やか
で幸せに成長できる「こどもまんなか社会」を実現するため、ここに、
石巻市「こどもまんなか」宣言を行い、【こどもまんなかのための
アクション】を更に推進してまいります。

令和6年1月

石巻市長 齋藤 正 美

こども
まんなか

こども家庭庁
こどもまんなか
ロゴマーク



石巻市観光PR
キャラクター
「いしびよんず」

目 次

第1部 はじめに	1
1 計画の概要	1
2 こども・若者・子育て支援をめぐる制度等の動向	9
第2部 本市のこども・若者・子育てを取り巻く環境	15
1 統計からみる現状	15
2 アンケート調査からみる現状	26
3 こども等の意見聴取	51
4 石巻市のこども・若者・子育て支援の課題及び方向性の整理	55
第3部 基本的な考え方	58
1 基本理念	58
2 基本視点	59
3 施策の体系	60
4 「こども大綱」との対応表	61
第4部 施策の展開	62
第4部の見方	62
基本目標 1 こどもの権利を保障し、こどもの健やかな成長を支援する ～こどもの権利があたりまえのまち～	63
基本目標 2 子育てに対する不安を受け止め、安心してこどもを生み育てられる子育て環境を整備する	69
基本目標 3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する	77
基本目標 4 若者の社会参画を支援し、住み続けたい、子育てしたいと思えるまちづくりを推進する	87
基本目標 5 地域資源を最大限活用し、こども・若者の健やかな成長 を地域全体で支援する	90
第5部 事業量の見込みと確保方策	94
1 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	94
2 放課後児童対策事業の量の見込みと確保方策	113
第6部 資料編	115
1 第2期計画の評価・検証	115
2 石巻市子ども・子育て会議	141
3 計画の策定経過	144
4 石巻市子どもの権利に関する条例	146

第1部 はじめに

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

国では、これまで少子化対策として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定し、各地方公共団体はそれらに基づき、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各事業が展開されてきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

石巻市（以下「本市」という。）においても、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」と「次世代育成支援行動計画」を一体化した「石巻市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後2期にわたって計画的に各事業の推進に取り組んできました。

しかしながら、全国的に少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、こどもや子育て家庭を取り巻く複雑化・多様化する課題の解決のために、さらなる対策が求められています。

令和5年4月1日には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。また、同年12月22日には、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指した「こども大綱」が閣議決定され、これまで以上に、こども・若者・子育て当事者等の声や意見、視点を踏まえた計画の策定が必要となっています。

このたび策定する「石巻市こども計画」（以下「本計画」という。）は、こども大綱等を踏まえて、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させるための多様な取組を講じており、令和6年度に計画期間が満了となる「第2期石巻市子ども未来プラン」を継承・発展させるとともに、「石巻らしさ」も取り入れながら、「こどもまんなか」の視点で、こども施策を総合的かつ強力に推進することを目指しています。

(2) 計画の位置づけ・対象

本計画は、こども基本法第 10 条第2項の規定に基づき策定する「市町村こども計画」であり、国のこども大綱等を勘案して本市におけるこども施策について定めるものです。また、同条第5項の規定に基づき、下記のこども施策に関連する事項を定める計画を包含し、一体のものとして策定します。

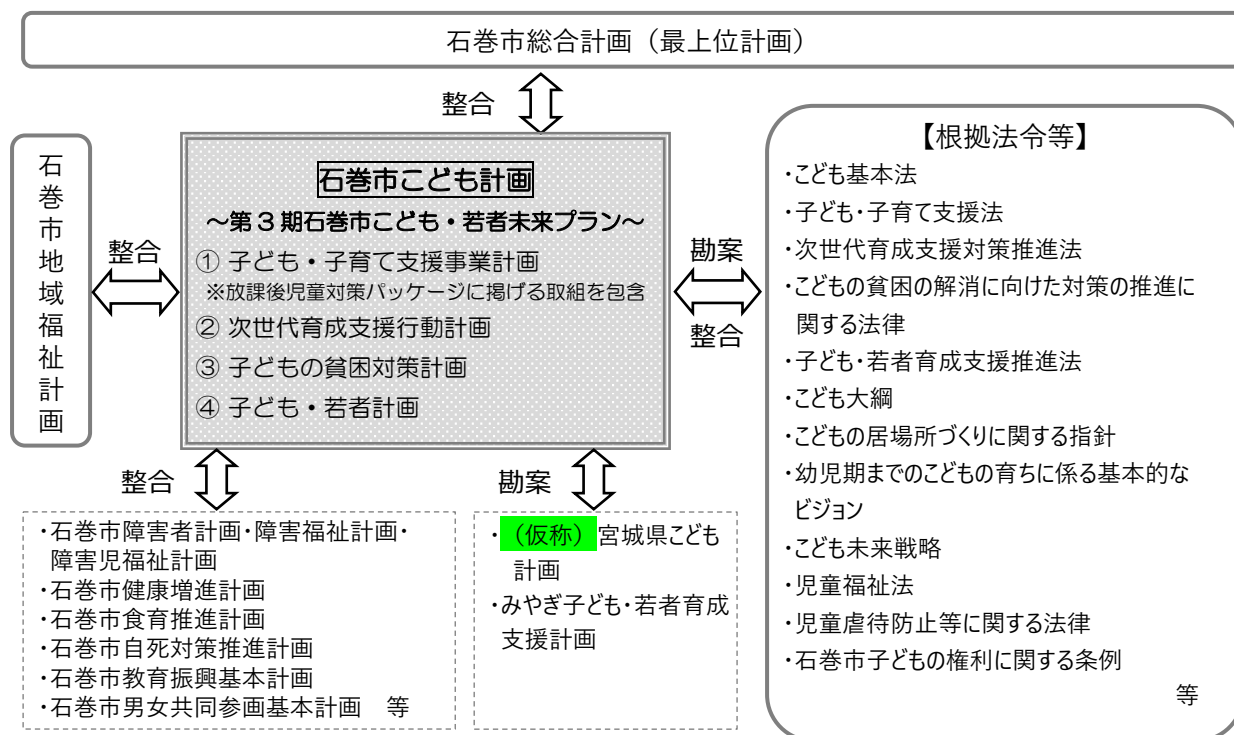
加えて、本市の最上位計画である「石巻市総合計画」等の計画の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

本計画は、こども・若者に関わる全ての市民を対象とします。また、支援の対象は、原則として生まれる前の妊娠期から満 39 歳になった最初の 3 月 31 日までのこども・若者とその家庭とします。

■包含する計画と根拠法

- ① 市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定)
- ② 市町村次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に規定)
- ③ 市町村における子どもの貧困対策計画 (こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に規定)
- ④ 市町村子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に規定)

■関連計画



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢の変化等に対応するため、中間年度にあたる令和9年度に見直しを行います。

■計画期間

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
第 2 期 石巻市子ども未来プラン					第 3 期 (本計画)				
		中間 見直し		見直し			中間 見直し		

(4) 計画の策定体制

① 子ども・子育て会議

計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項に定められている「合議制の機関」として「石巻市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項について意見の聴取を行いました。

子ども・子育て会議では、今後も、新規に設置される幼稚園、保育所及び地域型保育事業の利用定員の設定、子ども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進等に関して、調査審議を行うこととします。

② 庁内検討会議

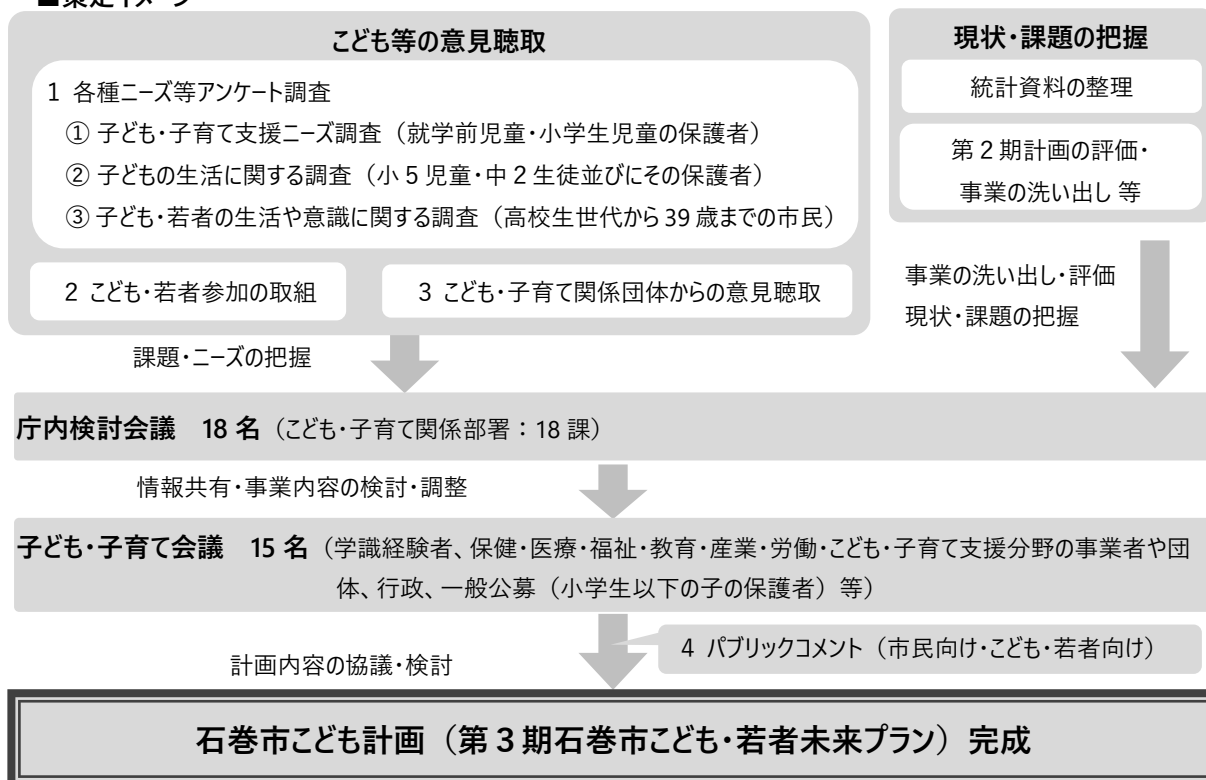
子ども・子育て会議における施策の検討、調査、研究等を円滑に行うため、庁内関係部署による「庁内検討会議」を設置し、情報の共有と部局横断的な調整を行いました。

③ こども等の意見聴取

こども基本法に基づき、こども計画策定にあたり、当該こども施策の対象となるこども又は、こどもを養育する者、その他関係者の意見を反映するために必要な措置として、次の 4 つの手法により意見の聴取を実施しました。

- 1 各種ニーズ等調査の実施（こども又はこどもを養育する者の意見を聴取する。）
- 2 こども・若者参加の取組を実施（こどもや若者から直接意見を聴く場を設ける。）
- 3 関係者からの意見聴取の実施（こども・子育て関係団体から意見を聴く場を設ける。）
- 4 こどもや若者に分かりやすい資料を用いたパブリックコメントを実施

■策定イメージ



（５）計画の推進及び点検・評価

① 庁内連携による施策の推進

庁内の関係部署により構成する庁内検討会議を設置し、事務局が中心となり、連携・調整を行いながら、総合的で効果的かつ効率的な施策推進を図ります。

② 県・関係機関との連携による施策推進

一人ひとりの状況に応じたより専門性の高い支援につなげることができるよう、県や関係機関との連携を強化し、必要に応じて協力・要請を行いながら施策の推進を図ります。

③ 地域との連携による施策推進

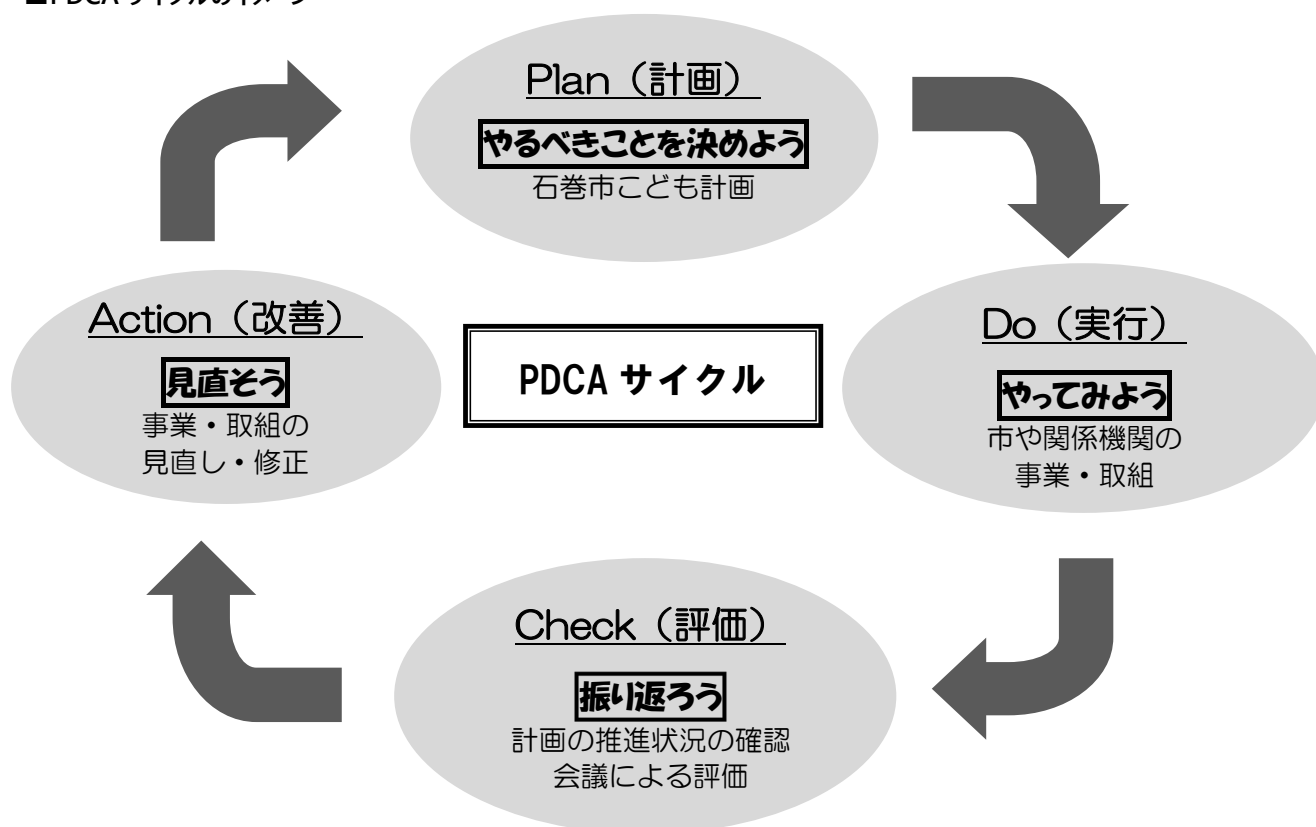
市民をはじめ、ボランティアや NPO 法人等の地域活動団体と本計画が目指す方向性を共有し、相互に連携・協力しながら、施策の推進を図ります。

④ PDCA サイクルによる評価と進行管理

計画の取組状況及び成果の達成状況を「石巻市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価、審議し、PDCA サイクル（計画—実施—評価—改善・検討）による施策・事業の推進を図ります。

なお、進捗状況の点検・評価の結果については、市ホームページ等を通じて公表します。

■PDCA サイクルのイメージ



（６）SDGs を踏まえた計画の推進

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。「持続可能な開発目標（SDGs）」は、令和 12 年までに世界中で達成すべき目標として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

本計画の根拠法である「こども基本法」においても、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現を目指していることから、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点も踏まえ、本市のこども施策を展開します。

■SDGs の 17 の目標



■特に本計画と深く関連する目標

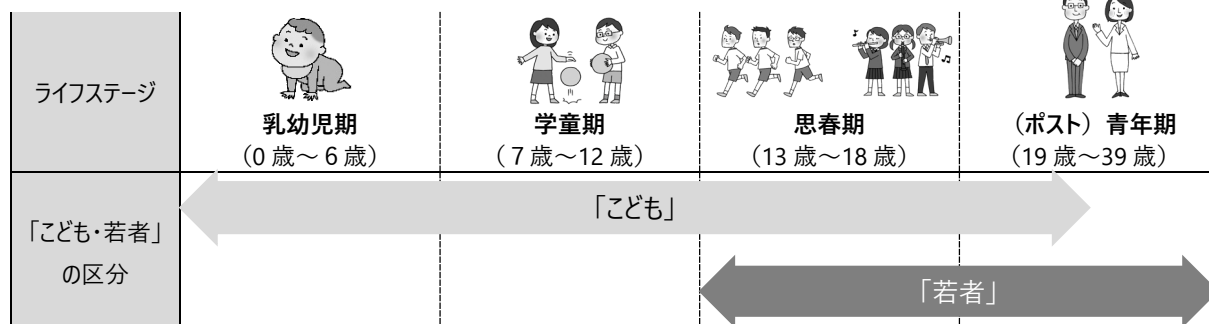


(7) 計画における「こども・若者」の定義及び「こども」の表記

下記の定義を踏まえて、本計画における「こども」の範囲は概ね30歳未満の者とし、「若者」は思春期からポスト青年期の者を含む40歳未満までの者とします。

また、国で示された表記方法を準用し、本市においても、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。（特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いとします。）

■本計画における「こども・若者」の定義



① 「こども基本法」における「こども」の定義

第2条 この法律において「こども」とは、『心身の発達の過程にある者』をいう。

② 「こども大綱」における「こども」、「若者」の定義

「こども」は、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。

なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

③ 「子供・若者育成支援推進大綱」における「子供」、「若者」の定義

「子供」は、乳幼児期（義務教育年齢に達するまでの者。）、学童期（小学生の者。）及び思春期（中学生からおおむね18歳までの者。）の者。「若者」は、思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。）の者。

施策によっては、40歳未満までのポスト青年期（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。）の者も対象とする。

④ 「子ども・子育て支援法」における「子ども」の定義

第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者

をいう。

⑤ 「こども」の表記について

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和 4 年 9 月 15 日付け事務連絡で「こども」表記の推奨について（依頼）と題して、各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

（特別な場合の判断）

- ①法令に根拠がある語を用いる場合（例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」）
- ②固有名詞を用いる場合（例：既存の予算事業名や組織名）
- ③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合（例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル）

2 こども・若者・子育て支援をめぐる制度等の動向

(1) こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【基本理念】

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

① こども大綱

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものであり、こども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定めています。

【基本的方針】

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

～こどもまんなか社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、「**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会**」。

② こどもの居場所づくりに関する指針

「地域コミュニティの希薄化」や「複雑かつ複合化した生活課題」、「価値観の多様化」等、子どもたちを取り巻く環境・課題が日々変化している中で、子どもたちにとっても「自分の居場所」があることはウェルビーイングで成長するために必要な要素となっています。

各地域において、多様な主体により「居場所づくり」に関する様々な取組が実践されており、更に推進していくため、こどもの権利を基盤とした居場所づくりについて国の考え方を示しています。

【理念】

- 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する

【こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点】

- ふやす ～多様なこどもの居場所がつくられる～
- つなぐ ～こどもが居場所につながる～
- みがく ～こどもにとって、より良い居場所となる～
- ふりかえる ～こどもの居場所づくりを検証する～

【各視点に共通する事項】

- ① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
- ② こどもの権利の擁護
- ③ 官民の連携・協働

③ 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

【はじめの100か月の育ちビジョン】

全てのこどもの誕生前から幼児期までの育ちを保障するため、目指したい姿や共有したい考え方などの方向性を示すとともに、教育・育児・福祉・保健等、様々な分野にわたる支援や施策の指針となるものとして、令和5年12月に閣議決定されました。

「はじめの100か月」とは、「母親の妊娠期から幼保小接続期（94～106か月）」を指しており、長い人生を送るうえで人格の基盤を築く重要な時期であることから、「育ちのビジョン」を全ての人と共有するためにキーワードとして位置づけられています。

【目的】

- 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

【幼児期までのこどもの育ちの5つのビジョン】

- こどもの権利と尊厳を守る
- 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

④ こども未来戦略

こども未来戦略は、若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5年12月に策定されました。

この戦略では、3つの基本理念を掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

【基本理念】

- ① 若者・子育て世代の所得を増やす
- ② 社会全体の構造や意識を変える
- ③ すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく、

【今後3年間集中的に取り組む加速化プラン】

- ① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組
- ② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- ③ 共働き・共育での推進
- ④ こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

(2) こども家庭庁設置法

令和4年6月に、こども家庭庁設置法が、こども基本法と同時に成立しました。

同法は、令和5年4月に施行され、こどもや家庭に関連する政策を一元的に管理・実施することを目的として、「こども家庭庁」が設置されました。こどもや子育て当事者等の視点に立った政策に取り組むこととされています。

【今後のこども政策の基本理念】

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
- 全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上
- 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援
- こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
- 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

(3) 子ども・子育て支援

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定されました。

令和元年5月には、3歳から5歳児については原則として全ての世帯で、0歳から2歳児は住民税が非課税となる所得の低い世帯を対象に認可保育所や幼稚園などの利用料を無料とする改正があり、同年10月から施行されています。

また、令和6年10月の改正では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策を実施するとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化が定められています。

【基本理念】

- 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(4) 次世代育成支援対策

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成17年度から10年間の時限立法（10年間延長）として「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。法では、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ（後に任意計画に変更）、10年間の集中的・計画的な取組を推進してきました。

また、国は、法に掲げる基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定しています。

【基本理念】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

【基本的な視点】

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1 子どもの視点 | 2 次代の親の育成という視点 |
| 3 サービス利用者の視点 | 4 社会全体による支援の視点 |
| 5 仕事と生活の調和の実現の視点 | 6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点 |
| 7 全ての子どもと家庭への支援の視点 | 8 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点 |
| 9 サービスの質の視点 | 10 地域特性の視点 |

(5) 子どもの貧困対策

平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年 6 月に改正され、その目的・基本理念に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること、子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることなどが明記されるとともに、市町村による子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされました。

また、この法に基づき平成 26 年 8 月に策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」についても、5 年ごとに見直すこととなっており、令和元年 11 月に改訂され、子どもの貧困に関する新たな指標が設けられました。

なお、令和 6 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められました。

【大綱における指標改善に向けた主な重点施策】

- 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子どもたちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施
- 妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援
- 生活困窮家庭の親の自立支援
- ひとり親への就労支援
- 児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進

(6) 子ども・若者支援

一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指して、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、この法律に基づき、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。令和 3 年 4 月に策定された同大綱では、子ども・若者を取り巻く状況を、「家庭」「学校」「地域社会」「情報通信環境」「就業」の 5 つの場に分け、現状・課題の整理を行うとともに、5 つの基本的な方針が設定されています。

【5 つの基本的な方針】（子ども・若者育成支援推進法）

- 1 全ての子供・若者の健やかな育成
- 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援
- 3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- 4 子供・若者の成長のための社会環境の整備
- 5 子供・若者の成長を支える担い手の養成

(7) 子どもの権利

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、子どもに関わる全ての活動において、子どもの最善の利益を第一に考慮されることがうたわれています。

本市では、全ての子どもを一人の人間として認め、生まれながらに持っている子どもの権利を尊重するとともに、保障し、もって子どもの幸せと健やかな成長に寄与することを目的として、「石巻市子どもの権利に関する条例」を制定し、平成21年4月1日から施行しています。

【基本理念】(石巻市子どもの権利に関する条例)

- 1 子どもは、子ども本人、子どもの保護者等の人種、性別、国籍、言語、宗教、障害の有無その他の理由によりいかなる差別も受けることがあってはなりません。
- 2 子どもは、次の世代を担う大切な地域の宝であり、地域で守り、育てていかなければなりません。
- 3 子どもを、虐待及びいじめによる危険から守らなければなりません。
- 4 子どもの意見は、最大限に尊重されなければなりません。
- 5 子どもが自らの権利を自覚するとともに、その権利を行使するに当たっては、他の人を思いやり、尊重することができるようにしなければなりません。

【子どもにとって大切な権利】

- | | | |
|---------------|--------------|---------------|
| ●安全に安心して生きる権利 | ●自分らしく育つ権利 | ●自分を守り、守られる権利 |
| ●社会へ参加する権利 | ●適切な支援を受ける権利 | |

第2部 本市のこども・若者・子育てを取り巻く環境

1 統計からみる現状

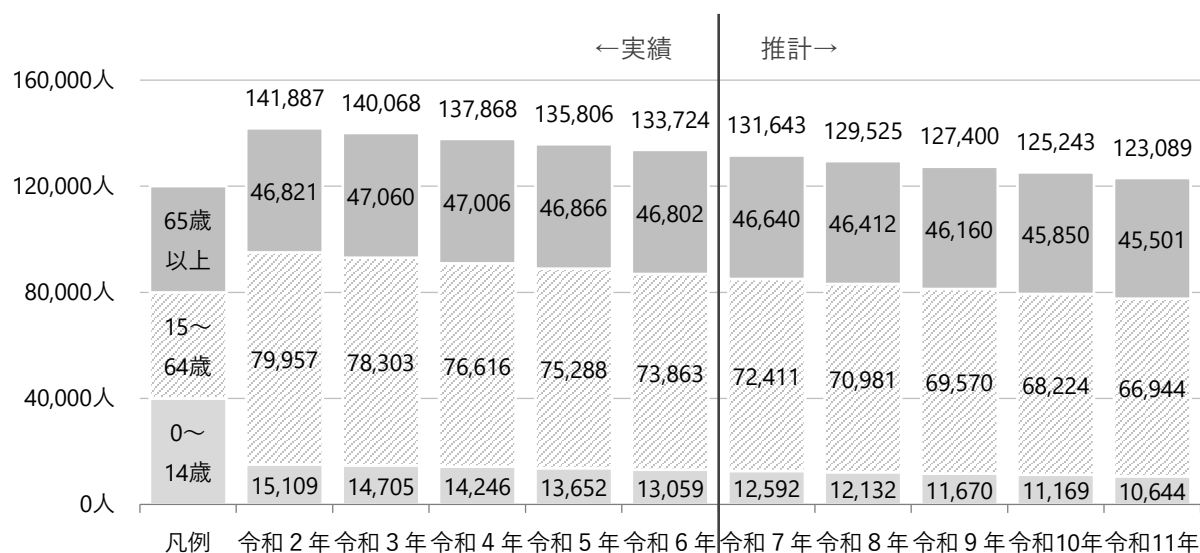
(1) 人口・世帯の状況

① 人口の推移・推計

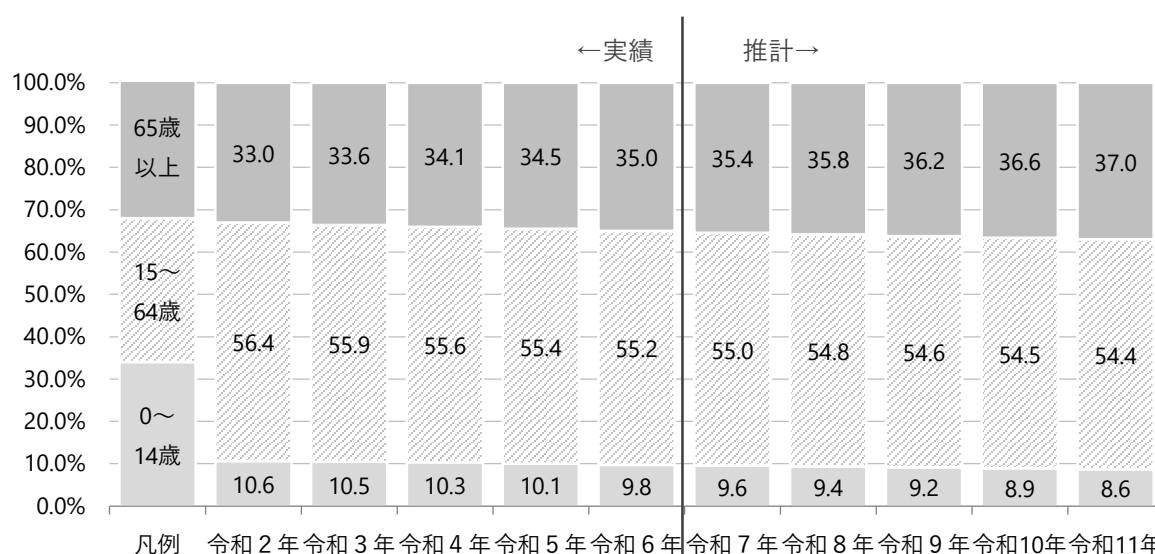
本市の総人口は年々減少し、令和6年3月末日現在で133,724人となっており、実績に基づき算出した人口の推計をみると、今後も人口の減少傾向は続く見込みです。

また、総人口に対する年齢3区分別人口の割合について、令和2年から令和6年までの5年間で、年少人口（0～14歳）が10.6%から9.8%に低下し、老年人口が33.0%から35.0%に上昇しており、本市においても少子高齢化が進行しています。

■年齢3区分別人口の推移・推計



■年齢3区分別人口構成比の推移・推計



資料：実績は石巻市住民基本台帳人口（各年3月末日現在）、推計は実績を基にコーホート変化率法で算出

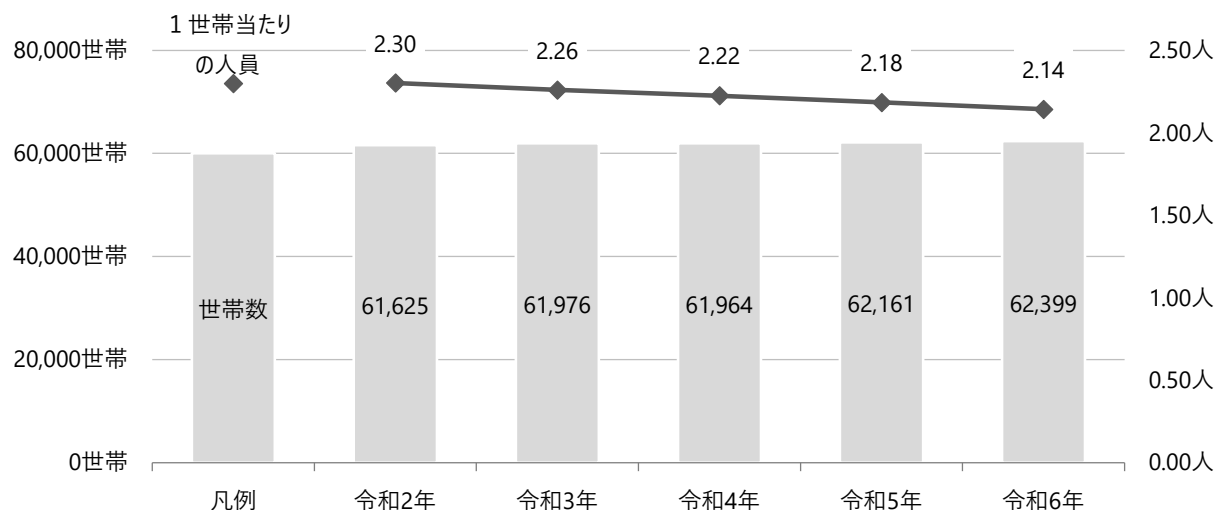
② 世帯の推移

本市の世帯数は増加傾向にあり、令和6年3月末日現在で 62,399 世帯となっています。

一方、1 世帯当たりの人員は減少傾向にあり、令和6年3月末日現在で 2.14 人となっています。

また、世帯数及び世帯構成の状況をみると、一般世帯に占める核家族世帯の割合は全国と比べて低いものの、県と同水準となっています。こどもがいる核家族世帯の割合は、国・県より低いものの、母子世帯はやや高くなっています。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：石巻市住民基本台帳人口（各年3月末日現在）

■世帯数及び世帯構成の状況

単位：世帯	石巻市				宮城県		全国	
	平成 22 年		令和 2 年		令和 2 年		令和 2 年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯	57,796	-	56,624	-	980,549	-	55,704,949	-
核家族世帯	30,614	53.0%	29,331	51.8%	507,063	51.7%	30,110,571	54.1%
うち 6 歳未満のこどもがいる世帯	3,434	5.9%	2,826	5.0%	62,417	6.4%	3,772,306	6.8%
うち 18 歳未満のこどもがいる世帯	8,562	14.8%	7,352	13.0%	154,935	15.8%	9,308,835	16.7%
母子世帯	1,192	2.1%	849	1.5%	11,702	1.2%	646,809	1.2%
うち 6 歳未満のこどもがいる世帯	215	0.4%	162	0.3%	1,962	0.2%	109,700	0.2%
父子世帯	109	0.2%	77	0.1%	1,185	0.1%	74,481	0.1%
うち 6 歳未満のこどもがいる世帯	11	0.02%	7	0.01%	87	0.01%	5,632	0.01%

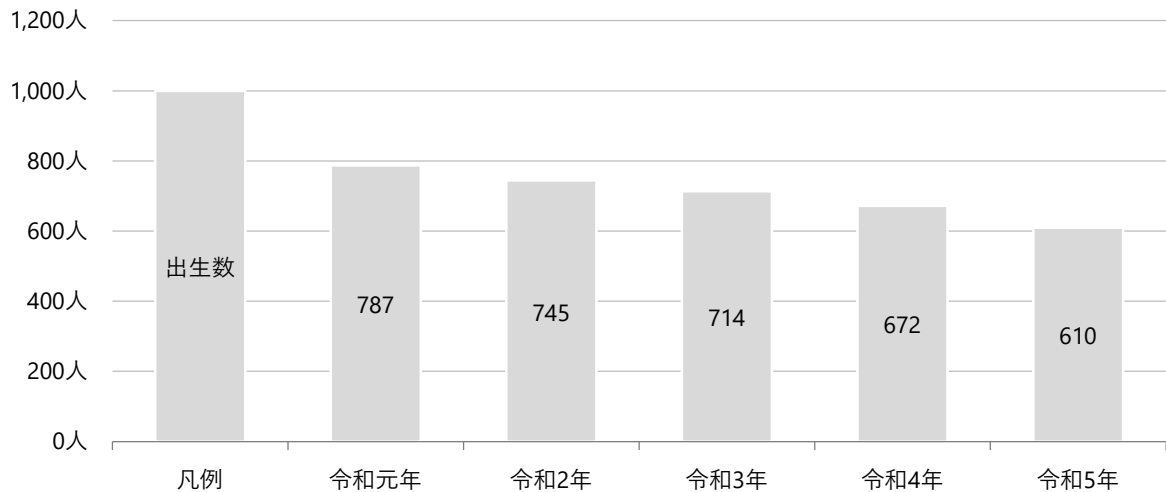
資料：国勢調査

(2) 出生の状況

本市の出生数は年々減少しており、令和5年に610人となっています。

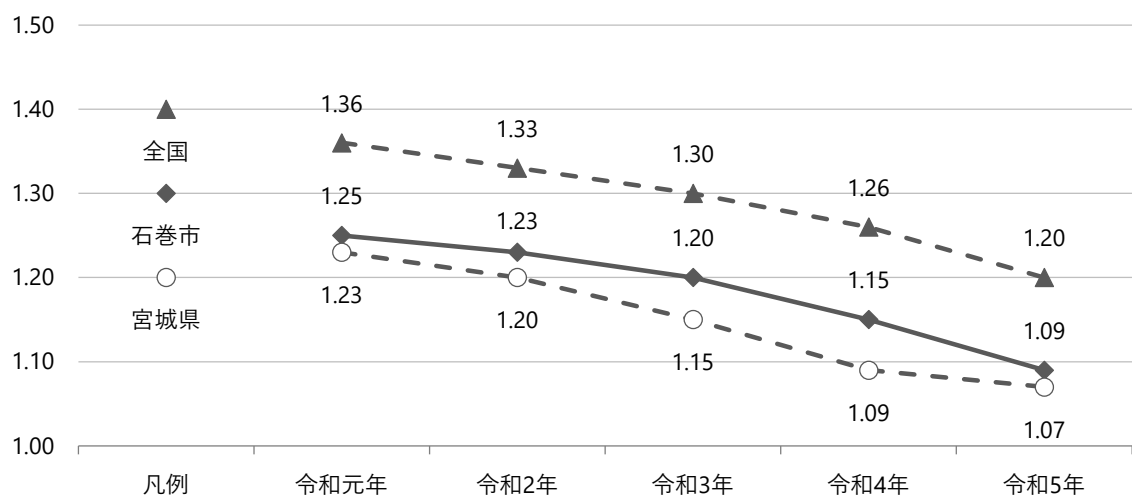
合計特殊出生率についても全国より低く、県より高い水準で推移しているものの、年々低下傾向にあります。

■出生数の推移



資料：人口動態統計

■合計特殊出生率の推移



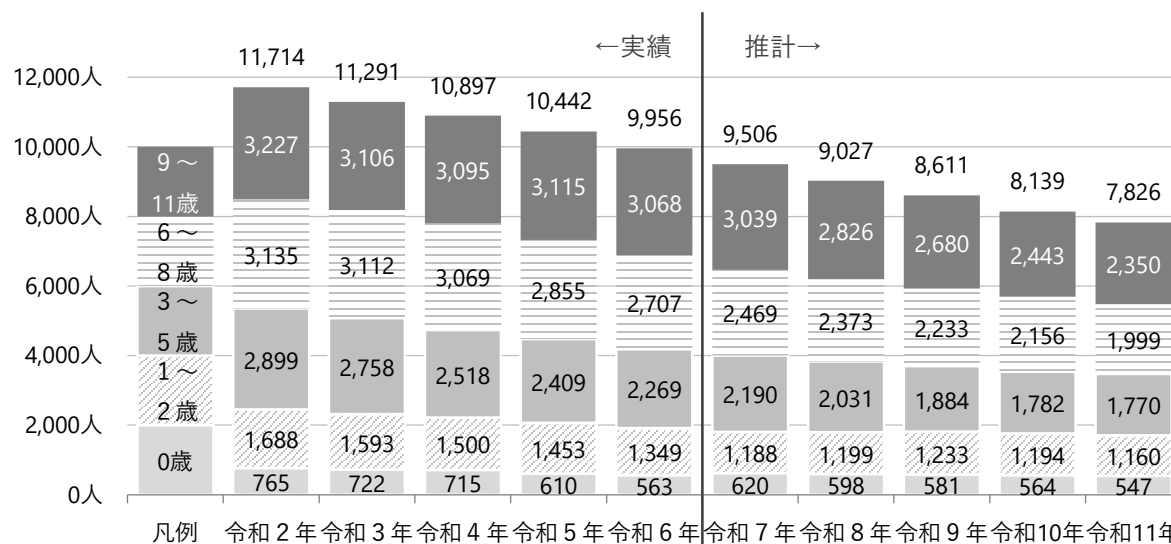
資料：石巻市は独自算出、全国・宮城県は人口動態統計

※合計特殊出生率：「15～49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもの」で、一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均に相当する。

(3) こどもの数の推移・推計

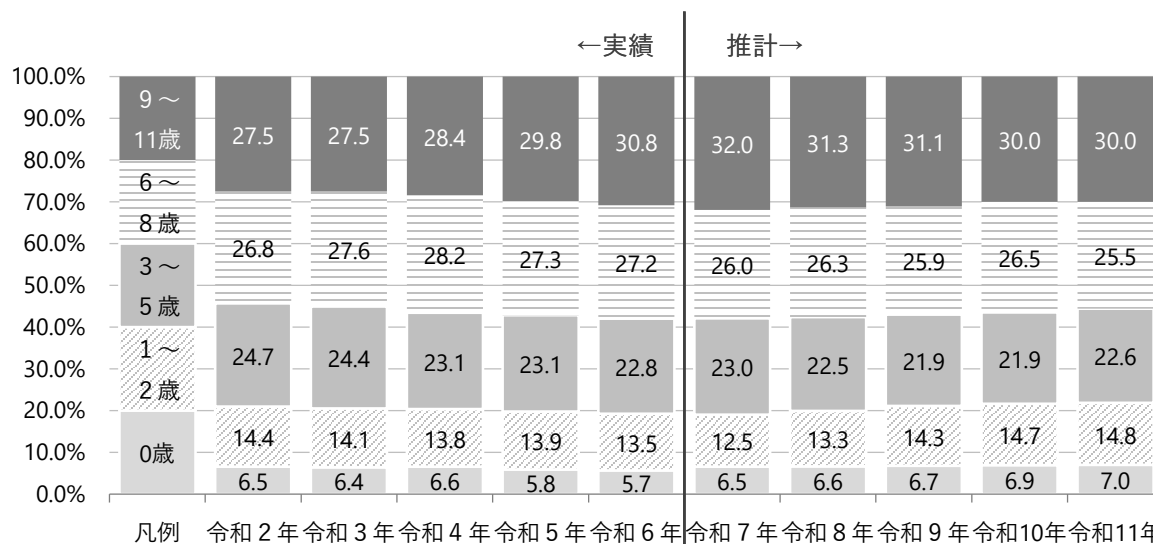
本市の12歳未満のこどもの数は、令和6年3月末日現在で9,956人となっており、令和2年から令和6年までの5年間で1,758人（15.0%）減少しています。なお、実績に基づき算出した人口の推計をみると、今後もこどもの数の減少傾向は続く見込みです。

■12歳未満のこどもの数の推移・推計



資料：実績は石巻市住民基本台帳人口（各年3月末日現在）、推計は実績を基にコーホート変化率法で算出

■12歳未満のこどもの数の構成比の推移・推計



資料：実績は石巻市住民基本台帳人口（各年3月末日現在）、推計は実績を基にコーホート変化率法で算出

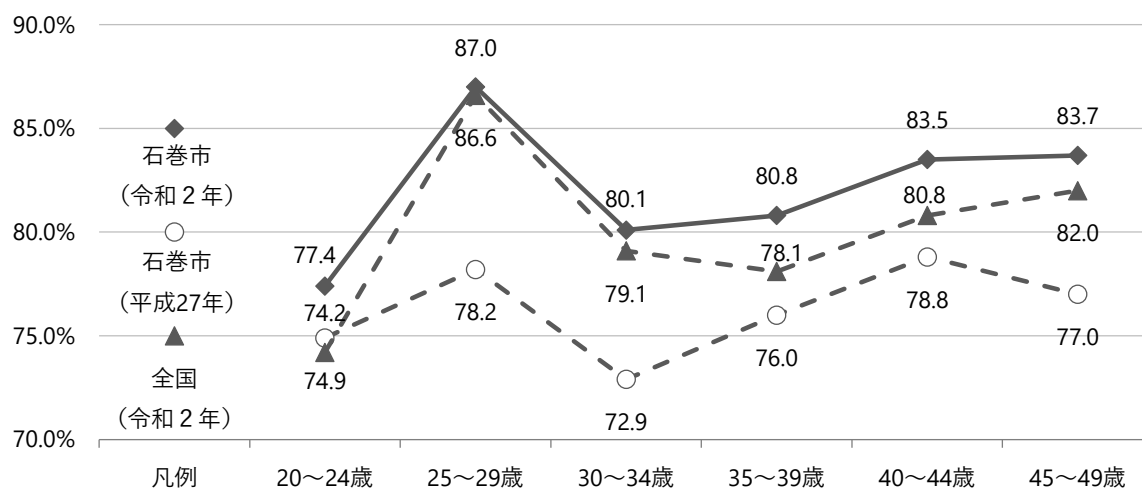
※コーホート変化率法：各コーホート（同じ年（または、同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

（４）就労の状況

本市の女性の年齢別労働力率は、平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間で全体的に上昇しており、特に 25 歳から 29 歳で 8.8%上昇しています。また、いずれの年齢の労働力率も全国より高くなっています。

女性の就業上の地位別就業者数の状況を見ると、平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間で「雇用者」の割合が高くなっており、特に「正規の職員・従業員」で高くなっています。また、県、全国と比較すると、「役員・業主等」の割合が高くなっています。

■女性の年齢別労働力率の状況



■女性の就業上の地位別就業者数の状況

	総数	雇用者	正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	役員・業主等
石巻市（平成 27 年）	27,644	22,576	11,334	524	10,718	5,068
	(100.0%)	(81.7%)	(41.0%)	(1.9%)	(38.8%)	(18.3%)
石巻市（令和 2 年）	28,128	23,218	11,914	478	10,826	4,910
	(100.0%)	(82.5%)	(42.4%)	(1.7%)	(38.5%)	(17.5%)
宮城県（令和 2 年）	481,959	415,785	207,120	17,504	191,161	66,174
	(100.0%)	(86.3%)	(43.0%)	(3.6%)	(39.7%)	(13.7%)
全 国（令和 2 年）	26,141,918	22,361,040	10,731,753	883,817	10,745,470	3,780,878
	(100.0%)	(85.5%)	(41.1%)	(3.4%)	(41.1%)	(14.5%)

資料：国勢調査

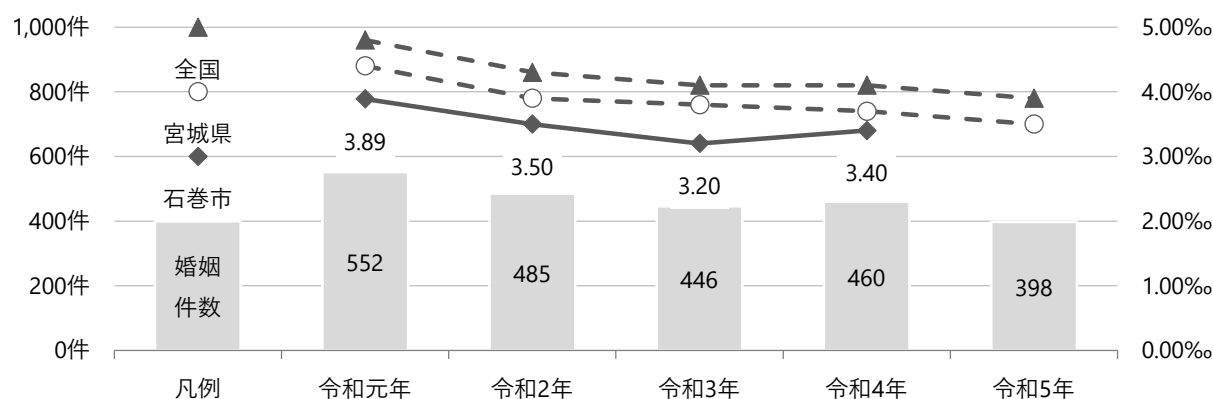
(5) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻件数は、令和元年以降変動はあるものの減少傾向にあり、令和5年に 398 件となっています。また、離婚件数は、令和元年以降減少傾向にありましたが、令和5年に微増し、219 件となっています。

婚姻率は、県、全国と比較すると低く、離婚率は、県、全国とほぼ同水準となっています。

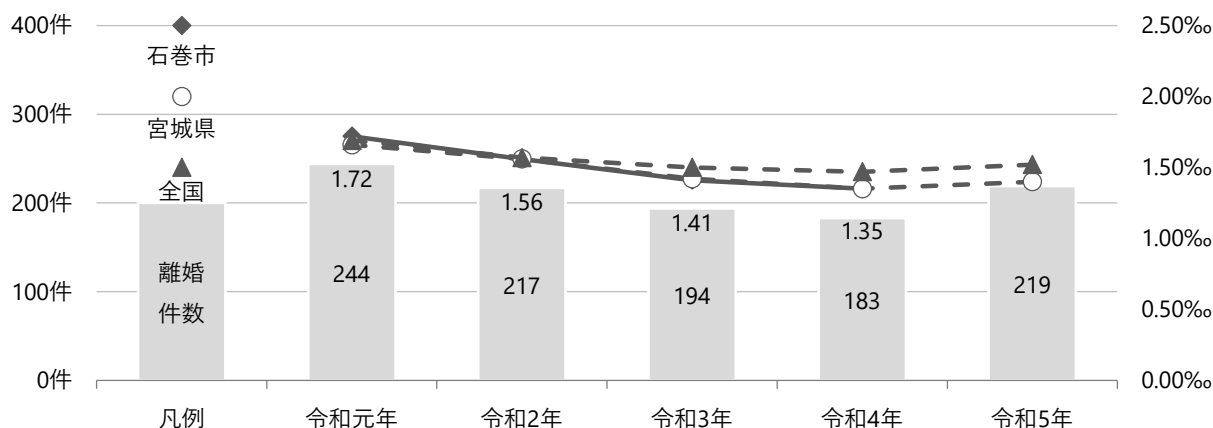
更に、未婚率の推移をみると、女性、男性ともに上昇傾向となっています。

■婚姻件数（率）の推移



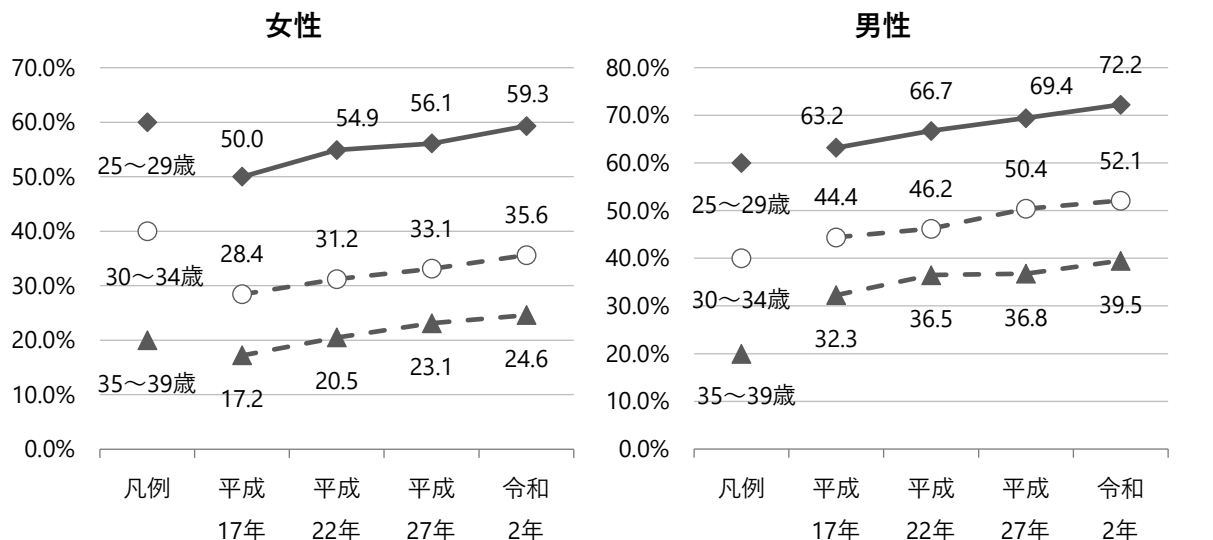
資料：人口動態統計

■離婚件数（率）の推移



資料：人口動態統計

■性別・年齢別未婚率の推移



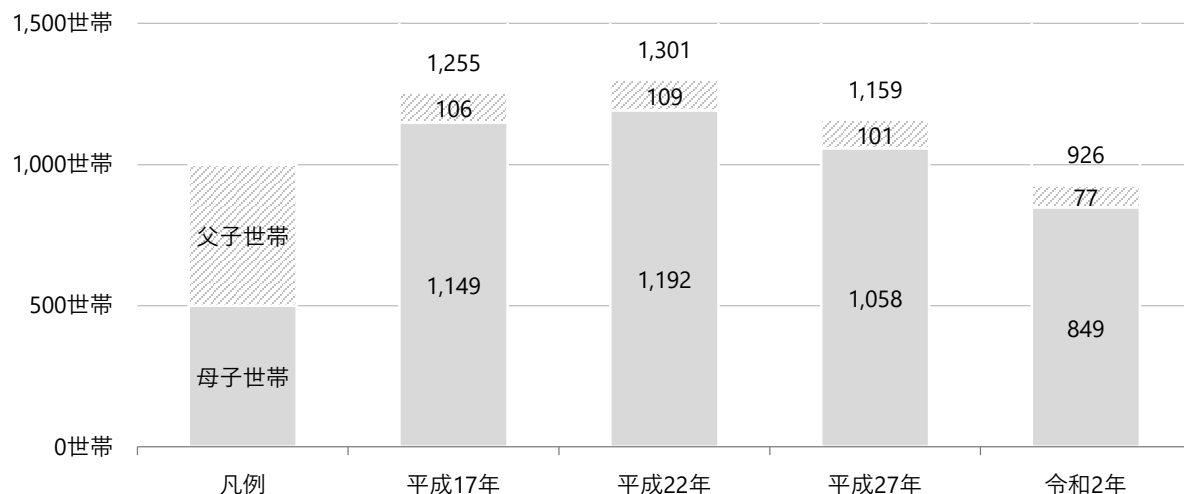
資料：国勢調査

(6) ひとり親家庭の状況

本市におけるひとり親家庭については、平成 22 年以降減少しており、令和 2 年に 926 世帯となっています。内訳をみると、母子世帯が9割以上を占めています。

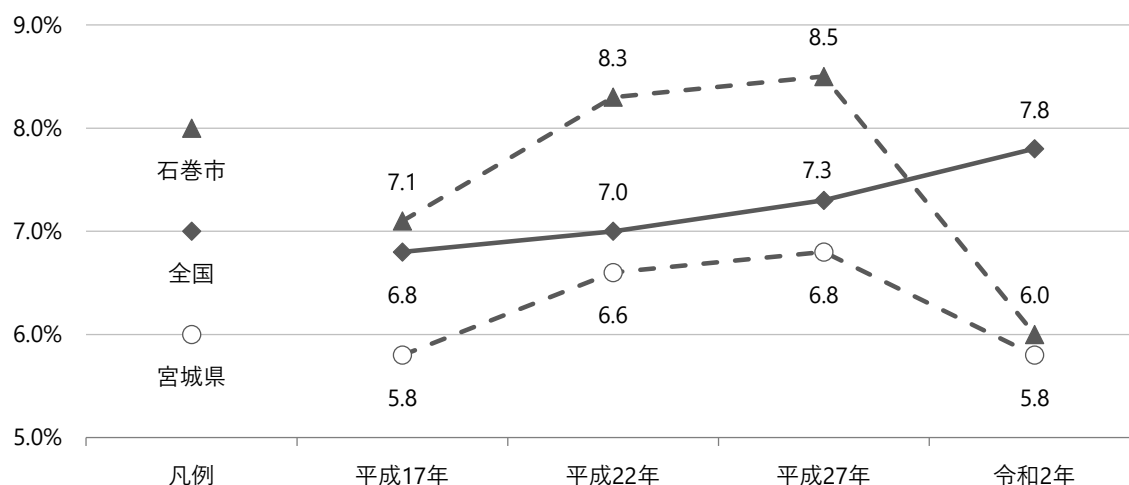
また、18 歳未満世帯員のいる一般世帯数に対するひとり親世帯の割合の推移を見ると、平成 27 年までは、市、県、全国ともに上昇傾向にありましたが、令和 2 年は、市と県のみ大きく低下し、平成 17 年の割合の 7.1%を下回る 6.0%となっています。

■ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

■ひとり親世帯の割合の推移



※ひとり親世帯：母子世帯と父子世帯を合算した世帯

※母子世帯：核家族世帯のうち未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満のこどものみから成る一般世帯

※父子世帯：核家族世帯のうち未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満のこどものみから成る一般世帯

資料：国勢調査

(7) 要保護対象児童等の状況

本市の要保護対象児童等の人数については、年 800 人から 900 人台で推移しており、内訳をみると、「その他」を除くと「児童虐待相談」が最も多く、次いで「障害相談」、「養護その他相談」の順に多くなっています。

■要保護対象児童延べ人数の推移

単位：人		令和 2 年			令和 3 年			令和 4 年			令和 5 年		
		市	児相	合計	市	児相	合計	市	児相	合計	市	児相	合計
養護	①児童虐待相談	124	235	359	146	270	416	138	358	496	159	342	501
	②養護その他相談	58	19	77	69	27	96	78	7	85	84	30	114
障害	③障害相談	0	290	290	0	345	345	0	306	306	0	289	289
非行	④ぐ犯等相談	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2
	⑤触法等相談	0	1	1	0	2	2	0	2	2	0	11	11
育成	⑥性格行動相談	1	10	11	1	10	11	0	10	10	0	14	14
	⑦不登校相談	0	1	1	0	9	9	0	0	0	0	2	2
	⑧適性相談	0	7	7	0	5	5	0	0	0	0	6	6
	⑨しつけ相談	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	1	1
⑩特定妊婦		30	0	30	23	0	23	25	0	25	30	0	30
⑪その他		0	63	63	0	79	79	0	58	58	0	25	25
合計		213	628	841	239	752	991	241	743	984	273	722	995

※当該年度中にケースとして処遇した人数の内訳 資料：総合相談センター

- ①児童虐待相談・・・身体的、心理的、性的虐待及びネグレクトによる相談
- ②養護その他相談・・・養育困難に関することやこどもの養育環境、子育て不安などの相談
- ③障害相談・・・身体障害、知的障害、発達障害に関する相談
- ④ぐ犯等相談・・・虚言癖や家出、乱暴等の行為や問題行動のあるこども相談
- ⑤触法等相談・・・警察から児童福祉法第 25 条の通告や犯罪少年として家庭裁判所から送致、触法行為が思料される相談
- ⑥性格行動相談・・・家庭内暴力や落ち着きがない、友達と遊べない等の相談
- ⑦不登校相談・・・不登校の児童生徒や保護者、関係機関からの相談
- ⑧適性相談・・・進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
- ⑨しつけ相談・・・育児やしつけに関する相談
- ⑩特定妊婦・・・DV 被害者や虐待歴のある妊婦、若年妊婦や望まない妊娠などのハイリスクにある妊婦で妊娠期から継続的な支援が必要なケースの相談
- ⑪その他・・・施設入所関連

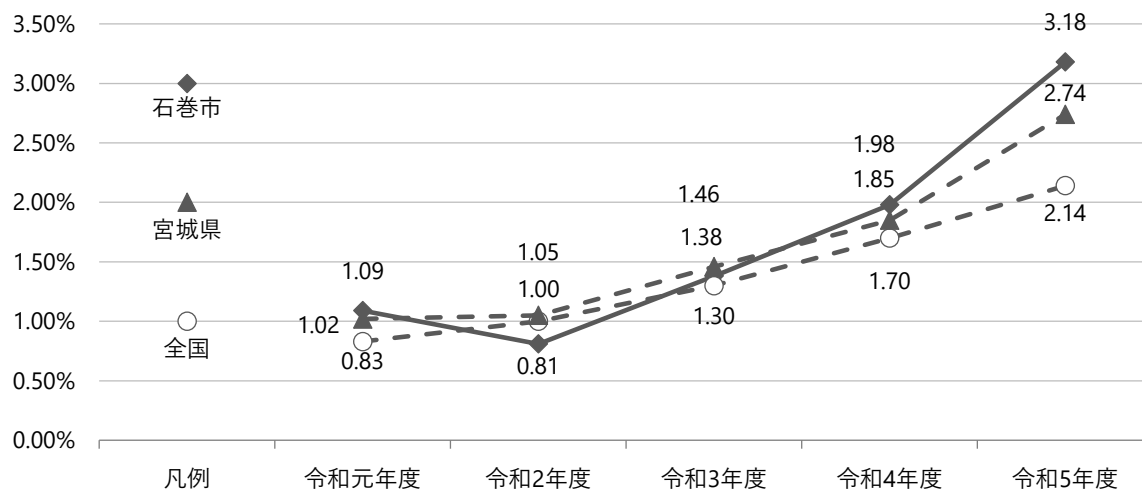
※ネグレクト：こども等の保護や世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。育児放棄。

(8) 不登校の状況

本市における不登校の出現率（全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合）は、小学校・中学校ともに令和2年度以降大きく上昇しています。

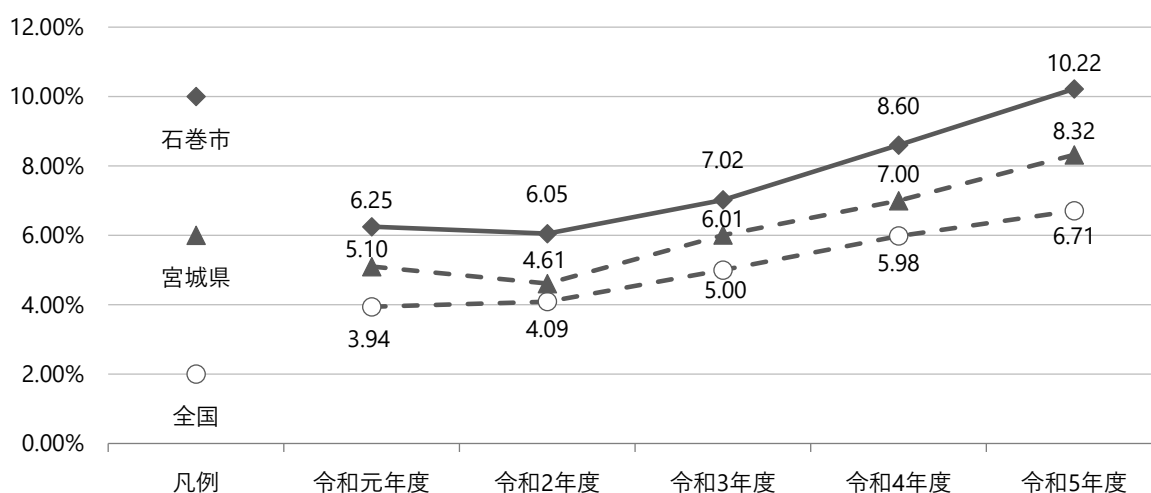
不登校出現率の推移をみると、小学校においては、令和2年度に県、全国を下回ったものの上昇傾向にあり、令和5年度には3.18%となっています。また、中学校においては、令和元年度以降、県、全国より高い水準で推移しており、令和5年度には10.22%となっています。

■不登校出現率の推移【小学校】



資料：学校教育課

■不登校出現率の推移【中学校】



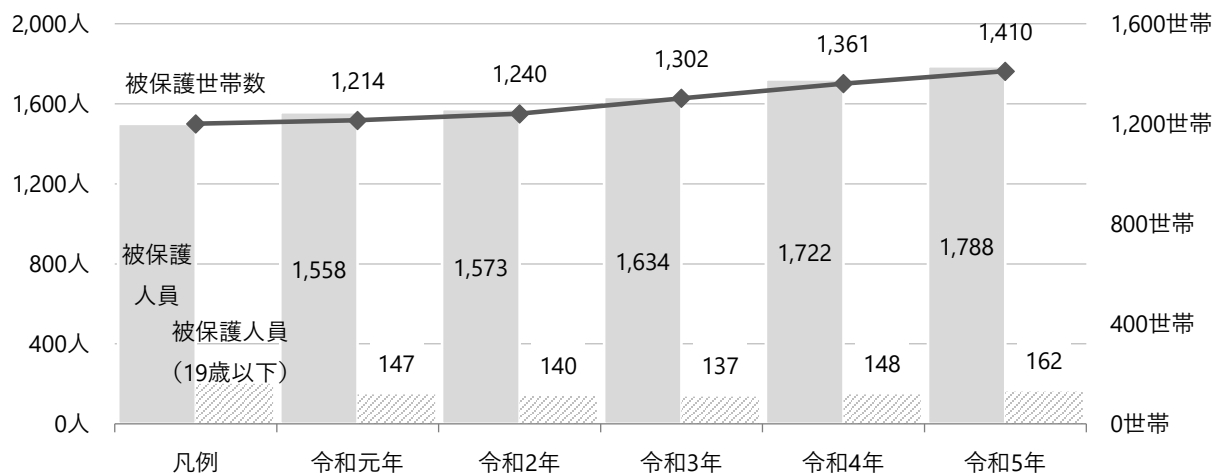
資料：学校教育課

(9) 生活保護の状況

① 生活保護被保護人員

本市の生活保護被保護世帯数・被保護人員は年々増加しており、令和5年には1,410世帯、1,788人となっています。また、19歳以下の被保護人員数については令和4年以降増加しており、令和5年には162人となっています。

■生活保護被保護世帯数・被保護人員数の推移



■被保護人員数の推移

単位：世帯、人		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
石巻市	被保護世帯数	1,214	1,240	1,302	1,361	1,410
	被保護人員数	1,558	1,573	1,634	1,722	1,788
	対前年比(倍)	1.04	1.01	1.04	1.05	1.04
宮城県	被保護人員数	29,326	29,388	29,788	30,060	30,497
うち19歳以下		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
石巻市	被保護人員数	147	140	137	148	162
	対前年比(倍)	1.03	0.95	0.97	1.08	1.10
宮城県	被保護人員数	3,297	3,145	3,006	2,957	

資料：保護課（各年7月末日現在）

② 生活保護世帯におけるこどもの進学状況

本市の生活保護世帯のこどもの進学状況について、中学卒業後は高等学校等へ進学する人が半数以上となっていますが、高等学校卒業後は就職する人が半数以上の年が多くなっています。

■生活保護世帯に属するこどもの進学状況

単位：%		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
中学卒業後	進学率	66.7	100.0	85.7	100.0	100.0
	就職率	33.3	0.0	14.3	0.0	0.0
高等学校等卒業後	進学率	25.0	25.0	37.5	0.0	12.5
	就職率	75.0	75.0	43.8	70.0	50.0
	高等学校等中退率	7.0	7.7	0.0	0.0	2.78

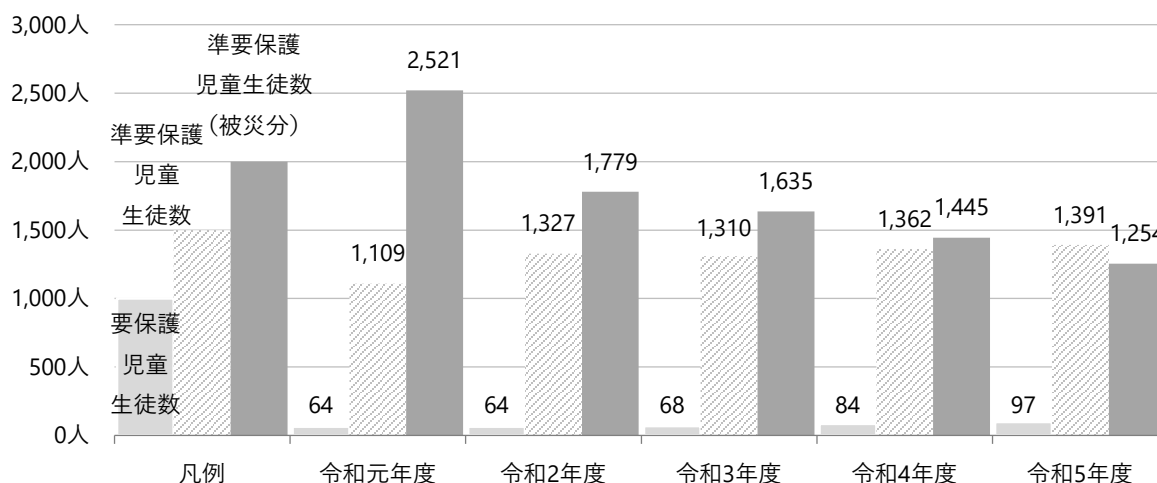
資料：保護課（各年4月1日現在）

(10) 就学援助制度の状況

本市の就学援助の認定者（要保護児童生徒と準要保護児童生徒（被災分含む）の合計）については、東日本大震災の影響によって増加した平成 23 年度をピークに年々減少を続けており、令和 4 年度には 3,000 人を切り、2,891 人となっています。

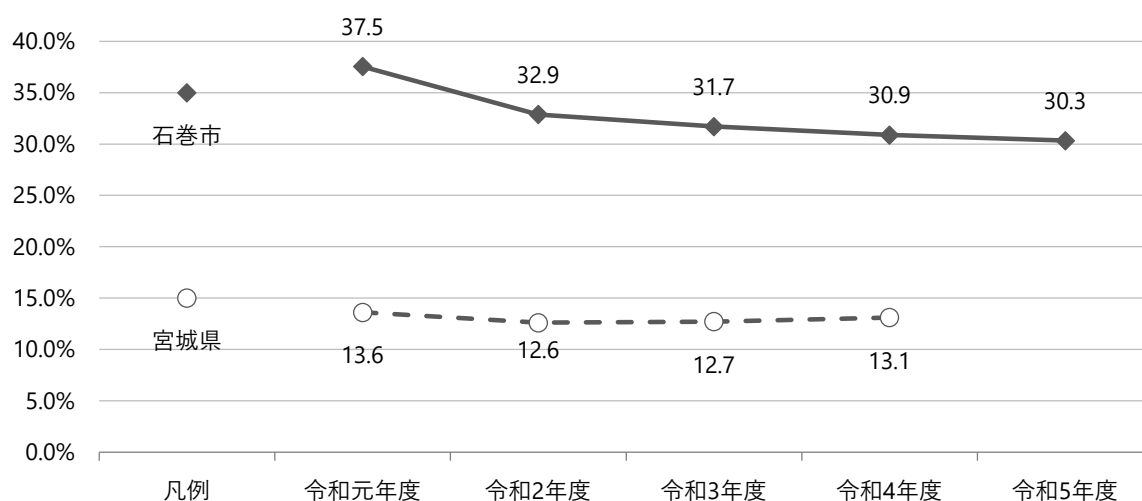
就学援助受給率については、平成 24 年度をピークに減少を続けており、令和 5 年度には、30.3%となっています。

■要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数の推移



資料：教育総務課

■就学援助受給率の推移



資料：教育総務課

※要保護児童生徒：生活保護を受けている世帯の児童生徒。

※準要保護児童生徒：生活保護世帯に準じて経済的に厳しい世帯の児童生徒。認定基準は市町村によって異なる。

※準要保護児童生徒（被災分）：東日本大震災によって経済的に厳しい世帯の児童生徒。

2 アンケート調査からみる現状

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

本調査は、「第2期石巻市子ども未来プラン」が令和6年度をもって終了となることから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「石巻市こども計画（第3期石巻市こども・若者未来プラン）」の策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

② 調査概要

●調査期間：令和6年2月26日（月）～3月18日（月）

調査	調査対象者	調査方法
子ども・子育て支援 ニーズ調査	市内在住の就学前児童の保護者 （無作為抽出）	郵送配布・郵送回収
	市内在住の小学生児童の保護者 （無作為抽出）	郵送配布・郵送回収
子どもの生活についての調査	市内在住の小学5年生児童、 中学2年生生徒（全数）	調査案内文の学校配布による WEB 回答
	市内在住の小学5年生児童、 中学2年生生徒の保護者（全数）	
子ども・若者の生活や意識 に関する調査	市内在住の高校生世代～39歳の方 （無作為抽出）	郵送配布・郵送回収 及び WEB 回答

③ 回収結果

調査	対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
子ども・子育て支援 ニーズ調査	就学前児童の保護者	2,000 件	934 件	46.7%
	小学生児童の保護者	2,000 件	848 件	42.4%
子どもの生活について の調査	小学5年生・中学2年生	2,058 件	924 件	44.9%
	小学5年生・ 中学2年生の保護者	2,058 件	537 件	26.1%
子ども・若者の生活や 意識に関する調査	高校生世代から 39歳までの市民	2,000 件	532 件	26.6%

④ 調査結果の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

⑤ 生活困難の定義について

今回実施した調査のうち、小学5年生・中学2年生の児童・生徒及び保護者対象の調査については、こどもの貧困対策にかかる調査も目的としており、平成30年度に実施した「石巻市子どもの生活実態調査」と同様に、こどもの生活における「生活困難」を、以下の3つの要素から分類しました。

（１）低所得

保護者向け調査で回答いただいた世帯全体の収入額について、世帯人員の平方根で割って調整した所得が中央値の半分の額（貧困線）を下回る人を「低所得」として定義する。

（２）家計の困難

「家計の困難」は、保護者向け調査において過去1年間に、「経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの料金の滞納があったか」、また、過去1年間に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」、「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があったかの7つの項目のうち、1つ以上が該当する場合を「家計の困難」状態と定義する。

（３）こどもの体験や所有物の欠如

こども自身の生活困難を表す指標となる「こどもの体験や所有物の欠如」は、保護者向け調査において、過去1年の間に、こどもと「海水浴に行く」などの体験をしたか、「毎月お小遣いを渡す」などのことをしているかの15項目のうち、3つ以上が該当している場合を、「こどもの体験や所有物の欠如」の状況にあると定義する。

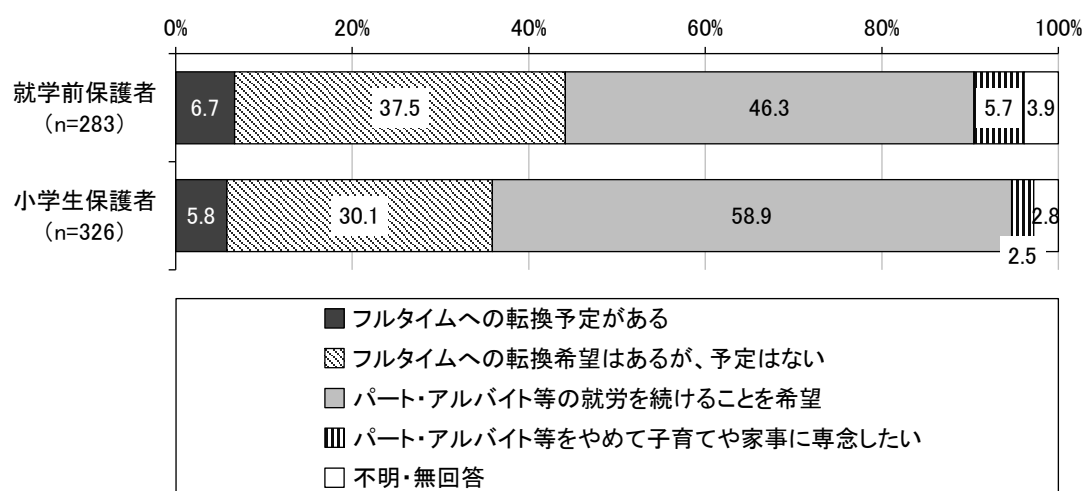
上記の定義をもとに、本調査における生活困難層（困窮層と周辺層の計）を算出しています。この算出は、所得だけでは測れない生活の質を含めた指標によって、生活困難層とその予備群にあたる周辺層の実態を把握するために行ったものです。

(2) 子ども・子育て支援ニーズ調査（就学前児童保護者と小学生保護者）

① パート・アルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換希望（単数回答）

就学前児童保護者では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が46.3%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、予定はない」が37.5%、「フルタイムへの転換予定がある」が6.7%となっています。

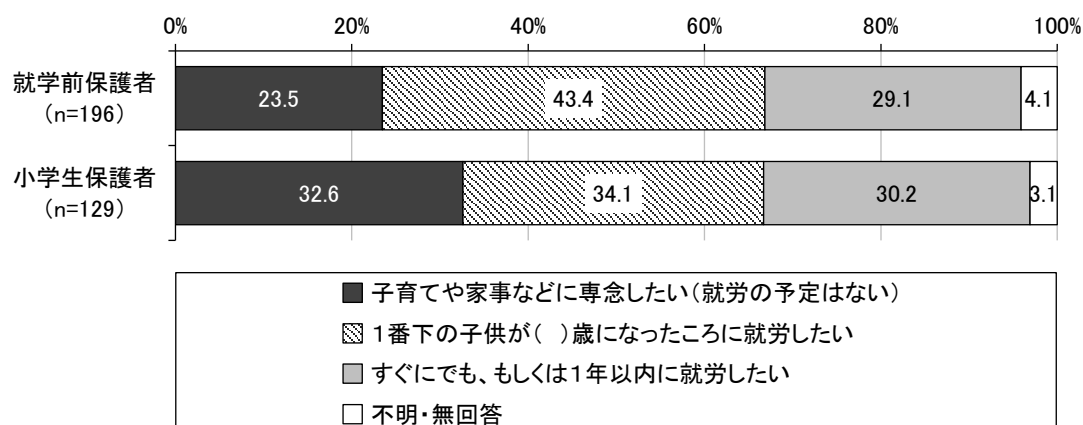
小学生保護者では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が58.9%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、予定はない」が30.1%、「フルタイムへの転換予定がある」が5.8%となっています。



② 現在就労していない母親の就労意向（単数回答）

就学前保護者では、「1番下の子供が（ ）歳になったところに就労したい」が43.4%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が29.1%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が23.5%となっています。

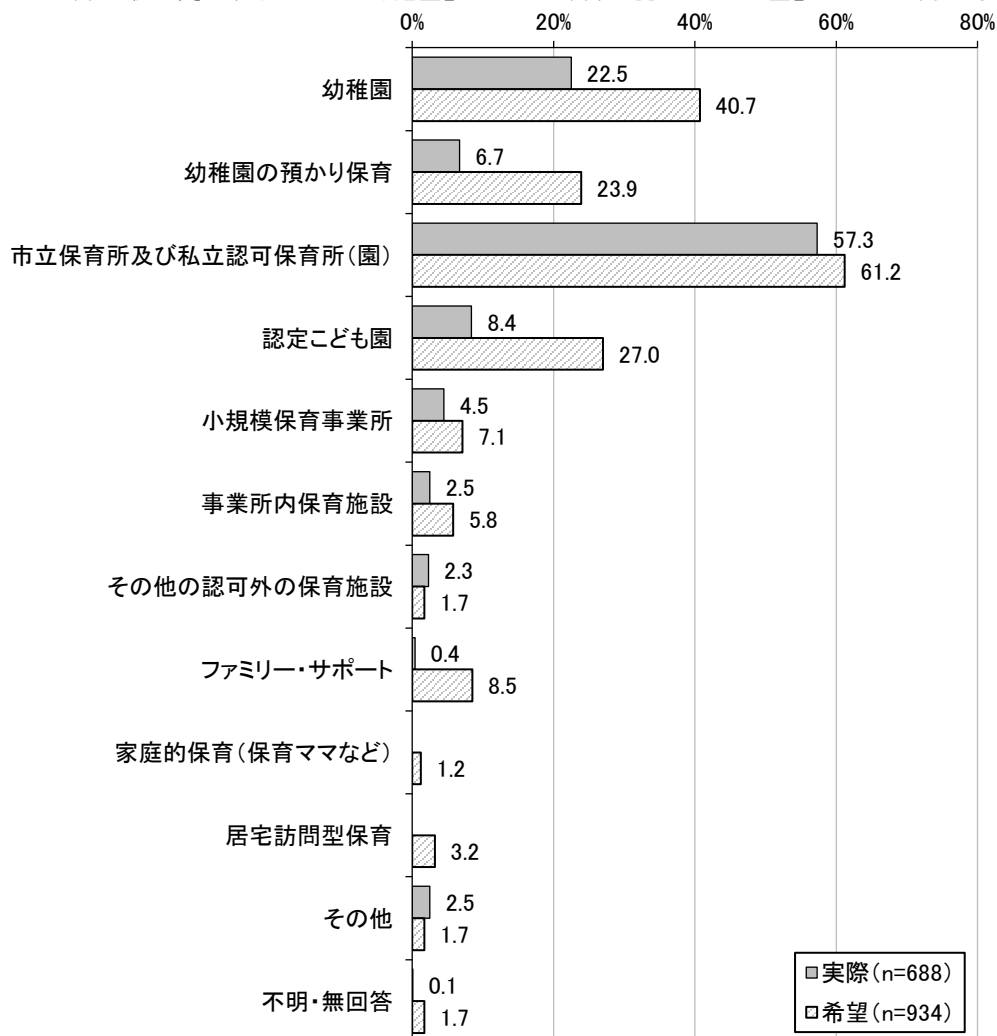
小学生保護者では、「1番下の子供が（ ）歳になったところに就労したい」が34.1%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が32.6%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が30.2%となっています。



③ 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望（複数回答）

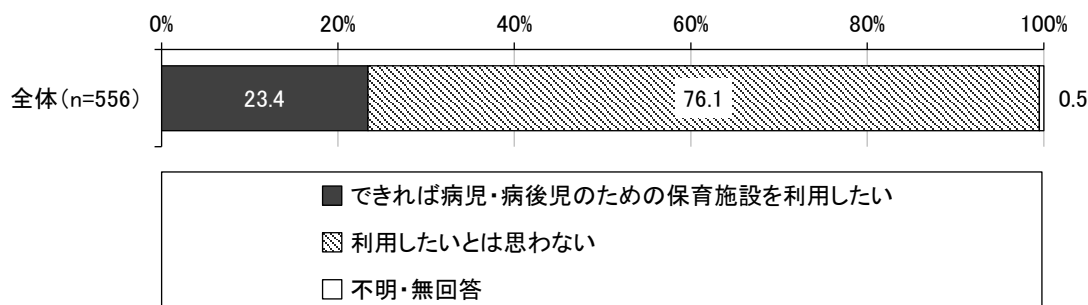
平日「定期的に」利用している事業についてみると、「市立保育所及び私立認可保育所（園）」が57.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が22.5%、「認定こども園」が8.4%となっています。

「定期的に」利用したいと考える事業についてみると、「市立保育所及び私立認可保育所（園）」が61.2%と最も高く、次いで「幼稚園」が40.7%、「認定こども園」が27.0%となっています。



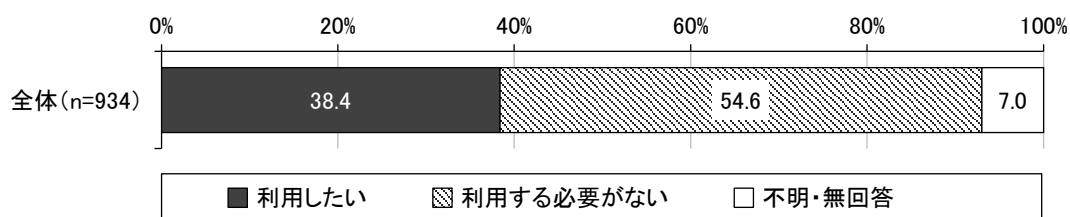
④ 病児・病後児保育の利用意向（単数回答）

お子さんの病気やケガで通常の教育・保育事業を利用できなかった時に、できれば病児・病後児のための保育施設を利用したいと思うかについてみると、「できれば病児・病後児のための保育施設を利用したい」が23.4%、「利用したいとは思わない」が76.1%となっています。



⑤ 親の私用や通院、不定期の就労等による一時預かり等の利用意向（単数回答）

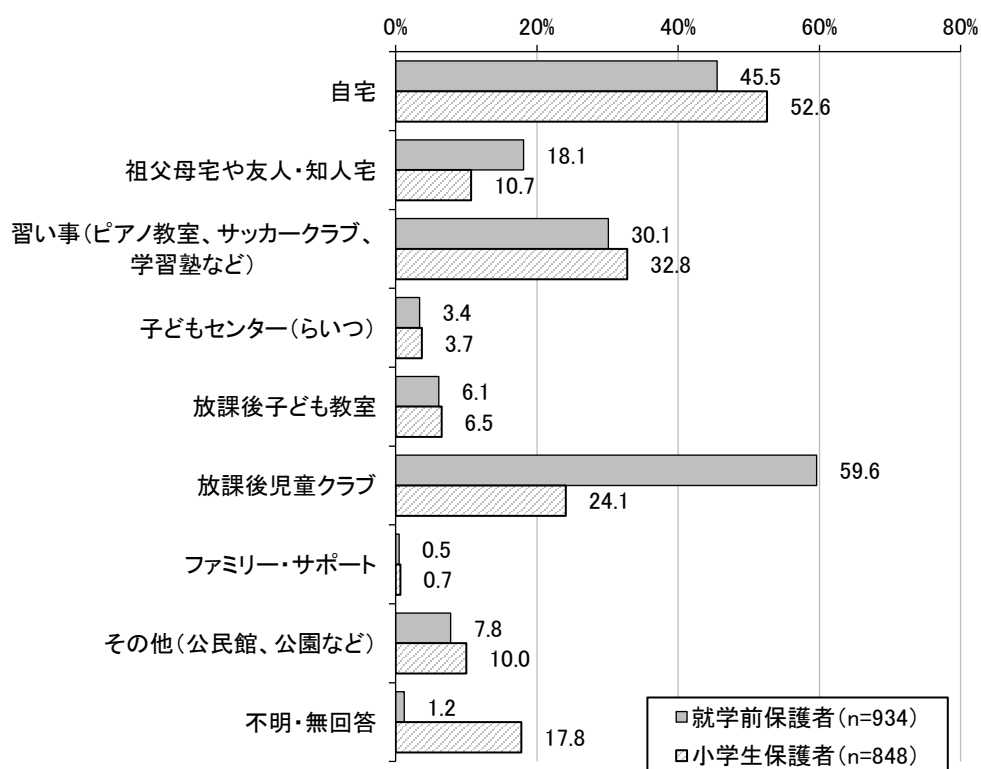
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で事業を利用する必要があるかについてみると、「利用したい」が38.4%、「利用する必要がない」が54.6%となっています。



⑥ 小学校低学年のうちの放課後の過ごし方の希望（複数回答）

就学前保護者では、「放課後児童クラブ」が59.6%と最も高く、次いで「自宅」が45.5%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が30.1%となっています。

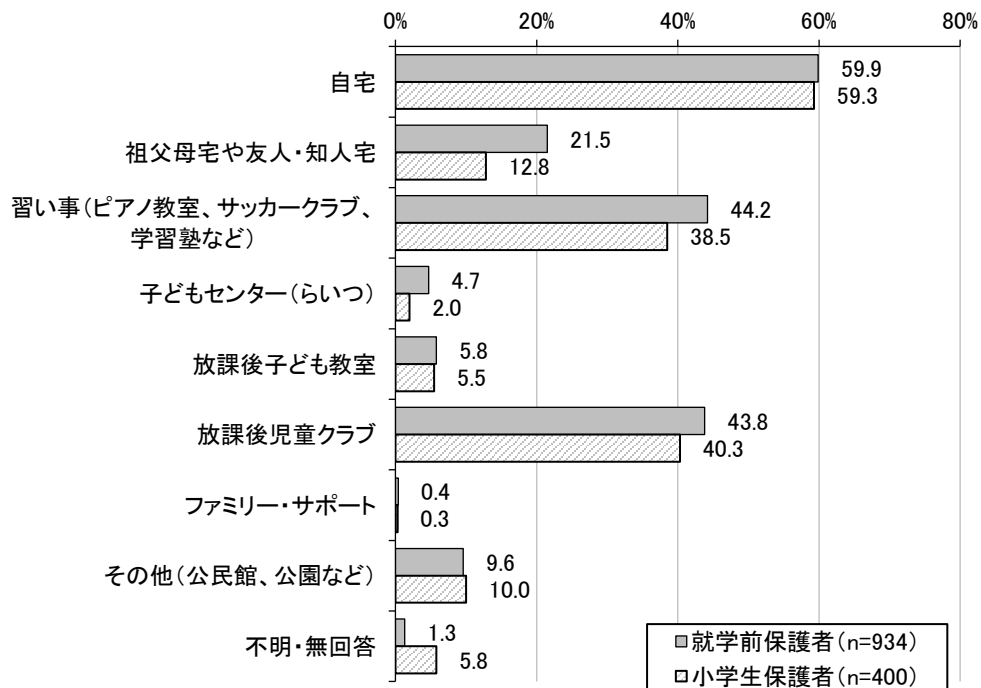
小学生保護者では、「自宅」が52.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が32.8%、「放課後児童クラブ」が24.1%となっています。



⑦ 小学校高学年のうちの放課後の過ごし方の希望（複数回答）

就学前保護者では、「自宅」が59.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が44.2%、「放課後児童クラブ」が43.8%となっています。

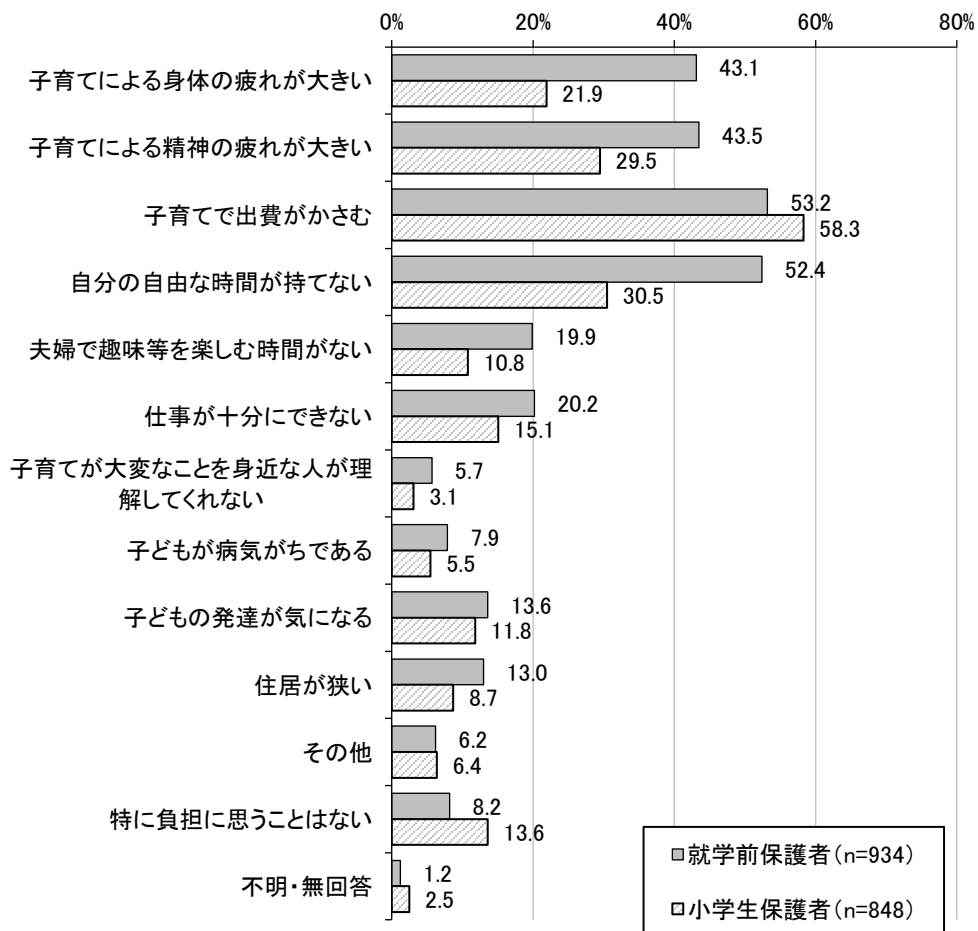
小学生保護者では、「自宅」が59.3%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が40.3%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が38.5%となっています。



⑧ 子育てをする上で特に負担に思うこと（複数回答）

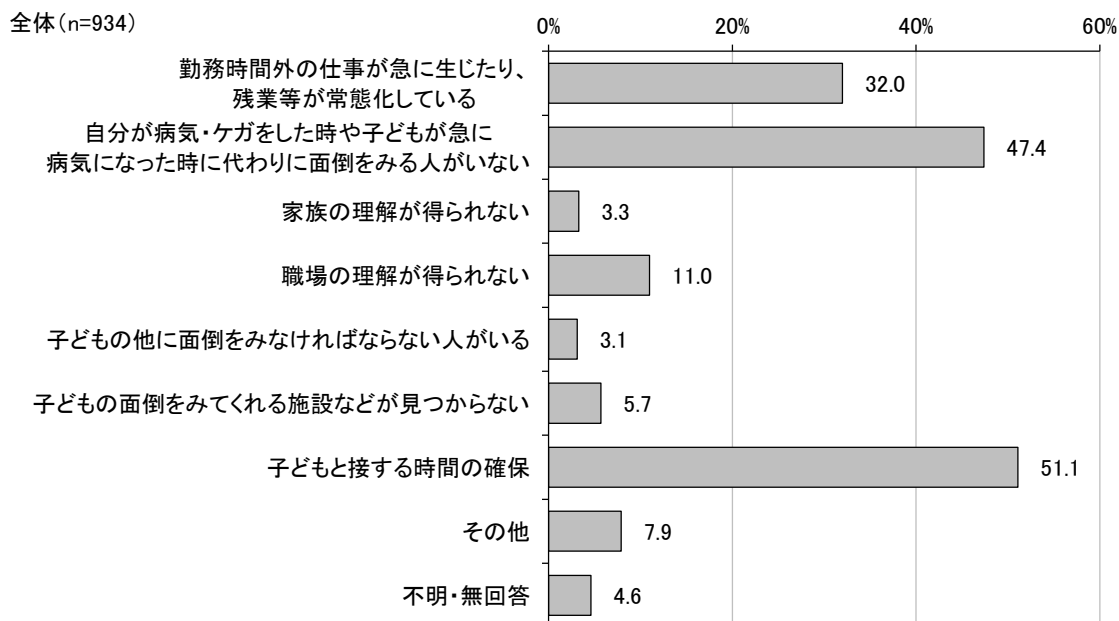
就学前保護者では、「子育てで出費がかさむ」が53.2%と最も高く、次いで「自分の自由な時間が持てない」が52.4%、「子育てによる精神の疲れが大きい」が43.5%となっています。

小学生保護者では、「子育てで出費がかさむ」が58.3%と最も高く、次いで「自分の自由な時間が持てない」が30.5%、「子育てによる精神の疲れが大きい」が29.5%となっています。



⑨ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること（複数回答）

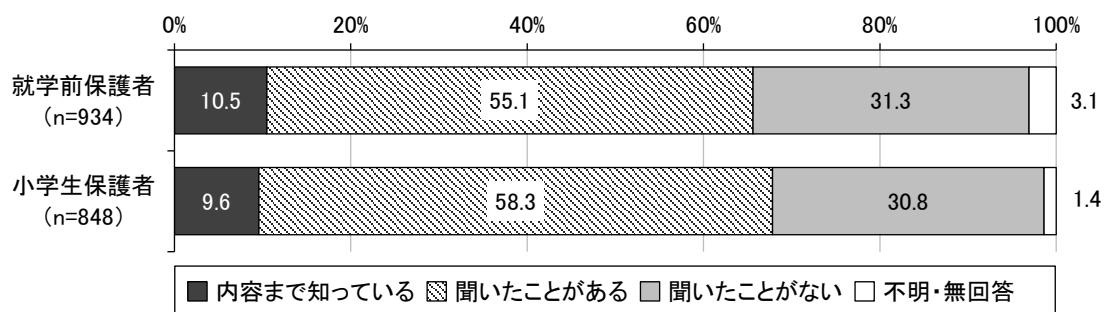
「子どもと接する時間の確保」が 51.1%と最も高く、次いで「自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」が 47.4%、「勤務時間外の仕事が急に生じたり、残業等が常態化している」が 32.0%となっています。



⑩ 子どもの権利の認知度（単数回答）

就学前保護者では、「聞いたことがある」が 55.1%と最も高く、次いで「聞いたことがない」が 31.3%、「内容まで知っている」が 10.5%となっています。

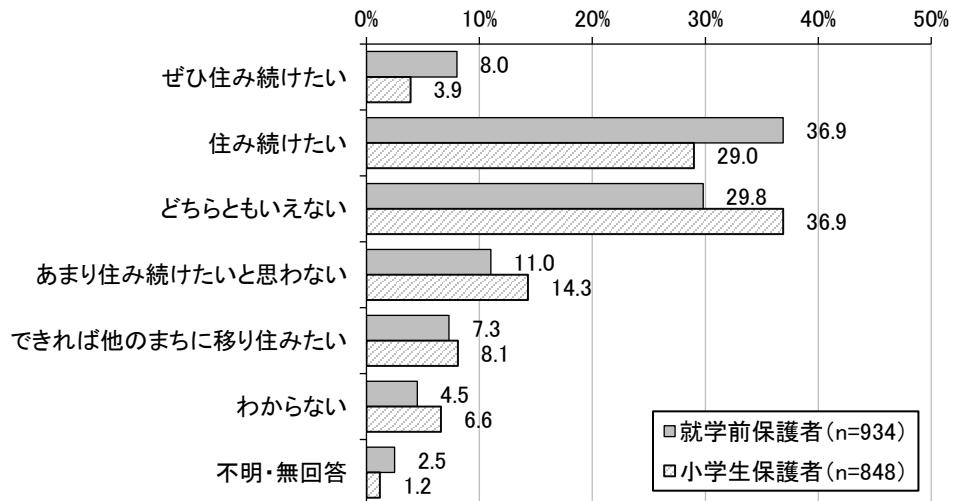
小学生保護者では、「聞いたことがある」が 58.3%と最も高く、次いで「聞いたことがない」が 30.8%、「内容まで知っている」が 9.6%となっています。



⑪ 石巻市は子どもを育てながら住みたいまちだと思うか（単数回答）

就学前保護者では、「住み続けたい」が 36.9%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が 29.8%、「あまり住み続けたいと思わない」が 11.0%となっています。

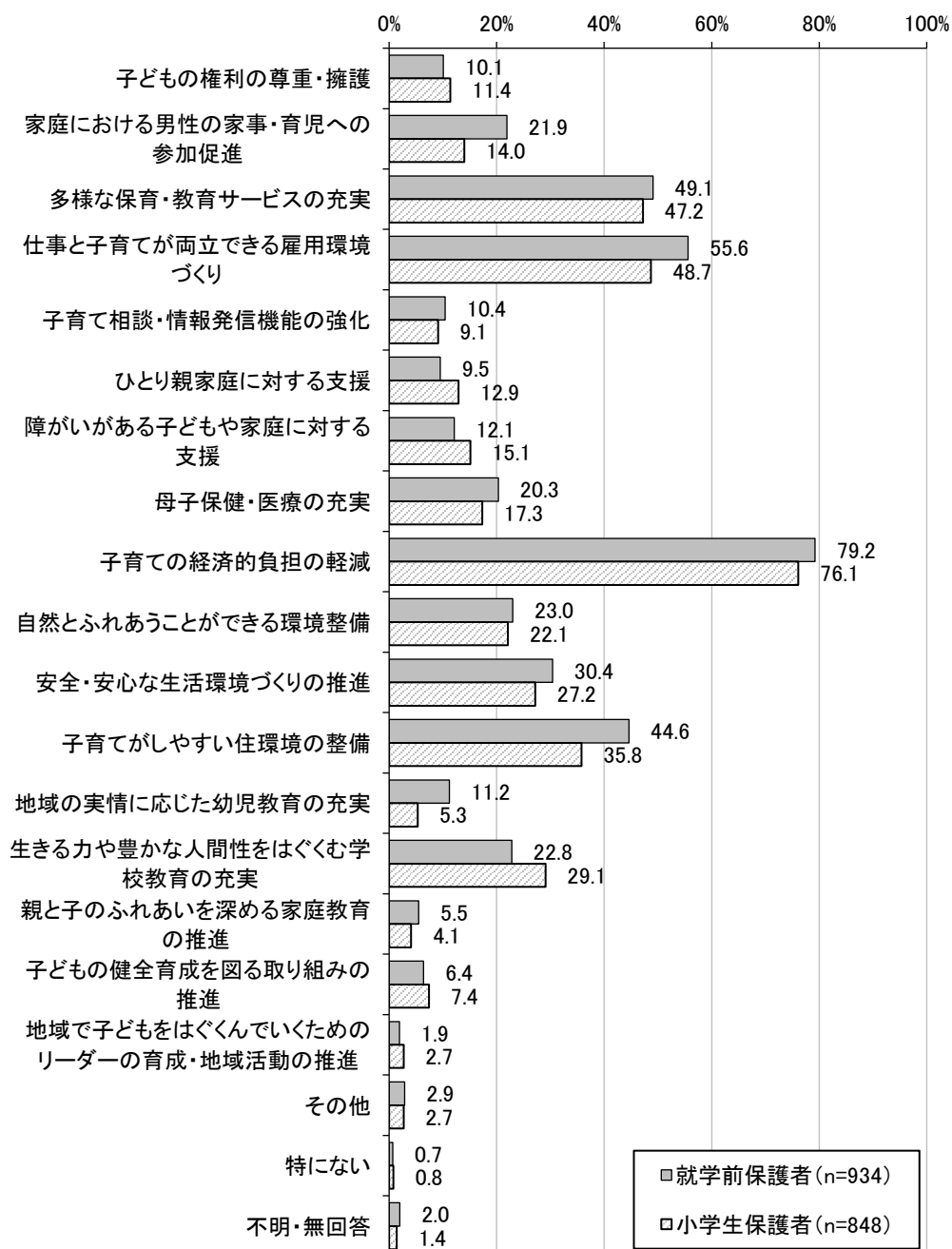
小学生保護者では、「どちらともいえない」が 36.9%と最も高く、次いで「住み続けたい」が 29.0%、「あまり住み続けたいと思わない」が 14.3%となっています。



⑫ 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに向けて市が取り組むべきこと (複数回答)

就学前保護者では、「子育ての経済的負担の軽減」が79.2%と最も高く、次いで「仕事と子育てが両立できる雇用環境づくり」が55.6%、「多様な保育・教育サービスの充実」が49.1%となっています。

小学生保護者では、「子育ての経済的負担の軽減」が76.1%と最も高く、次いで「仕事と子育てが両立できる雇用環境づくり」が48.7%、「多様な保育・教育サービスの充実」が47.2%となっています。



(3) 子どもの生活についての調査（小学5年生と中学2年生の児童・生徒及び保護者）

① 自分の体や気持ちで気になること【児童・生徒】（複数回答）

「特に気になることはない」が 38.9%と最も高く、次いで「やる気が起きない」が 27.9%、「不安な気持ちになる」が 22.3%となっています。

生活困難層別にみると、困窮層において「不安な気持ちになる」「よくおなかが痛くなる」「やる気が起きない」が高くなっています。

単位：%		よく眠れない	頭が痛くなる	歯が痛い	不安な気持ちになる	物が見えづらい	聞こえにくい	よくおなかが痛くなる	よく風邪をひく
全体 (n=924)		17.1	19.3	2.2	22.3	6.4	4.8	18.2	5.5
生活困難層	一般層 (n=378)	14.3	19.6	1.3	20.4	6.1	3.7	14.3	5.6
	周辺層 (n=88)	17.0	20.5	1.1	22.7	4.5	8.0	19.3	5.7
	困窮層 (n=59)	22.0	27.1	1.7	32.2	6.8	5.1	25.4	5.1

単位：%		よく体が痛くなる	まわりが気になる	やる気が起きない	イライラする	特に気になることはない	その他	不明・無回答
全体 (n=924)		10.6	19.3	27.9	19.3	38.9	3.0	3.8
生活困難層	一般層 (n=378)	9.5	17.5	27.5	17.5	42.1	2.6	3.4
	周辺層 (n=88)	6.8	21.6	25.0	18.2	33.0	3.4	4.5
	困窮層 (n=59)	16.9	27.1	40.7	27.1	28.8	5.1	3.4

② 学校への気持ち【児童・生徒】（複数回答）

ア 学校に行くのが楽しみだ

学校に行くのが楽しみかについてみると、「まああてはまる」が 39.1%と最も高く、次いで「とてもあてはまる」が 28.4%、「どちらともいえない」が 20.1%となっています。

生活困難層別にみると、周辺層において『あてはまる』（「とてもあてはまる」と「まああてはまる」の合算）が低くなっています。

単位：%		とてもあてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	不明・無回答
全体 (n=924)		28.4	39.1	20.1	8.7	3.8	0.0
生活困難層	一般層 (n=378)	28.6	40.2	19.8	8.5	2.9	0.0
	周辺層 (n=88)	20.5	42.0	29.5	5.7	2.3	0.0
	困窮層 (n=59)	22.0	44.1	20.3	10.2	3.4	0.0

イ この学校が好きだ

この学校が好きかについてみると、「まああてはまる」が 38.9%と最も高く、次いで「とてもあてはまる」が 33.0%、「どちらともいえない」が 18.5%となっています。

生活困難層別にみると、困窮層において「どちらともいえない」が高く、『あてはまる』（「とてもあてはまる」と「まああてはまる」の合算）が低くなっています。

単位：%		とてもあてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	不明・無回答
全体 (n=924)		33.0	38.9	18.5	5.6	3.8	0.2
生活困難層	一般層 (n=378)	34.1	40.7	16.1	5.8	2.9	0.3
	周辺層 (n=88)	28.4	43.2	20.5	5.7	2.3	0.0
	困窮層 (n=59)	27.1	35.6	25.4	6.8	5.1	0.0

ウ 学校を休みたいと思うことがよくある

学校を休みたいと思うことがよくあるかについてみると、「まああてはまる」が 28.5%と最も高く、次いで「あまりあてはまらない」が 22.6%、「どちらともいえない」が 18.1%となっています。

生活困難層別にみると、生活困難度が高いほど『あてはまる』（「とてもあてはまる」と「まああてはまる」の合算）が高くなっています。

単位：%		とてもあてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	不明・無回答
全体 (n=924)		15.3	28.5	18.1	22.6	15.4	0.2
生活困難層	一般層 (n=378)	15.6	25.9	20.4	21.7	16.4	0.0
	周辺層 (n=88)	14.8	34.1	18.2	21.6	11.4	0.0
	困窮層 (n=59)	20.3	32.2	16.9	15.3	13.6	1.7

エ 学校では楽しいことがたくさんある

学校では楽しいことがたくさんあるかについてみると、「まああてはまる」が 44.0%と最も高く、次いで「とてもあてはまる」が 35.4%、「どちらともいえない」が 15.2%となっています。

生活困難層別にみると、大きな差はみられません。

単位：%		とてもあてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	不明・無回答
全体 (n=924)		35.4	44.0	15.2	3.8	1.6	0.0
生活困難層	一般層 (n=378)	37.3	41.3	15.6	4.2	1.6	0.0
	周辺層 (n=88)	34.1	46.6	18.2	0.0	1.1	0.0
	困窮層 (n=59)	32.2	44.1	15.3	8.5	0.0	0.0

オ 本当は行きたいのに、家の事情で学校に行けない日がある

本当は行きたいのに、家の事情で学校に行けない日があるかについてみると、「まったくあてはまらない」が82.0%と最も高く、次いで「あまりあてはまらない」が9.8%、「どちらともいえない」が4.4%となっています。

生活困難層別にみると、大きな差はみられません。

単位：%		とてもあてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	不明・無回答
全体(n=924)		0.9	2.7	4.4	9.8	82.0	0.1
生活困難層	一般層(n=378)	0.8	2.6	3.4	9.5	83.6	0.0
	周辺層(n=88)	0.0	2.3	9.1	8.0	80.7	0.0
	困窮層(n=59)	1.7	0.0	6.8	10.2	81.4	0.0

③ 学校について悩んでいること【児童・生徒】（複数回答）

「特に悩んでいることはない」が 43.8%と最も高く、次いで「学校の校則（きまりごと）などを見直してほしい」が 18.5%、「クラブ活動や部活動の種類・内容・設備などを充実してほしい」が 17.5%となっています。

生活困難層別にみると、生活困難度が高いほど「授業をもっとわかりやすくしてほしい」が高くなっています。また、一般層と周辺層において「クラブ活動や部活動の種類・内容・設備などを充実してほしい」「学校の校則（きまりごと）などを見直してほしい」が高くなっています。

単位：％		ほ授業をもっとわかりやすくして	ほ内容・クラブ活動や部活動の種類・設備などを充実してほしい	学校行事を充実してほしい	ほ友達と話せる楽しい雰囲気が	いじめをなくしてほしい	先生にもっと自分のことを理解してほしい	学校の校則（きまりごと）などを見直してほしい	進路のことに教えてほしい
全体 (n=924)		16.2	17.5	12.3	13.1	16.7	5.6	18.5	8.3
生活困難層	一般層 (n=378)	15.3	21.2	15.3	12.4	17.2	4.2	19.6	7.4
	周辺層 (n=88)	19.3	18.2	17.0	14.8	18.2	3.4	20.5	12.5
	困窮層 (n=59)	28.8	11.9	11.9	18.6	18.6	11.9	15.3	11.9

単位：％		ほ就職に関する支援を充実して	ほ就労・生活費などを相談できるように	が費・現在通っている学校の費用（お金）	か進学にあたってお金が必要	その他	特に悩んでいることはない	不明・無回答
全体 (n=924)		3.1	4.5	6.0	6.4	1.9	43.8	2.5
生活困難層	一般層 (n=378)	2.9	3.7	7.1	6.1	1.3	43.7	1.9
	周辺層 (n=88)	4.5	9.1	2.3	5.7	5.7	39.8	4.5
	困窮層 (n=59)	3.4	8.5	5.1	10.2	6.8	32.2	1.7

④ 家や学校以外に安心して過ごせる居場所の有無【児童・生徒】（単数回答）

「ある」が47.6%、「ない」が50.8%となっています。

生活困難層別にみると、生活困難度が高いほど「ない」が高くなっています。

単位：％		ある	ない	不明・無回答
全体(n=924)		47.6	50.8	1.6
生活困難層	一般層(n=378)	47.4	50.5	2.1
	周辺層(n=88)	43.2	56.8	0.0
	困窮層(n=59)	37.3	62.7	0.0

⑤ 子どもの健康状態【保護者】（単数回答）

「よい」が76.9%と最も高く、次いで「まあよい」が13.4%、「ふつう」が8.6%となっています。

生活困難層別にみると、周辺層と困窮層において「よい」が低くなっています。

単位：％		よい	まあよい	ふつう	あまりよくない	よくない	その他	不明・無回答
全体(n=537)		76.9	13.4	8.6	0.7	0.0	0.0	0.4
生活困難層	一般層(n=374)	79.7	12.0	7.0	0.8	0.0	0.0	0.5
	周辺層(n=99)	69.7	15.2	14.1	1.0	0.0	0.0	0.0
	困窮層(n=64)	71.9	18.8	9.4	0.0	0.0	0.0	0.0

⑥ 保護者の健康状態【保護者】（単数回答）

「よい」が43.4%と最も高く、次いで「ふつう」が27.2%、「まあよい」が23.6%となっています。

生活困難層別にみると、生活困難度が高いほど「よい」が低くなっています。

単位：％		よい	まあよい	ふつう	あまりよくない	よくない	その他	不明・無回答
全体(n=537)		43.4	23.6	27.2	4.7	0.6	0.2	0.4
生活困難層	一般層(n=374)	48.9	23.0	25.1	2.4	0.0	0.0	0.5
	周辺層(n=99)	33.3	26.3	28.3	10.1	1.0	1.0	0.0
	困窮層(n=64)	26.6	23.4	37.5	9.4	3.1	0.0	0.0

⑦ 保護者のこころの健康状態【保護者】

「0～4点」が57.9%と最も高く、次いで「5～9点」が25.0%、「10～14点」が11.0%となっています。

生活困難層別にみると、生活困難度が高いほど「10～14点」が高くなっています。また、困窮層において「15点以上」が高く、「0～4点」が低くなっています。

単位：％		0 ～ 4 点	5 ～ 9 点	10 ～ 14 点	15 点 以上	不明・無回答
全体 (n=537)		57.9	25.0	11.0	5.6	0.6
生活困難層	一般層 (n=374)	64.7	25.4	5.6	3.5	0.8
	周辺層 (n=99)	48.5	26.3	19.2	6.1	0.0
	困窮層 (n=64)	32.8	20.3	29.7	17.2	0.0

※点数が高いほど、精神面に課題を抱えている可能性があると考えられています。

※ここ1か月間に、「神経過敏に感じるか」「絶望的だと感じるか」「そわそわ落ち着かなく感じるか」「気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じるか」「何をしても骨折りだと感じるか」「自分は価値のない人間だと感じるか」の設問の結果を点数化し算出。

⑧ 相談したいと思ったが、相談できなかった経験の有無【保護者】（複数回答）

「相談したいと思ったことや、相談できなかったことはない」が70.2%と最も高く、次いで「だれ（どこ）に相談すればよいのかわからなかった」が14.3%、「相談受付時間が限られており、時間内に相談に行けなかった」が5.8%となっています。

生活困難層別にみると、生活困難度が高いほど「相談したいと思ったことや、相談できなかったことはない」が低くなっています。また、困窮層において「だれ（どこ）に相談すればよいのかわからなかった」「相談受付時間が限られており、時間内に相談に行けなかった」が高くなっています。

単位：％		だれ（どこ）に相談すればよいのかわからなかった	相談したいと思ったことや、相談できなかったことはない	相談受付時間が限られており、時間内に相談に行けなかった	相談場所に行けなかった	その他	不明・無回答
全体 (n=537)		14.3	70.2	5.8	0.7	4.5	5.2
生活困難層	一般層 (n=374)	11.2	76.2	4.0	0.3	2.9	4.8
	周辺層 (n=99)	14.1	62.6	6.1	1.0	8.1	9.1
	困窮層 (n=64)	32.8	46.9	15.6	3.1	7.8	1.6

⑨ 保護者が成人する前の生活状況【保護者】（複数回答）

「左記のいずれも経験したことがない」が66.1%と最も高く、次いで「両親が離婚した（未婚も含む）」が18.8%、「生活が経済的に困っていた」が12.8%となっています。

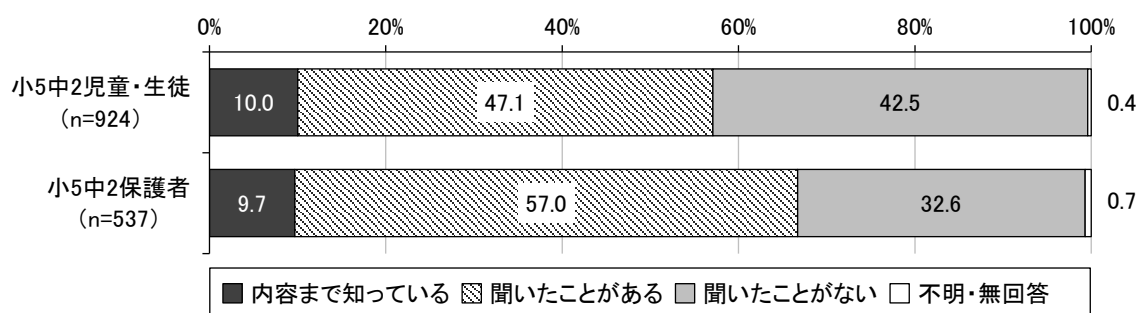
生活困難層別にみると、生活困難度が高いほど「左記のいずれも経験したことがない」が低くなっています。また、困窮層において「生活が経済的に困っていた」が高くなっています。

単位：%		（両親が離婚した）	亡くまたは父が	生活が経済的に	いたから虐待が	左記のいずれも経験	不明・無回答
全体（n=537）		18.8	10.1	12.8	2.4	66.1	0.9
生活困難層	一般層（n=374）	17.1	11.0	8.8	1.6	69.8	0.8
	周辺層（n=99）	21.2	8.1	17.2	3.0	63.6	1.0
	困窮層（n=64）	25.0	7.8	29.7	6.3	48.4	1.6

⑩ 子どもの権利の認知度（単数回答）

小5中2児童・生徒では、「聞いたことがある」が47.1%と最も高く、次いで「聞いたことがない」が42.5%、「内容まで知っている」が10.0%となっています。

小5中2保護者では、「聞いたことがある」が57.0%と最も高く、次いで「聞いたことがない」が32.6%、「内容まで知っている」が9.7%となっています。



⑪ 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに向けて市で取り組むべきこと
【保護者】（複数回答）

「子育ての経済的負担の軽減」が 58.3%と最も高く、次いで「仕事と子育てが両立できる雇用環境づくり」が 53.4%、「多様な保育・教育サービスの充実」が 34.5%となっています。

生活困難層別にみると、生活困難度が高いほど「ひとり親家庭に対する支援」が高くなっています。また、周辺層と困窮層において「子育ての経済的負担の軽減」が高くなっています。

単位：%		子どもの権利の尊重・擁護	家庭における男性の家事・育児への参加促進	多様な保育・教育サービスの充実	仕事と子育てが両立できる雇用環境づくり	子育て相談・情報発信機能の強化	ひとり親家庭に対する支援	障害がある子どもや家庭に対する支援	母子保健・医療の充実	子育ての経済的負担の軽減	自然とふれあいのある環境整備
全体 (n=537)		21.6	15.8	34.5	53.4	8.2	13.8	11.2	15.8	58.3	14.7
生活困難層	一般層 (n=374)	19.3	15.5	37.2	55.6	8.0	8.3	9.9	13.9	54.0	15.0
	周辺層 (n=99)	27.3	18.2	26.3	47.5	9.1	22.2	11.1	22.2	71.7	14.1
	困窮層 (n=64)	26.6	14.1	31.3	50.0	7.8	32.8	18.8	17.2	62.5	14.1

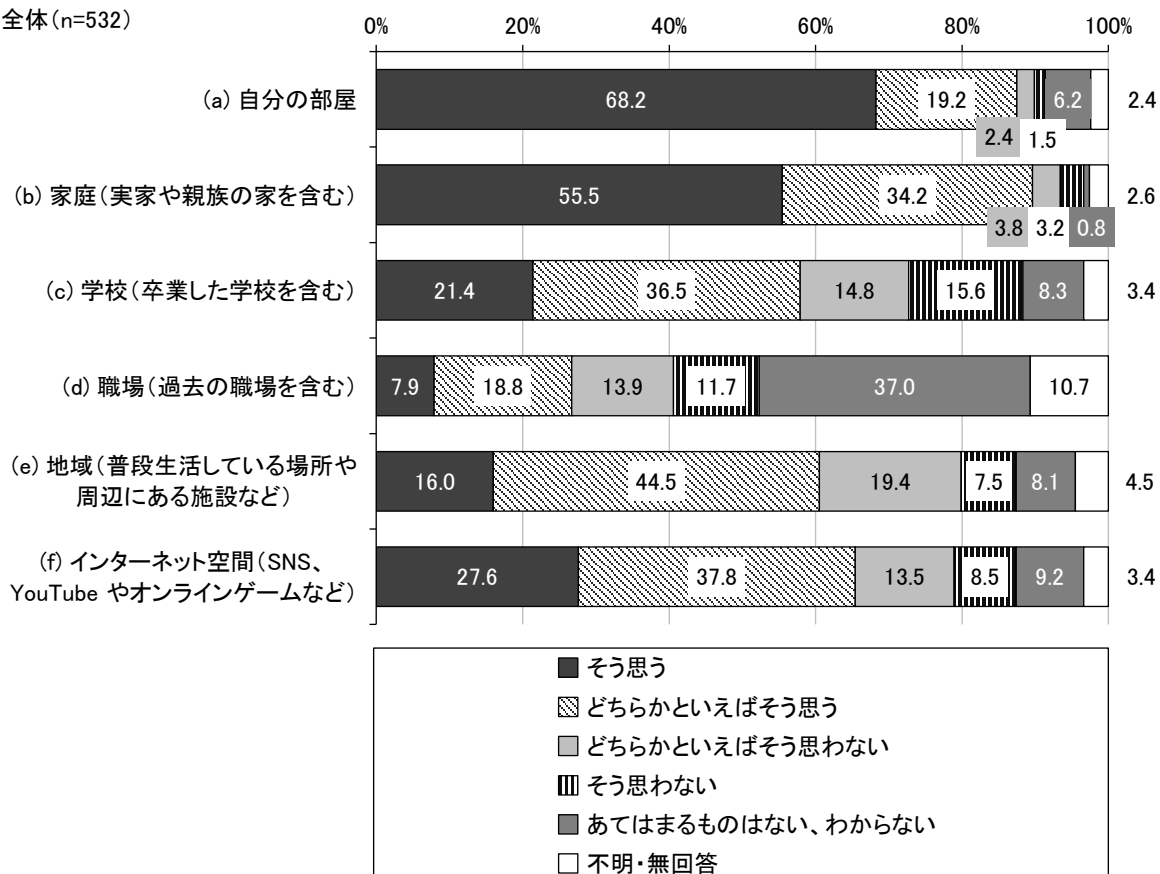
単位：%		安全・安心な生活環境づくりの推進	子育てしやすい住環境の整備	地域の充実	生きる力や豊かな人間性を育む学校・教育の充実	親子関係のふれあいを深める	子どもの健全育成を図る	地域・子育て支援活動の推進	その他	特になし	不明・無回答
全体 (n=537)		19.9	33.1	3.2	18.8	3.7	4.3	3.2	4.1	2.0	0.7
生活困難層	一般層 (n=374)	21.7	35.8	3.5	21.1	3.5	4.5	4.0	4.5	2.9	0.8
	周辺層 (n=99)	19.2	25.3	2.0	14.1	5.1	4.0	1.0	5.1	0.0	1.0
	困窮層 (n=64)	10.9	29.7	3.1	12.5	3.1	3.1	1.6	0.0	0.0	0.0

(4) 子ども・若者の生活や意識に関する調査（高校生世代から39歳の市民）

① 以下の場所が居場所になっているか（単数回答）

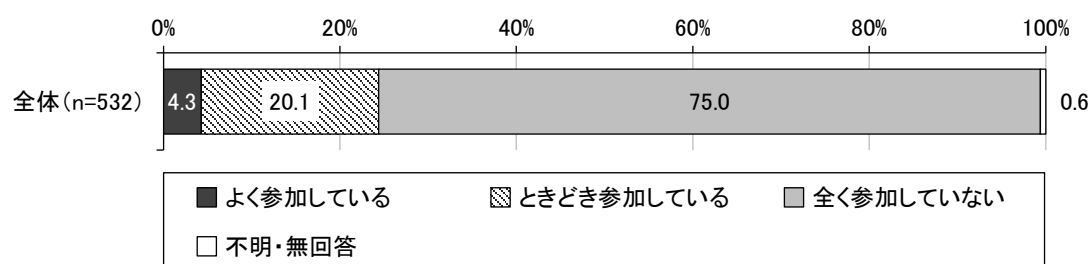
『思う』（「思う」と「どちらかといえば思う」の合算）では、〔(a) 自分の部屋〕〔(b) 家庭（実家や親族の家を含む）〕が8割台となっています。一方、『思わない』（「どちらかといえば思わない」と「思わない」の合算）では、〔(c) 学校（卒業した学校を含む）〕が3割台となっています。

全体(n=532)



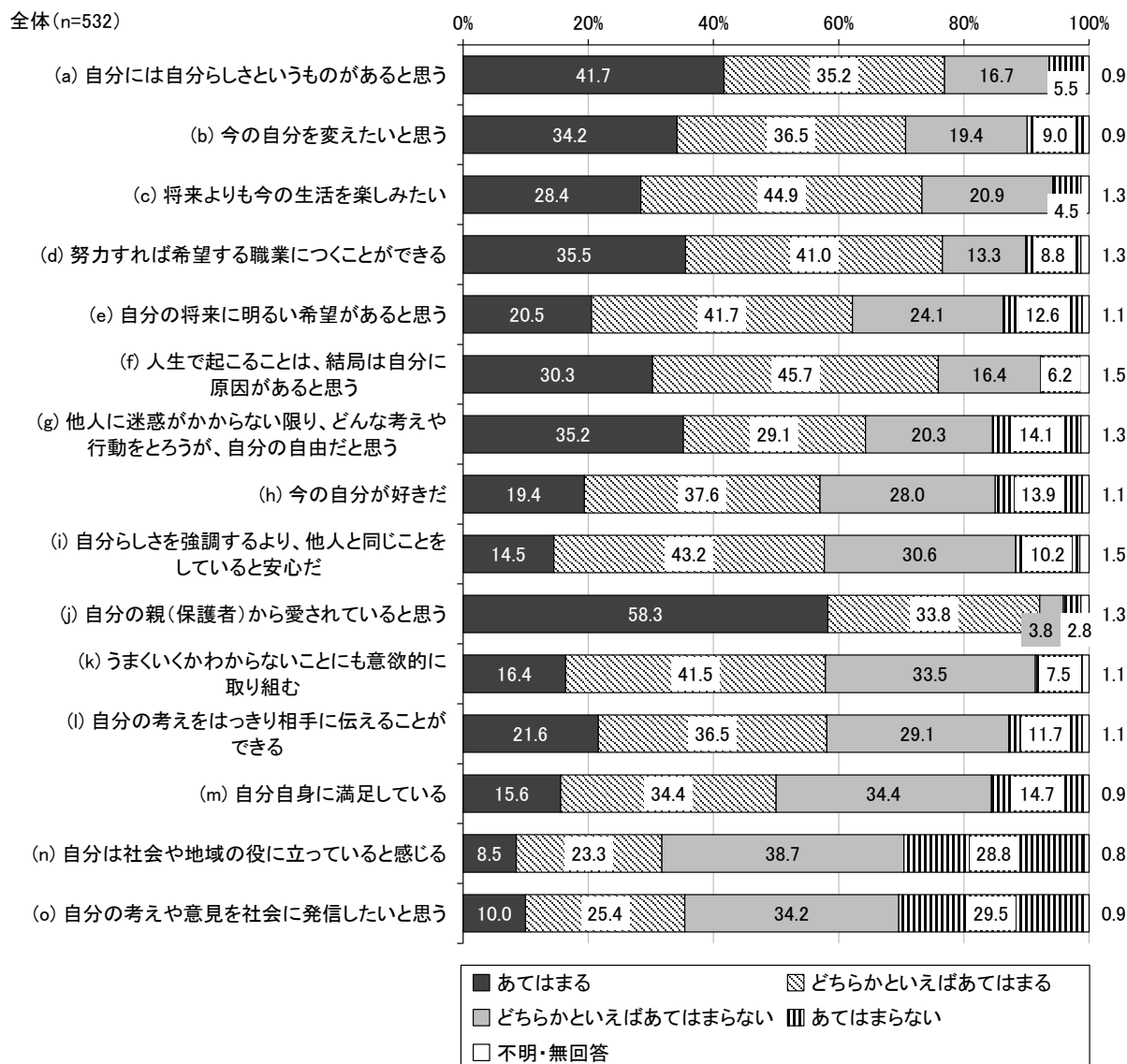
② 子ども会や地域の行事への参加状況（単数回答）

「全く参加していない」が75.0%と最も高く、次いで「ときどき参加している」が20.1%、「よく参加している」が4.3%となっています。



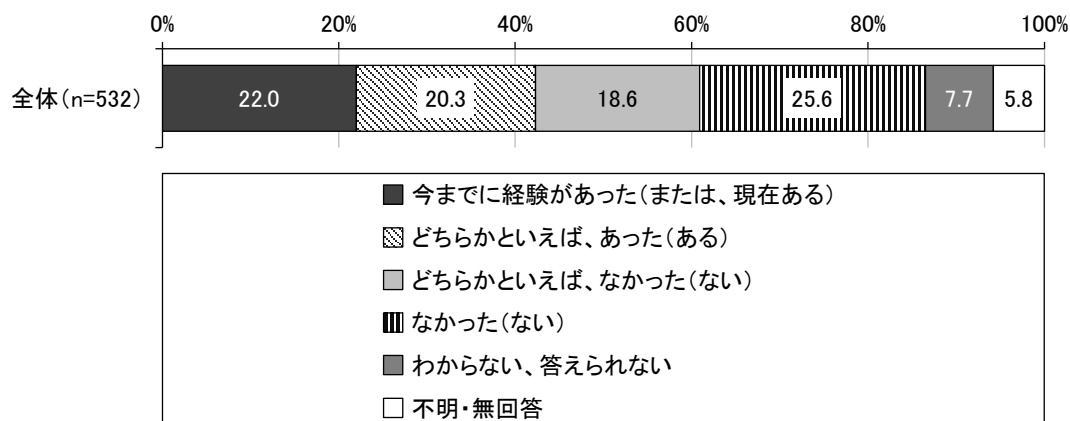
③ 自身の意識や考え方について（単数回答）

〔(n) 自分は社会や地域の役に立っていると感じる〕〔(o) 自分の考えや意見を社会に発信したいと思う〕では『あてはまらない』（「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」の合算）、その他の項目では『あてはまる』（「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合算）が高くなっています。



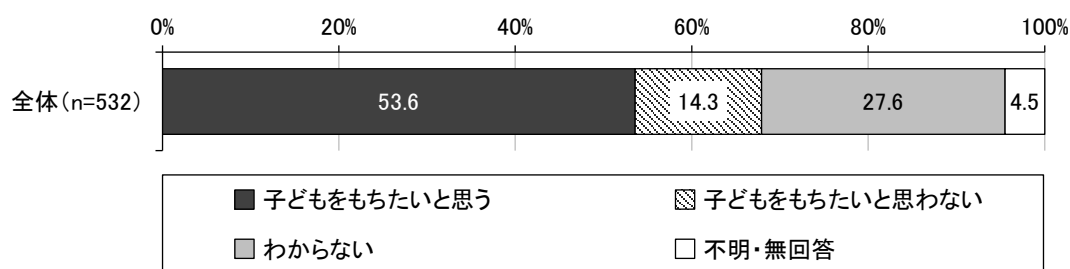
④ 円滑に日常生活を送れなかった経験の有無（単数回答）

「なかった（ない）」が 25.6%と最も高く、次いで「今までに経験があった（または、現在ある）」が 22.0%、「どちらかといえば、あった（ある）」が 20.3%となっています。



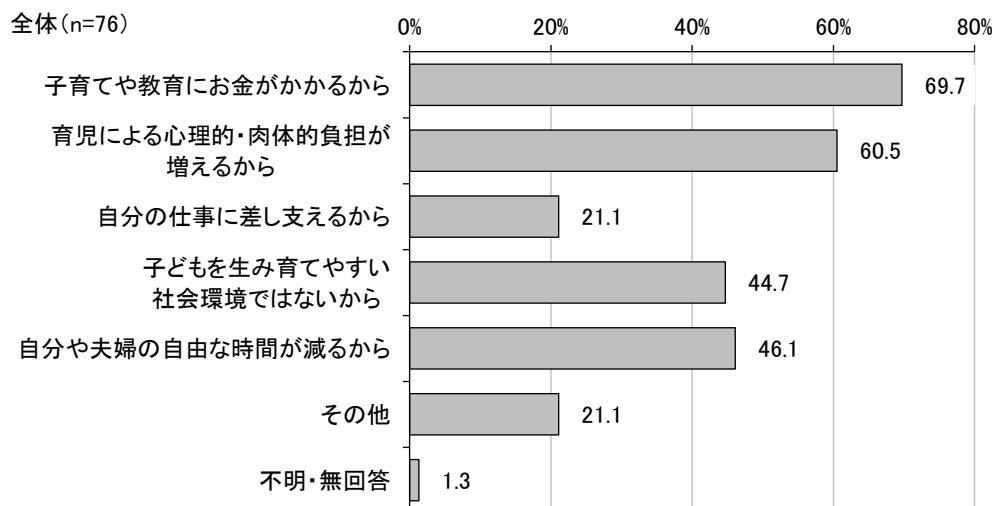
⑤ 子どもをもちことへの意向（単数回答）

「子どもをもちたいと思う」が 53.6%と最も高く、次いで「わからない」が 27.6%、「子どもをもちたいと思わない」が 14.3%となっています。



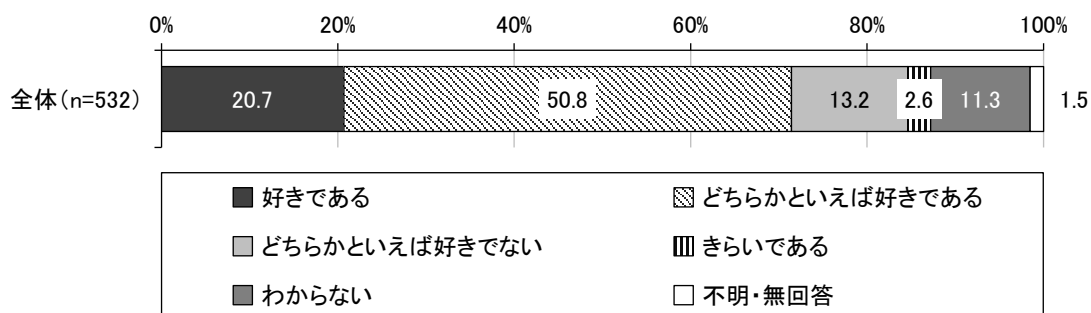
⑥ 子どもをもちたいと思わない理由（複数回答）

「子育てや教育にお金がかかるから」が 69.7%と最も高く、次いで「育児による心理的・肉体的負担が増えるから」が 60.5%、「自分や夫婦の自由な時間が減るから」が 46.1%となっています。



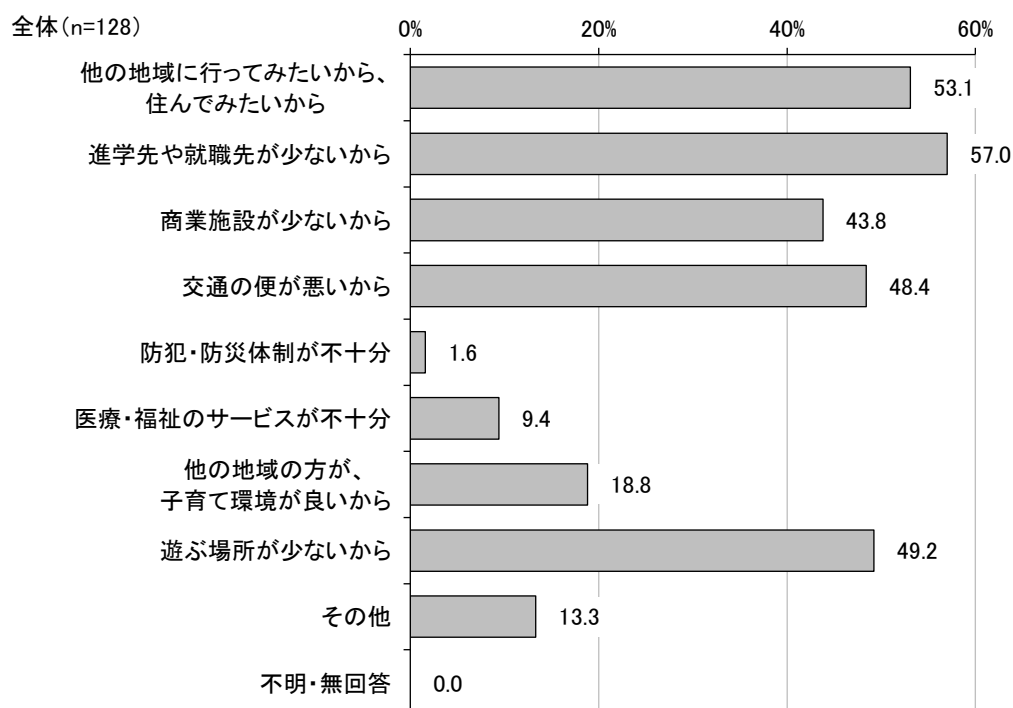
⑦ 石巻市が好きか（単数回答）

「どちらかといえば好きである」が 50.8%と最も高く、次いで「好きである」が 20.7%、「どちらかといえば好きでない」が 13.2%となっています。



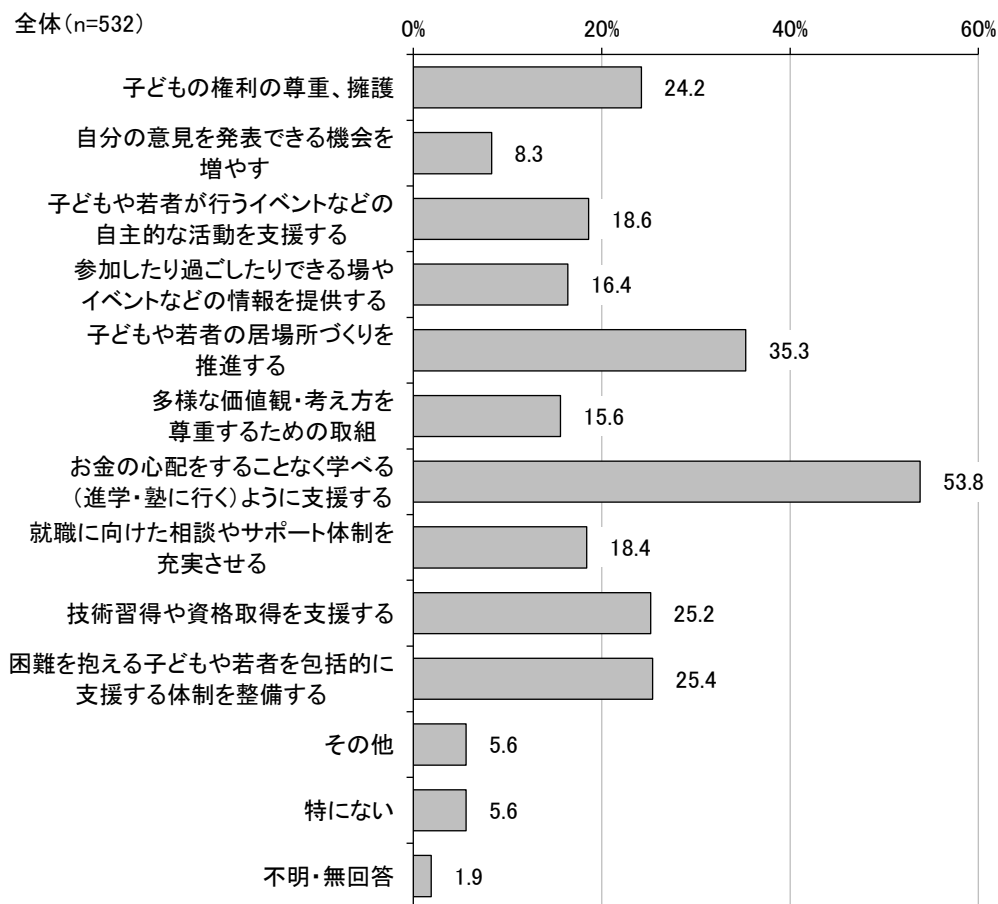
⑧ 市外に移りたい理由（複数回答）

「進学先や就職先が少ないから」が 57.0%と最も高く、次いで「他の地域に行ってみたいから、住んでみたいから」が 53.1%、「遊ぶ場所が少ないから」が 49.2%となっています。



⑨ 今後の石巻市に必要な子ども・若者のための取組（複数回答）

「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が 53.8%と最も高く、次いで「子どもや若者の居場所づくりを推進する」が 35.3%、「困難を抱える子どもや若者を包括的に支援する体制を整備する」が 25.4%となっています。



(5) アンケート調査から見てきた現状と課題

① 安心して日常生活を送るための心身の健康づくり

子ども・子育て支援ニーズ調査では、仕事と子育てを両立させる上で特に大変だと感じることで、『自分や子どもが病気やけがになったときに、代わりに子どもの面倒を見る人がいない』が半数近くとなっています。また、子どもの生活についての調査では、児童・生徒本人が自分の体や気持ちで気になることとして「不安な気持ちになる」が多く、保護者では「こころの健康状態」について生活困難度が高いほど、点数も高くなっています。

親も子ども身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送るために基礎となる心身の健康維持・増進に取り組んでいくことが重要です。

② こども・子育て家庭を支える環境づくり

子ども・子育て支援ニーズ調査では、母親のフルタイムの転換や就労意向のニーズが一定あり、就労に向けた様々な教育・保育事業への利用ニーズがうかがえます。また、放課後の過ごし方では、小学校低学年において「放課後児童クラブ」の利用ニーズが高くなっています。

今後、既存の子育て家庭に対する支援の充実と積極的な情報発信だけでなく、家庭での子育て力の向上を目指して社会全体で取り組み、こどもがすくすくと育つことができる環境をつくっていくことが必要です。

③ こども・若者が自ら学び・チャレンジできる機会の充実

こどもの生活についての調査では、児童・生徒本人からクラブ活動や部活動の充実や授業の分かりやすさを求める意見が挙げられており、子ども・若者調査においても今の石巻市に必要な取組として、「お金の心配をすることなく学べるように支援する」ことが求められています。

変化が激しく、先行きを見通すのが難しい時代といわれている中、こども・若者が様々な学び・体験の機会を通して、自立に向けた力と活躍の場を得ることが必要であり、そのためには地域・学校・行政等が一丸となってこども・若者の育成に関わる必要があります。

④ 若者の夢や希望が実現できる環境の整備

子ども・若者の生活・意識に関する調査では、市外に移りたい理由として「進学先や就職先が少ないから」が最も高くなっています。また、子どもをもちたいと思わない理由として「子育てや教育にお金がかかるから」が最も高くなっています。

今後、一人ひとりの若者が社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるよう、環境を整備していくことが重要です。

⑤ 一人ひとりのこども・家庭に寄り添った支援の展開

こどもの生活についての調査では、児童・生徒本人で家や学校以外に過ごせる居場所について、生活困難度が高いほど「ない」が高くなっています。また、保護者が成人する前の生活状況について、困窮層で「生活が経済的に困っていた」が高くなっています。

一人ひとりのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、健やかな育ちを等しく保障するため、本人や家庭の状況に応じ、早期に適切な支援へと結び付けていくことが必要です。

3 こども等の意見聴取

(1) こども・若者参加の取組

① 趣旨

こども基本法の趣旨やこども大綱を踏まえ、こどもや若者の視点による多様な意見を把握するため、こどもや若者の意見を直接お伺いし、施策への反映へつなげる取組です。

② 実施概要

全体テーマ：こども・若者プロジェクト ～みんなでつくる『もっと、良いまち』～

(1) こども・若者委員ワークショップ ～意見や考えを出し合おう！～

- 日 時：令和6年7月28日（日）午後1時から午後4時
- 会 場：石巻市ささえあいセンター3階 ささえあいホール
- 内 容：
 - 1 自己紹介、アイスブレイク
 - 2 基調講演（こどもの権利のおはなし）

「こども基本法って何だろう？～みんなが持っている「参加する権利」～」

講 師：特定非営利活動法人子どもにやさしいまちづくり 代表理事 吉川 恭平 氏
 - 3 ワークショップ①「石巻市の今を知る」
 - ①クイズ形式で、こどもや子育てに関する現状と課題を共有。
 - 4 ワークショップ②「意見交換」
 - ①石巻市のいいところ、好きなところ → どう増やす（伸ばす）か、という視点
 - ②困りごと、悩みごと、嫌いなところ → どう解決する（変える）か、という視点
 - 5 ワークショップ③「ワーク」
 - ①自分が市長になったら？（どんな石巻市にしたい？目玉事業は？）
 - ②石巻市の目指す姿（石巻市こども計画のキャッチフレーズを考えよう！）

(2) こども・若者委員ワークショップ ～意見を届けよう！～

- 日 時：令和6年8月18日（日）午後1時から午後4時
- 会 場：石巻市ささえあいセンター3階 ささえあいホール
- 内 容：
 - 1 アイスブレイク
 - 2 ワークショップ①「石巻市こども計画のキャッチフレーズを考えよう！」
 - 3 ワークショップ②「意見の共有・発表の準備」
 - ① 振り返り 前回のワークショップの振り返り（意見の共有）
 - ② まとめ 伝えたい内容をまとめる。（発表の準備）
 - 4 ワークショップ③「意見発表・意見交換」
 - ① 意見発表 市長、子ども・子育て会議委員に直接意見を届ける。
 - ② 意見交換 市長、子ども・子育て会議委員との意見交換

③ こども・若者委員の活動報告

こども・若者委員 計 17 名

※市報、ホームページなどで委員を募集し、6月に決定。

- ・小学生（2名） ・中学生（5名） ・高校生世代（3名）
- ・若者世代（19歳～39歳の方 7名）

（１） 7月28日開催のワークショップ～意見や考えを出し合おう！～

初回のワークショップは、14名（欠席3名）のこども・若者委員が集まり、委員同士の交流や、こどもの権利についての講演を聴いたうえで、石巻市を「もっと、良いまち」にするために、みんなで意見や考えを出し合いました。

★自己紹介・アイスブレイク

こども・若者委員が、リラックスした状態でワークショップに参加できるよう、お互いのことを知るゲームを行いました。



★基調講演（こどもの権利のおはなし）

こども・若者委員が、意見を聴く取組の目的（こども・若者の声を施策等に反映する取組であること、意見反映のプロセス、どのような意見でも受容されることなど）を理解したうえで安心して意見を伝えることができるよう、吉川講師からこども基本法やこどもの権利について、わかりやすく説明いただきました。



★ワークショップ①「石巻市の今を知る」

こども・若者委員が、石巻市の今（現状）を把握することで、これから（未来）を考える際のヒントとなるよう、クイズ形式でこどもや子育てに関する現状と課題を共有しました。

★ワークショップ②「意見交換」

グループ分けを行い、こどもや子育てに関することで、「石巻のいいところ」、「石巻の困ったところ」について、こども・若者の視点で意見を出し合いました。

★ワークショップ③「ワーク」

吉川講師から、次期計画「石巻市こども計画（第3期石巻市こども・若者未来プラン）」で大切にしていること、キーワード、取組目標を説明いただいたうえで、「自分が市長になったら？」というお題で、石巻市がより良くなる事業（市民にとって良いこと）を考え、意見やアイデアを出し合いました。また、「計画のキャッチフレーズ」についても、アイデアをいただきました。



（２）８月１８日開催のワークショップ～意見を届けよう！～

意見発表当日は、１６名（欠席１名）のこども・若者委員が、ささえあいセンターに集まり、７月２８日開催のワークショップの内容を振り返った後、市長や子ども・子育て会議委員へ意見を届けるために、発表の準備をしました。意見発表では、緊張しながらも、しっかりと自分の意見や考えを市長や子ども・子育て会議委員へ伝えました。こどもや若者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともにまちづくりを進める一歩となりました。

ご提案いただいたご意見を大切に、各取組・事業への反映に努めてまいります。

★ワークショップ①「石巻市こども計画のキャッチフレーズを考えよう！」

石巻市こども計画が大切にしていることなどを振り返ったうえで、こども・若者委員から出された、「大事にしたいキーワード」を共有し、より多くの意見を反映させるために字句を組み合わせるなど、工夫しながらキャッチフレーズ案を考えました。

★ワークショップ②「意見の共有・発表の準備」

テーマごとにグループに分かれ、前回のワークショップで出された意見を振り返りました。伝えたいキーワードをまとめて、その理由や思いを書き出しながら、発表に向けて準備を進めました。

★ワークショップ③「意見発表・意見交換」

市長、子ども・子育て会議委員もワークショップに参加し、こども・若者委員の発表を聴き、意見交換を行いました。

＜こども・若者委員の意見（伝えたいキーワード）＞

【テーマＡ：居場所】

- ・スポーツ・芸術（施設を増やす）
- ・個人商店で居場所づくり
- ・「学びの多様化学校」の設置
- ・にぎやかな町（夏祭り以外にもお祭り）

【テーマＢ：子ども・若者の声を聴く】

- ・意見箱の設置（設置場所を増やす）
- ・意見交流の場と意見の実現
- ・年齢層ごとに合った支援の充実（様々な世代の意見を聴き、支援を充実。）

【テーマＣ：学びの場】

- ・学習環境を選べる
- ・不登校支援（アウトリーチ、出席扱いになる）
- ・子育て支援者を増やす工夫
- ・コミュニティへの交通手段
- ・部活動などを地域の力で

【テーマＤ：年齢に合わせた支援】

- ・子育てに関する手当の充実
- ・バスを増やす、料金の無償化（〇割減など）
- ・働く世代の制度完備（育休産休取得など）



(2) 関係者からの意見聴取

① 趣旨

こども基本法の趣旨やこども大綱を踏まえ、本市の実情や特徴を踏まえた計画としていくため、日常の中でこども・若者に寄り添って居場所づくりを展開している子ども・子育て関係団体を通じ、多様なこども等の声の聴取や支援者の意見をお伺いし、施策への反映へつなげる取組です。

② 実施概要

- 日 時：令和6年3月21日（木）午後2時から午後4時まで
- 会 場：石巻市ささえあいセンター 3階 ささえあいホール
- 参加者：子ども・子育て関係団体代表等、いしのまき市民公益活動連絡会議構成員、石巻市子ども・子育て会議委員、子どもまちづくりクラブメンバー、石巻市職員等 75名
- 内 容：【全体テーマ：子どもがあらひのままでいられる居場所づくり】
 - 1 基調講演「子どもの声がか聞こえる遊び場・居場所づくり」
講 師：一般社団法人プレーワーカーズ 事務局長 廣川 和紀 氏
 - 2 事業報告「子どもまちづくりクラブの活動報告」
発表者：子どもまちづくりクラブメンバー、子どもセンターらいつスタッフ
 - 3 ワークショップ
 - ① それぞれの居場所でお過ごす「子どもたちの様子（声）」
 - ② 子どもの居場所の拡充のために、市・団体が一緒に取り組めること

③ ワークショップ意見概要

- 地域コミュニティの希薄化が進んでいる、との意見が多く出された。地域の関係性の希薄化に加え、共働き等で親子の関係性の希薄化も課題となっている。
- 放課後児童クラブを運営する事業者にとって、こどもがやりたいことは危ないことも多く、こどもの安全とのバランスが難しい、との意見があった。
- こどもの問題と決めつけるのではなく、問題が生じる世の中や環境を作ってしまった大人たちにも問題があるかもしれない。大人の意識が少しずつ変わっていけばこどもも過ごしやすくなるのでは、との意見があった。
- 18歳以上の人が行ける場所が少ない、ユースセンターがあればよいという意見が多かった。
- 最近のこどもは習い事で忙しい。遊んでいるように見えるけど遊ばされてる感。
- 学校に行かなくても体験ができる場へのアクセスが難しかったり、そもそもそういう場がない。
- 不登校の原因として「教員と合わない」という子も一定数いる。親としては学校に文句を言ったら自分が「モンスターペアレント」と思われるのでは、という思いも。教員の側としてもやりづらさを抱えていて、「合わない」という部分にうまく処置できる仕組みがあれば、という話題で盛り上がった。
- 途中から、福祉と教育の連携の課題についての話題となった。障害を持っている子の話を福祉部門に相談した時に「それは教育の分野ですよ」と言われてしまうことも。人によって。
- もっと福祉と教育の連携が深まれば、との意見が多かった。

【意見から見えてきた課題】

- ◆こどもの声や意見を聴きながら、こども・大人・地域・団体・行政・学校が一緒に考えることが大切。
- ◆こどもが「居させられる場所」は居心地が悪い。自由に過ごせる居場所が欲しいけど、やりたいことと安全のバランスが難しい。
- ◆若者や大学生世代でも自由に立ち寄り、息抜き、交流できる、らいつ（子どもセンター）のような居場所が欲しい。
- ◆こどもが神社や電車待ちでたむろしていると通報される現状。地域とこどもの関係性を構築することが大切。

4 石巻市のこども・若者・子育て支援の課題及び方向性の整理

(1) 全てのこども・若者の幸せの視点

① こどもの権利の保障推進

- 子どもの権利条約、石巻市子どもの権利に関する条例等に基づき、「石巻市子ども未来プラン」の基本理念の一つに『子どもの最善の利益』を掲げ、こども・子育て支援施策を推進してきました。
- 少子化の更なる進行、児童虐待の相談対応件数や不登校児童・生徒数の増加など、こどもを取り巻く様々な課題が生じています。
- こども基本法の基本理念及びこども大綱の基本的方針にも、こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが示されています。
- 関係者の意見聴取（子どもの居場所づくり懇談会）では、様々な課題に対して大人の意識が少しずつ変わっていけば、こどもも過ごしやすくなるのではとの意見が挙げられています。
- アンケート調査では、こどもと保護者ともに、こどもの権利について「内容まで知っている」と「聞いたことがある」の合計は約6割程度でしたが、「内容まで知っている」は1割程度にとどまっています。

全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども・若者を権利の主体とし、多様な人格・個性を尊重するとともに、権利を保障し、現在とこれからの最善の利益を図るため、『こどもの権利の周知や認知度向上』が重要です。

② こどもの健やかな成長を支援する地域・環境づくり

- 「こどもの居場所づくりに関する指針」では、全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現することが理念として掲げられています。
- 関係者の意見聴取（子どもの居場所づくり懇談会）では、地域コミュニティの希薄化や共働き等による親子関係の希薄さが課題としてあげられています。
- アンケート調査では、自分の居場所について、自分の部屋や家は「そう思う」が半数を超えているものの、学校や職場、地域は2割以下となっています。
- アンケート調査では、円滑に日常生活を送れなかった経験について、「今までに経験があった」と「どちらかといえば、あった」が半数近くとなっています。

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験活動を通して、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるよう、地域・学校・行政等が一丸となって、『こどもの視点を尊重し、こどもと対話しながら、こどもにとっても住みやすいまちづくりを進めること』が重要です。

③ 若者の社会参画を支援する地域・環境づくり

- こども大綱において、こどもや若者の社会参画を進めることは、『こども・若者の状況やニーズをよりの確に踏まえ、より実効性のある施策展開につながる』、『こどもや若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる』とされています。
- アンケート調査では、石巻市が「好き」及び「どちらかと言えば好き」の回答合計は約7割程度で、定住意向は「住み続けたい（26.5%）」、「進学・就職で離れるかもしれないが、ゆくゆくは戻る予定（19.5%）」となっている一方、就職先や遊ぶ場所の少なさを理由に「できれば市外に移りたい」（24.1%）の回答も一定数あります。
- アンケート調査では、若者世代の地域の行事への参加頻度は「全く参加していない」が7割台半ばとなっており、成長するにつれて、地域との関係性が希薄化する傾向がうかがえます。
- アンケート調査では、若者世代の今後石巻市に必要な取組の上位は「お金の心配なく学べる支援」、「子どもや若者の居場所づくりの推進」、「困難を抱える子ども・若者への包括的な支援体制整備」となっています。

若者の主体的な社会参画に向け、『生活基盤の安定を図るとともに、若い世代の希望がかなえられるよう、社会全体で支えていくこと』が重要です。

（２）子育て当事者の幸せの視点

① 安心してこどもを生み育てられる地域・環境づくり

- 社会環境の変化等を背景に、子育て家庭が抱える課題や困難が多様化、複合化しています。
- こども大綱では、「子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすること」が重要事項として示されています。
- 令和6年の子ども・子育て支援法の改正では、児童手当の拡充や妊婦支援等ライフステージを通じた経済的支援の強化や共働き・共育での推進が盛り込まれています。
- 本市では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター（基本型、特定型、母子保健型）を設置し、取組を推進してきました。令和6年4月には、妊産婦、子育て世帯への総合的な相談支援等を行うため、「こども家庭センター」を設置し、相談体制の強化を図っています。
- アンケート調査では、子育てをする上で特に負担に思うこととして、「子育てによる精神の疲れが大きい」が就学前保護者・小学生保護者で、ともに高い割合となっています。
- アンケート調査では、石巻市は子どもを育てながら住み続けたいまちであると思うかについて、「ぜひ住み続けたい」、「住み続けたい」の回答合計で、就学前保護者では44.9%、小学生保護者では32.9%となっています。
- アンケート調査では、市で力を入れるべき取組は「子育ての経済的負担の軽減」、「仕事と子育てが両立できる雇用環境づくり」、「多様な保育・教育サービスの充実」となっています。

安心してこどもを生み育てることができるよう、『子育て当事者に寄り添い、子育てに対する不安を受け止め、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制を構築すること』が重要です。

② こども・子育て家庭を支える地域・環境づくり

- 次世代育成支援対策推進法では、基本理念として「保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」と掲げられています。
- アンケート調査では、生活に困難を抱えるほど精神的余裕が少なく、相談先にも悩んでいることがうかがえます。
- アンケート調査では、生活に困難を抱えるこどもにおいて、体や心で気になることとして「不安な気持ちになる」「よくおなかが痛くなる」「やる気が起きない」が高くなっています。
- アンケート調査では、母親のフルタイムの転換や就労意向のニーズが一定あり、就労に向けた様々な教育・保育事業への利用ニーズがうかがえます。また、放課後の過ごし方については、小学校低学年において「放課後児童クラブ」の利用ニーズが高くなっています。

困難な状況にあるこども・子育て当事者も含めて、誰一人取り残すことなく、幸せな状態で成長できるよう『家庭状況や支援ニーズに応じて、きめ細かい支援を行うこと』が重要です。

(3) こどもや若者、子育て当事者等とともに進める視点

① 地域全体でともに進めるまちづくり

- 時代の変化に伴う課題ニーズの変化には「誰か」単体の力だけでは解決できず、関係機関や、民間団体等との協働・連携が欠かせません。
- 子ども・子育て支援法では、基本理念として「保護者が子育ての第一義的責任を有しつつ、家庭、学校、地域、職域その他のあらゆる分野の構成員がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合わなければならない」と掲げられています。
- こども大綱では、こども施策の共通基盤として「こども・若者・子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援」「地域における包括的な支援体制の構築・強化」が掲げられています。
- こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針の一つとして「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていくこと」が掲げられています。
- 関係者からの意見聴取（子どもの居場所づくり懇談会）では、「こどもの声や意見を聴きながら、こども・大人・地域・団体・行政・学校が一緒に考えることが大切」、「こどもが『居させられる場所』は居心地が悪い。自由に過ごせる居場所が欲しいけどやりたいことと安全のバランスが難しい。」、「若者や大学生世代でも自由に立ち寄り、息抜き、交流できる、らいつ（子どもセンター）のような居場所が欲しい。」、「こどもが神社や電車待ちでたむろしていると通報される現状。地域とこどもの関係性を構築することが大切。」等が主な意見としてあげられました。

こども等の意見聴取の取組を通じて、「当事者の意見や声を各施策に反映し、フィードバックしながら連携して進めていくこと」が必要です。

第3部 基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで、子ども・子育て支援の基本的な考え方として「子どもの幸せを第一に考える支援」、「親としての成長の支援」、「地域全体での支え合い」を基本理念に掲げ、「石巻市子ども未来プラン」を策定し、全てのこどもの健やかな育ちと妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実を社会全体で推進するための取組を実施してきました。

しかしながら、全国的に少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、課題解決には、全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することが重要です。

こうした背景を踏まえ、本計画においては、こどもが権利の主体として尊重され、幸せに生きていけるよう、こどもの権利を保障するとともに、こどもや子育て当事者の視点を大切にし、その意見を聴き対話しながらともに進め、地域全体でこどもの健やかな成長を見守り、支える「こども・子育てにやさしいまち」を目指します。

■基本理念

こどもの権利を柱に、地域全体でこどもの育ちを見守り、支える
「こども・子育てにやさしいまちづくり」

■キャッチフレーズ

わたしが主役！ みんなが主役！ 声を聴き ともに進める まちづくり
～自分らしく、笑顔あふれるいしのまき～

----- ～キャッチフレーズが決まるまで～ -----
「こども・若者委員ワークショップ（P50～52）」において、石巻市こども計画で大事にしたいキーワードを出し合い、表現を工夫したり、組み合わせたりしながら話し合いました。
石巻市子ども・子育て会議にも諮り、本計画に関わった「こども・若者・大人」みんなで作りました！

2 基本視点

基本理念の実現に向け、以下の3つの視点を基本としながら、計画を推進します。

(1) 全てのこども・若者の幸せの視点

全てのこどもが、生まれ育った環境に左右されず、現在から将来にわたり夢を持ち、心身ともに健やかに成長していけるよう、こどもの権利を保障するとともに、地域全体でこどもの育ちを見守る『こどもにやさしいまち』を目指します。

(2) 子育て当事者の幸せの視点

子育て当事者が、子育てに夢を持ち、喜びを実感できるよう、安心してこどもを生み育てられる社会環境の整備に努めるとともに、子育て当事者に寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげることで自己肯定感とゆとりを持ってこどもと向き合えるよう、地域全体で子育て家庭を支える『子育てにやさしいまち』を目指します。

(3) こどもや若者、子育て当事者等とともに進める視点

こどもにとって最も良いことを第一に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや、子育て当事者、地域における子育て支援活動団体の方などの声や意見をしっかりと聴きながら政策への反映につなげ、『ともに進めていくまち』を目指します。

3 施策の体系

基本理念

こどもの権利を柱に、地域全体でこどもの育ちを見守り、支える
「こども・子育てにやさしいまちづくり」

キャッチ フレーズ

わたしが主役！ みんなが主役！ 声を聴き ともに進める まちづくり
～自分らしく、笑顔あふれるいしのまき～

<基本目標>

**1 こどもの権利を保障し、こどもの
健やかな成長を支援する**
～こどもの権利があたりまえのまち～

**2 子育てに対する不安を受け止め、
安心してこどもを生み育てられる
子育て環境を整備する**

**3 こどもと子育て家庭を支える教育・
保育環境を整備する**

**4 若者の社会参画を支援し、住み続
けたい、子育てしたいと思えるまち
づくりを推進する**

**5 地域資源を最大限活用し、こども・
若者の健やかな成長を地域全体で
支援する**

<個別目標>

- | | | |
|---|-------------------|---------|
| 1 | こどもの権利の理解促進 | P62 |
| 2 | こどもの意見表明・参加の促進 | P63 |
| 3 | こどもの居場所・活動・体験の充実 | P64～P65 |
| 4 | こどもの権利の侵害の防止・相談支援 | P66～P67 |

- | | | |
|---|--------------------|---------|
| 1 | 母子の健康の確保及び増進 | P68～P69 |
| 2 | 妊娠から子育てにかかる切れ目ない支援 | P70～P71 |
| 3 | 生活に困難を抱える子育て家庭への支援 | P72～P73 |
| 4 | こどもの発達支援・療育体制の充実 | P74～P75 |

- | | | |
|---|-------------------|---------|
| 1 | 幼児教育・保育の充実 | P76～P77 |
| 2 | 多様な保育サービスの充実 | P78～P79 |
| 3 | 学校教育・社会教育・学習支援の充実 | P80～P81 |
| 4 | 安全対策の推進 | P82～P83 |
| 5 | 家庭における子育てする力の向上 | P84～P85 |

- | | | |
|---|-----------------|-----|
| 1 | 若者の居場所・社会参画の充実 | P86 |
| 2 | 結婚を希望する若者への支援 | P87 |
| 3 | 若者の課題解決に向けた相談支援 | P88 |

- | | | |
|---|------------------|---------|
| 1 | 包括的な支援体制の構築 | P89 |
| 2 | 地域における子育て支援活動の推進 | P90～P91 |
| 3 | 地域連携体制の強化 | P92 |

4 「こども大綱」との対応表

こども大綱が示す「こども施策に関する重要事項」に基づく、本市の主な取組・事業内容は以下のとおりです。

ライフステージを通じた重要事項

こども大綱における重要事項	目標	頁	主な取組・事業
(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	1-1 1-4	62 66～67	こどもの権利の普及啓発、こどもの相談窓口の周知 等
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	1-2 1-3	63 64～65	こどもまんなか推進事業（こども等の意見反映）、子どもセンター運営事業 等
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	2-1 2-4	68～69 74～75	乳児一般健康診査事業、発達相談事業、障害への理解促進研修啓発事業 等
(4) こどもの貧困対策	1-4 2-3 5-1	66～67 72～73 89	スクールソーシャルワーカー活用事業、要保護児童対策事業、こどもを取り巻く課題に関する理解促進の取組 等
(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	2-4	74～75	発達相談事業、障害への理解促進研修啓発事業、児童発達支援 等
(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	1-4 2-2	66～67 70～71	児童虐待に対する意識啓発、ヤングケアラーへの支援の推進、地域子ども・子育て利用者支援事業 等
(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	1-4 3-4 4-3	66～67 82～83 88	少年センター相談事業、自死対策の推進、防災教育副読本の活用、地域社会の安全と平穏の促進、市民相談事業 等

ライフステージ別の重要事項

こども大綱におけるライフステージ区分	目標	頁	主な取組・事業
(1) こどもの誕生前から幼児期まで	2-1 2-2 2-3 2-4 3-1 3-2	68～69 70～71 72～73 74～75 76～77 78～79	妊産婦健康診査費助成事業、乳児一般健康診査事業、産後ケア事業、地域子ども・子育て利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、発達相談事業、公立幼児教育・保育施設等の環境整備事業、認定こども園の設置促進、幼稚園・こども園・保育所と小学校連携事業 等
(2) 学童期・思春期	1-3 1-4 2-1 3-2 3-3	64～65 66～67 68～69 78～79 80～81	子どもセンター事業、放課後子ども教室推進事業、スクールカウンセラー配置事業、いじめ対策の推進、学びサポートセンター事業、休日等急患診療対策事業、放課後児童健全育成事業、コミュニティ・スクール推進事業、学力向上事業 等
(3) 青年期	4-1 4-2 4-3 5-1	86 87 88 89	いしのまき政策コンテスト、こどもまんなか推進事業（若者の居場所拡充）、結婚新生活支援事業補助金、市民相談事業、就職支援事業、ハローワーク支援事業 等

子育て当事者への支援に関する重要事項

こども大綱における重要事項	目標	頁	主な取組・事業
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	2-2 2-3	70～71 72～73	児童手当支給事業、小学校入学祝金支給事業、就学援助事業、奨学金貸与事業 等
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	2-2 3-2 3-5 5-2	70～71 78～79 84～85 90～91	地域子ども・子育て情報発信事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、家庭教育支援事業、地域子ども食堂支援事業 等
(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	3-5	84～85	男女共同参画推進事業、子育てしやすい職場環境整備推進事業、父親の子育て参加促進事業、各種制度の周知 等
(4) ひとり親家庭への支援	2-3	72～73	児童扶養手当支給事業、母子・父子家庭医療費助成事業、家庭の状況に応じた各種支援事業（就学援助事業等） 等

第4部 施策の展開

第4部の見方

基本目標1 こどもの権利を保障し、こどもの健やかな成長を支援する ～こどもの権利があたりまえ

個別目標1 こどもの権利の理解促進

現状と課題

- 全てのこどもの権利が大切にされ、一人ひとりのこどもが健やかに成長できる社会づくりを目指して、平成21年に「石巻市子どもの権利に関する条例」を制定し、こどもの権利に関する周知活動を進めてきました。
- アンケート調査（P32、42）では、こどもと保護者ともに、こどもの権利について「内容まで知っている」と「聞いたことがある」の合計は約6割です。一方で、1割程度にとどまっています。

施策の方針

- こどもも含めた市民一人ひとりが条例や条例の趣旨について理解を深めることができるよう、様々な機会や媒体を活用しながら、効果的な広報・普及啓発を行います。
- 家庭や学校、地域などのあらゆる場面においてこどもの権利に関わる大人がこどもの権利について触れ、考える機会を創出します。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①こどもの権利の認知度 （「内容まで知っている」「聞いたことがある」こども・保護者の割合） ※子ども・子育て支援ニーズ調査、子どもの生活についての調査	就学前保護者：63.6% 小学生保護者：67.9% 中学生保護者：70.0%	75.0%
②こどもの権利の理解度 （「内容まで知っている」こども・保護者の割合） ※子ども・子育て支援ニーズ調査、子どもの生活についての調査		

主な取組1 こどもの権利の普及啓発

【概要】「石巻市子どもの権利に関する条例」に基づき、こどもの権利の保障を推進するため、こどもの権利推進委員会を設置し、こどもの年齢や発達も考慮しながら、効果的な普及啓発・理解促進を図る。

取組	現状値	目標値	担当課
こどもの権利標語コンテスト事業における応募者数	380 件/年	600 件/年	子育て支援課
こどもの権利講演会等参加人数	70 人/年	150 人/年	子育て支援課
こどもの権利の啓発回数	4 回/年	4 回/年	子育て支援課

●現状と課題

こども・子育て支援をめぐる制度等の動向、統計、アンケート調査、こども等の意見聴取、第2期計画の評価・検証に基づき、個別目標ごとに現状と課題を整理しています。

●施策の方針

「現状と課題」を踏まえ、今後5年間の施策の方針を示しています。

●指標と目標

個別目標を達成するための総合的な指標を掲げ、5年後の目標値を設定しています。基本的に、現状値は令和5年度、目標値は令和11年度の数値を示しています。

●主な取組/その他の取組・事業

個別目標の達成に向けて実施する各種取組・事業から、主な取組を抜粋し、進捗を図るための指標を掲げ、目標値を設定しています。

また、本計画では、取組・事業の再掲表示は行わないこととし、主となる事業目的に応じて、分類・整理しています。

基本目標1 こどもの権利を保障し、こどもの健やかな成長を支援する ～こどもの権利があたりまえのまち～

個別目標1 こどもの権利の理解促進

現状と課題

- 全てのこどもの権利が大切にされ、一人ひとりのこどもが健やかに成長できる社会づくりを目指して、平成 21 年に「石巻市子どもの権利に関する条例」を制定し、こどもの権利に関する周知活動を進めてきました。
- アンケート調査（P32、42）では、こどもと保護者ともに、こどもの権利について「内容まで知っている」と「聞いたことがある」の合計は約6割程度でしたが、「内容まで知っている」は、1割程度にとどまっています。

施策の方針

- こどもも含めた市民一人ひとりが条約や条例の趣旨について理解を深めることができるよう、様々な機会や媒体を活用しながら、効果的な広報・普及啓発に取り組みます。
- 家庭や学校、地域などのあらゆる場面においてこどもの権利が保障されるよう、こどもやこどもに関わる大人がこどもの権利について触れ、考える機会の創出に努めます。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①こどもの権利の認知度 （「内容まで知っている」「聞いたことがある」こども・保護者の割合） ※子ども・子育て支援ニーズ調査、子どもの生活についての調査	就学前保護者：65.6% 小学生保護者：67.9% 小5・中2本人：57.1% 小5・中2保護者：66.7%	こども：70.0% 保護者：70.0%
②こどもの権利の理解度 （「内容まで知っている」こども・保護者の割合） ※子ども・子育て支援ニーズ調査、子どもの生活についての調査	就学前保護者：10.5% 小学生保護者：9.6% 小5・中2本人：10.0% 小5・中2保護者：9.7%	こども：30.0% 保護者：30.0%

主な取組1 こどもの権利の普及啓発

【概要】「石巻市子どもの権利に関する条例」に基づき、こどもの権利の保障を推進するため、子どもの権利推進委員会を設置し、こどもの年齢や発達も考慮しながら、効果的な普及啓発・理解促進を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
こどもの権利標語コンテスト事業における応募者数	380 件/年	600 件/年	子育て支援課
こどもの権利講演会等参加人数	70 人/年	150 人/年	子育て支援課
こどもの権利の啓発回数	4 回/年	4 回/年	子育て支援課

個別目標2 こどもの意見表明・参加の促進

現状と課題

- 第2期計画において、こども自身がこどもの権利について知り、その行使に向けて自らの考えを表明したり、周囲の大人等に意見を伝えたりすることができるよう、様々な取組を推進してきました。
- こども基本法の施行に伴い、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指した「こども大綱」が閣議決定され、これまでに、こども等の声や意見・視点を踏まえた施策の推進が求められています。

施策の方針

- こども基本法第11条に基づき、こども施策に対するこども等の意見反映に向けて、こども等の意見を聴く取組の継続実施を目指します。
- 全てのこどもが様々な方法で多様な意見を表明できる環境づくりを推進し、意見を十分に聴き、施策等に反映することで、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性の向上を目指します。
- 「こどもまんなか社会※」の実現に向けて、こども等の視点を尊重し、その意見を聴き対話しながら、ともに「住み続けたいと思えるまちづくり」を推進します。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①自分に自信があると思うこどもの割合 （「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」割合） ※子どもの生活についての調査	60.1%	70.0%
②「今の自分が好きだ」と思う若者の割合 （「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」割合） ※子ども・若者の生活や意識に関する調査	57.0%	70.0%
③自分の考えや意見を社会に発信したいと感じている若者の割合 （「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」割合） ※子ども・若者の生活や意識に関する調査	35.4%	50.0%

主な取組1 こどもまんなか推進事業（こども等の意見反映）【新規事業】

【概要】「こどもまんなか社会※」の実現に向けて、こども施策の策定等にあたって、こどもや若者から直接意見を聴く取組を実施する。

また、こどもや若者が自ら企画・立案する「こどもまんなかアクション（より良いまちにするために、市全体を対象としたユニークで夢のある活動）」の実施を支援する。

指標	現状値	目標値	担当課
こども・若者の意見聴取及びアクションの件数	-	5件/年	子育て支援課

※こどもまんなか社会とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、「**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会**」。

個別目標3 こどもの居場所・活動・体験の充実

現状と課題

- こどもを取り巻く課題が複雑かつ複合化しており、孤独・孤立の解消や地域コミュニティの再生などの役割が期待される、こどもの居場所への注目が高まっています。
- こどもにとって、安全で安心して過ごせる居場所を多く持ち多様な活動や遊びに接することは、自己肯定感や主体性を高めることにつながるとされています。
- アンケート調査（P40）では、家や学校以外に居場所があると感じている割合が 47.6%（うち、30.2%は「学習塾や習い事の施設」となっており、こどもまんなかの視点でこどもの居場所を拡充することが求められています。

施策の方針

- 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験活動を通して、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるよう、こどもの声や意見を聴きながら、地域・学校・行政等が一丸となって、こどもの居場所づくりを推進します。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①家や学校以外に居場所があると感じている割合 （家や学校以外に安心して過ごせる居場所が「ある」こどもの割合） ※子どもの生活についての調査	47.6%	70.0%

主な取組1 子どもセンター運営事業

【概要】児童厚生施設として 18 歳未満の全てのこどもを対象に、遊びの場や居場所を提供する。こどもの声を事業や運営に取り入れながら、利用するこどもが自らイベントを企画することをサポートしたり、地域と連携してイベントを開催したりするなど、こどもの権利を柱に活動を行う。

指標	現状値	目標値	担当課
利用者満足度	100%	100%	子育て支援課
延べ利用者数	31,428 人/年	30,000 人/年	子育て支援課

主な取組2 公園の整備・充実

【概要】児童遊園や児童公園、多目的広場など、こどもたちのための安全な屋外の遊び場を確保する。

指標	現状値	目標値	担当課
公園遊具の健全度評価における「C・D 判定」の割合 ※「A・B・C・D」4 段階評価	全遊具数の 39.0%	全遊具数の 20.0% （令和 11 年度）	都市計画課

主な取組 3 ふるさと子どもカレッジ事業

【概要】地域の教育力を活用し、こどもたちが郷土の自然、文化を体験しながら学ぶことで、豊かな心を育む。

指標	現状値	目標値	担当課
石巻をより好きになったと答えた 参加児童の割合	-	100%	生涯学習課

主な取組 4 放課後子ども教室推進事業

【概要】地域の公共施設などを活用し、地域住民の協力により、遊びや学び、体験活動、交流活動等を行うことで、放課後のこどもたちの居場所づくりを行う。

指標	現状値	目標値	担当課
開設数	4 か所	11 か所	生涯学習課

その他の取組・事業

取組・事業	概要	担当課
移動型児童館事業	児童館のない地域に出向き、公民館等既存公共施設などを活用して、遊びや体験等を提供することで、こどもの居場所の拡充を図る。	子育て支援課
ささえあいセンターにおける子育て・次世代支援事業	ささえあいセンター内で、親子の交流の場や気軽に相談できる場を提供する。 また、ラウンジを広く市民に開放し、児童生徒が過ごしやすい居場所づくりに努め、青少年の健全育成を図る。	こども家庭センター 総合相談センター

個別目標 4 こどもの権利の侵害の防止・相談支援

現状と課題

- 要保護対象児童等の人数は、年 800 人から 900 人台で推移しており、内訳は、「その他」を除くと「児童虐待相談」が最も多くなっており、こどもの権利が守られていない状況が伺えます。
- 本市の不登校出現率は、小学校・中学校ともに令和2年度以降大きく上昇しており、不登校のこどもへの支援が必要となっています。

施策の方針

- 「こどもの権利が守られているか」という視点から、関係者や周囲の大人等が、こどもの「声なき声」やこどもの変化に気づき、見守り支える体制づくりや、こどもが安心して SOS を発信できる環境づくりを推進します。
- 令和5年4月に開設した「石巻市学びサポートセンター」において、学校生活における様々な相談や、児童生徒が計画した自主学習について支援を行います。
- 市町村・民間団体・地域等多様な主体が連携しながら、早期にその特性や支援ニーズに応じた適切な支援体制の構築を目指します。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①安全に安心して生きる権利を守られていると感じている割合 （「守られている」こどもの割合）※子どもの生活についての調査	81.8%	90.0%
②自分を守り、守られる権利を守られていると感じている割合 （「守られている」こどもの割合）※子どもの生活についての調査	77.5%	90.0%
③適切な支援を受ける権利を守られていると感じている割合 （「守られている」こどもの割合）※子どもの生活についての調査	73.4%	90.0%

主な取組 1 児童虐待に対する意識啓発

【概要】住民を対象にした講演会の開催や毎年 11 月の「児童虐待防止推進月間」のポスターを医療機関や保育所、幼稚園、学校等に掲示するなどの啓発活動を積極的に行い、児童虐待防止に対しての関係機関への意識向上を図る。また、虐待防止のためのリーフレットを作成することで、早期発見のための相談窓口の啓発を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
「児童虐待防止推進月間」ポスター等配布部数	695 部/年	1,500 部/年	総合相談センター
市民向けリーフレット配布部数	1,000 部/年	1,500 部/年	総合相談センター

主な取組 2 要保護児童対策事業

【概要】福祉、教育、保健、医療、警察、司法などの関係機関・団体による要保護児童対策地域協議会と連携・情報共有しながら、要保護児童対策事業の進行管理を行うとともに、虐待防止研修会等の開催や市民への啓発などを行う。

指標	現状値	目標値	担当課
要保護児童終結率	66.4%	95.0%	総合相談センター

主な取組 3 子育て短期支援事業

【概要】保護者の疾病等により家庭における養育が一時的な困難な児童について、一定期間、里親家庭において養育する。

指標	現状値	目標値	担当課
利用日数	6 日/年	80 日/年	総合相談センター

主な取組 4 学びサポートセンター事業

【概要】不登校状態にある児童生徒や、集団生活になじめない、登校や学習に不安を抱える児童生徒への学習機会の確保と社会的自立に向けて、相談、訪問等により支援を行う。

指標	現状値	目標値	担当課
自学・自習できる児童生徒の割合 (一部自学・自習も含む)	-	70%	学校教育課

その他の取組・事業

取組・事業	概要	担当課
少年センター相談事業	児童生徒等の学校及び進路に関する教育相談、並びに家庭生活に関する相談など様々な相談に応じ、必要な支援を行う。	総合相談センター
家庭児童相談事業	家族や母子の多様な相談を受理し、適切な支援につなげることにより、市民福祉の向上を図る。	総合相談センター
専門カウンセラー相談事業	児童の保護者等に対し、専門家がカウンセリングを実施し、保護者の心理ケアや養育指導等を継続的な関わりをもって、改善に向けた指導・助言を行う。	総合相談センター
ヤングケアラーへの支援の推進	ヤングケアラーの理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、こども等の意向に寄り添いながら、関係機関が連携して必要な支援につなげていく。	総合相談センター
「心の教育」推進事業 (人権教育の推進)	人権啓発活動の実施、人権教育の研修・実践例の提供、小・中・高等学校における人権教育年間指導計画を作成する。	学校教育課
スクールカウンセラー配置事業	臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する専門家（臨床心理士又は準ずる者）を小・中学校及び市立高等学校に配置することで、問題行動等の解決、未然防止、健全育成に資する。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童生徒の置かれた環境の問題（家族、友人関係等）について改善を図るための支援を行う。	学校教育課
いじめ対策の推進	いじめに関する問題に組織的に対応するため、関係機関等との連携を推進するほか、教員や保護者を対象とした研修を通していじめがない誰もが行きたくなる学校づくりを進め、いじめの未然防止及び早期解決を図る。	学校教育課
自死対策の推進	「自死対策推進計画」に基づき、こども・若者への支援強化を図り、いのちを支える自死対策を推進します。	健康推進課
こどもの相談窓口の周知	こどもが相談できる窓口について、チラシ等により周知を図る。	子育て支援課

基本目標2 子育てに対する不安を受け止め、安心してこどもを生み育てられる子育て環境を整備する

個別目標1 母子の健康の確保及び増進

現状と課題

- 妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、身近な存在として相談に応じ、母子の健康状態を把握するとともに、関係機関と情報を共有しながら、必要な支援等につなぐ体制の構築に努めています。
- アンケート調査（P40）では、健康状態が「よい」、「まあよい」と回答したこどもの割合が90.3%、保護者の割合が67.0%と高い結果となっており、引き続き、各種健診や母子保健事業の充実を図り、受診率の向上や事業への参加促進に努める必要があります。

施策の方針

- 妊娠期から学童期にかけての各種健診の充実により、母子及び児童生徒の健康状態の把握と、疾病等の早期発見、健康の保持増進を図ります。
- 各種相談・教室等を通じてこどもの発達段階に応じた育児に関する知識・技術の習得を支援します。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①健康状態がよい割合 （「よい」「まあよい」こども・保護者の割合） ※子どもの生活についての調査	こども：90.3% 保護者：67.0%	こども：95.0% 保護者：70.0%
②「自分の体や気持ちで気になること」の設問で、「特に気になることはない」と回答した割合※子どもの生活についての調査	こども：38.9%	こども：50.0%

主な取組1 妊産婦健康診査費助成事業

【概要】妊婦健診の費用を助成することにより、積極的な受診を促し、妊娠時の異常の早期発見、早期治療を図り、安心、安全な出産ができるよう支援する。

指標	現状値	目標値	担当課
妊婦健康診査受診率	92.0%	98.0%	健康推進課

主な取組2 乳児一般健康診査事業

【概要】乳児の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、乳児の健康の保持増進を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
受診率（2か月）	96.3%	98.0%	健康推進課

主な取組3 就学時健康診断実施事業

【概要】学校保健安全法に基づき、小学校就学前に各種健診及び検査等を実施することにより、幼児にかかる疾病等の早期発見及び健康保持・増進を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
実施率	100%	100%	教育総務課

主な取組 4 産後ケア事業【拡充事業】

【概要】産後ケアを必要とする産後 1 年以内の方に対し、心身のケアや育児のサポートを行う。

指標	現状値	目標値	担当課
利用率	24.0%	30.0%	健康推進課

主な取組 5 食育教室

【概要】「石巻市食育推進計画」に基づき、小中学生を対象に、食育について学ぶ機会を設け、健康づくりを支援する。

指標	現状値	目標値	担当課
実施回数	17 回/年	30 回/年	健康推進課

主な取組 6 スポーツ振興事業【新規事業】

【概要】こどもの遊ぶ機会の創出による身体づくりと体力、運動能力向上を推進する。

指標	現状値	目標値	担当課
実施回数	48 回/年	59 回/年	スポーツ振興課

その他の取組・事業

取組・事業	概要	担当課
乳幼児健康診査	3～4 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査、2 歳児歯科健康診査を実施する。	健康推進課
1 歳児よちよち育児相談会	乳幼児期から幼児期に移行する時期に、身体計測、口腔チェック、発育・発達・育児の相談、栄養相談を実施する。	健康推進課
もぐもぐ育児教室	離乳食に関する正しい知識を身に付け、スムーズに幼児食に移行できるように支援するために、5～8 か月児の保護者を対象に、離乳の進め方等を市保健相談センター等で開催する。	健康推進課
幼児期におけるお口の健康教室	保育所、こども園、幼稚園、子育て支援センターを会場に、教室を開催し、こどもや保護者が口腔内に関心を持ち、むし歯予防に対する意識の向上を図る。	健康推進課
小・中学校におけるお口の健康教室	児童生徒が、口の健康に関心を持ち、正しい歯みがき習慣が身につくよう支援する。	健康推進課
健康診断・検査等実施事業	定期的な健康診断や各種検査を行うことにより、児童生徒の健康の保持増進を図り、病気等の早期発見に努める	教育総務課
次世代の健康づくり	「石巻市健康増進計画」に基づき、子育て支援センター等において、乳幼児親子を対象に健康づくりや体を使った遊びについて啓発する。	健康推進課
休日等急患診療対策事業	医療機関が休みである休日における救急患者の診療体制を確保する。	健康推進課
宮城県こども夜間安心コール事業の周知	こどもが急な病気になった時に、夜間の電話による医療相談を行い、保護者の不安解消と、症状に応じ適切に対応できるように事業を周知する。	健康推進課

個別目標2 妊娠から子育てにかかる切れ目ない支援

現状と課題

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子ども・子育て利用者支援事業を実施し、各種取組を推進してきました。令和6年4月、妊産婦や子育て世帯への総合的な相談支援等を行うため、「こども家庭センター」を設置し、相談体制の強化を図っています。
- アンケート調査（P31）では、保護者が子育てをする上で特に負担に思うこととして、就学前保護者・小学生保護者ともに「子育てで出費がかさむ」、「自分の自由な時間が持てない」、「子育てによる精神の疲れが大きい」が上位となっており、ゆとりを持ってこどもと向きあえるよう、経済的負担の軽減と併せて精神的負担の軽減につながる取組を推進していく必要があります。

施策の方針

- 誰一人取り残さず、抱える不安を取り除くため、「こども家庭センター」を中心に、総合的な相談支援体制の強化を図ることで、その特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援を行います。
- 相談しやすい体制とするため、業務の一部を民間事業者へ委託し、子育てに関する情報提供や相談・助言等の支援の充実を図ります。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①石巻市は子どもを育てながら住みたいまちだと思う割合 （「ぜひ住み続けたい」「住み続けたい」保護者の割合） ※子ども・子育て支援ニーズ調査	就学前保護者：44.9% 小学生保護者：32.9%	就学前保護者：60.0% 小学生保護者：60.0%

主な取組1 地域子ども・子育て利用者支援事業【拡充事業】

【概要】妊娠・出産期から子育て期（0歳から18歳未満のこどもを子育て中の方等）までの各ステージを包括的に支援する。

指標	現状値	目標値	担当課
妊産婦に対する産前産後プラン作成者の満足度	-	100%	こども家庭センター

主な取組2 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】生後4か月までの乳児宅を保健師及び助産師が家庭訪問し、乳児及び産婦の健康面や養育環境の確認、育児に関する不安や悩みの聴取や相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行う。

指標	現状値	目標値	担当課
実施率	97%	98.5%	健康推進課

主な取組3 助産師による心とからだのトータルケア

【概要】妊娠・出産・子育てについて、助産師による個別相談や講座を実施する。

指標	現状値	目標値	担当課
参加者満足度	-	100%	こども家庭センター

主な取組 4 子育て世帯訪問支援事業（養育ヘルパー）

【概要】養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、ホームヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の確保を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
市民相談：支援延べ時間数	739 時間	650 時間	総合相談センター

主な取組 5 子育て世帯訪問支援事業（育児ヘルパー）

【概要】産前産後の時期に、家事及び育児支援を行うヘルパー派遣を行う。

指標	現状値	目標値	担当課
利用者満足度	94.0%	100%	こども家庭センター

主な取組 6 地域子育て支援拠点事業

【概要】施設利用者のニーズや各地域の実情を踏まえながら、乳幼児やその親を対象に、子や親同士のふれあいや、遊びの場の提供と、子育てに関する心配事の相談に対応する。

指標	現状値	目標値	担当課
延べ親子組数	9,451 組/年	10,000 組/年	子育て支援課

その他の取組・事業

取組・事業	概要	担当課
休日子育て相談事業	子どもセンター、ささえあいセンターにて土曜、日曜日に子育て相談を行う。	子育て支援課
地域子ども・子育て情報発信事業	母子健康手帳の記録や地域の子育て情報をスマートフォン等でも見ることができる、子育て情報アプリを運用し、子育て情報をリアルタイムに発信する。	子育て支援課
児童手当支給事業 【拡充事業】	18 歳到達後の最初の年度末（高校生年代）までのこどもを養育している方に児童手当を支給する。	子育て支援課
小学校入学祝金支給事業	第 2 子以降の小学校入学時に祝い金を支給する。	子育て支援課
妊婦のための支援給付事業 【新規事業】	妊婦であることの認定後、支援金を給付する。また、妊娠しているこどもの人数の届出後に、支援金を給付する。	子育て支援課
妊婦等包括相談支援事業 【新規事業】	妊婦・その他配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等を行う。	健康推進課
親子関係形成支援事業 【新規事業】	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う。	こども家庭センター
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規事業】	普段保育所などに通っていないご家庭のお子さんを対象に、保護者の方の就労要件などを問わず利用可能な通園支援事業を実施する。	子ども保育課
子ども医療費助成事業	0 歳から 18 歳到達年度末日までのこどもに対し適正な医療の機会を確保し、子育てに伴う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、医療費の一部負担金を助成する。	保険年金課
国民健康保険税子ども均等割減免	国民健康保険税について、満 18 歳未満のこどもに対する均等割保険税を 3 割減免し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図る。	保険年金課

個別目標3 生活に困難を抱える子育て家庭への支援

現状と課題

- 生活保護被保護世帯数・被保護人員ともに増加傾向となっており、生活に困難を抱えるほど、精神的な余裕が少なくなり、体験格差も生じやすくなることから、経済的支援等の充実を図る必要があります。
- アンケート調査（P42）では、保護者が成人する前の生活状況について、困窮層で「生活が経済的に困っていた」が29.7%と高くなっており、貧困の連鎖を解消するための取組が求められています。

施策の方針

- 子育てにかかる経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるように、各種手当・助成制度の周知及び適正な支給を図り、子育てにおける困りごとの要因となっている、子育て費用等に対する支援に努めます。
- 多様な主体が連携しながら、困難な状況にある子ども、子育て世帯を誰一人取り残さず、早期にその特性や支援ニーズに応じた適切な支援につなげるための環境づくりを推進します。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①生活困窮層（困窮層と周辺層の計）の割合 ※子どもの生活についての調査	保護者：30.4%	保護者：20.0%
②「自分の体や気持ちで気になること」の設問で、「特に気になることはない」と回答した割合 ※子どもの生活についての調査（生活困難層別困窮層の回答）	子ども：28.8%	子ども：40.0%

主な取組1 就学援助事業

【概要】経済的な事情により就学が困難な児童生徒の保護者への支援を行う。

指標	現状値	目標値	担当課
支援を要する児童生徒の保護者への実施率	100%	100%	教育総務課

主な取組2 児童扶養手当支給事業

【概要】父又は母と生計を同じくしていない子どもを育成している家庭において、子どもを監護する母若しくは、監護し、生計を同じくする父又は父母以外の方に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
適切な助成の実施（支給率）	100%	100%	子育て支援課

主な取組3 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業

【概要】生活困窮世帯の子ども等を対象に市内各所へ教室を開設し、児童生徒等への居場所や学習機会の提供、進路未決定者等への社会的自立に向けた相談支援、保護者への養育相談等を実施する。また、通所困難な世帯に対しては家庭訪問を行い、同様の支援を行う。

指標	現状値	目標値	担当課
高校進学率	90.0%	100%	保護課

その他の取組・事業

取組・事業	概要	担当課
母子・父子家庭医療費助成事業	母子及び父子家庭に対し、医療費の助成を行い、生活の安定と福祉の増進を図る。	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が職業能力開発のため講座（指定講座）を受講した場合、入学料及び受講料の一部を給付する。	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父が資格取得（看護師、介護福祉士等）のため6か月以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間中、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、カリキュラム修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給し、自立の促進や生活の負担を軽減する。	子育て支援課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講にかかる費用の一部を助成する。	子育て支援課
生活保護受給者等に対する就労支援事業	生活保護受給者や生活困窮者のうち、就労可能と判断される人に対し、就労支援員による支援やハローワークとの連携により、対象者が就労できるように支援する。	保護課
私立幼稚園補足給付費支給事業	私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）の園児のうち低所得世帯等の保護者に対し給食の副食費を減免する	教育総務課
奨学金貸与事業	学業優秀、品行方正及び身体健全な学生で経済的理由により修学困難な者に学資を貸与し、有能な人材を育成する。	学校教育課
震災奨学金給付事業	東日本大震災により親が死亡又は行方不明となり、両親を失った児童生徒に対する就学の支援として、対象者の進学状況等を確認しながら、奨学金を給付する。	学校教育課

個別目標4 こどもの発達支援・療育体制の充実

現状と課題

- こども大綱では、障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の機能強化やインクルージョンの推進が求められています。
- 保健事業等と連携し、障害の早期発見・早期対応を促すために、臨床心理士による発達（療育）相談・相談・訓練を行っており、利用者が多いことから、体制を充実していく必要があります。
- 障害のある人への差別や偏見があると感じている人の割合が高いことから、引き続き障害や障害のある人の理解を深めるための広報・啓発活動を行なっていくことが必要です。

施策の方針

- 保健事業等と連携し、障害や発達の特性を早期に発見・把握し、地域における障害児の支援体制を強化しながら、適切な支援・サービスにつなげます。
- 広報・啓発活動を通じ、地域住民に対して、障害に対する理解を広めていきます。また、障害のある人の社会参加等を目的とした取組に対する補助金の交付や社会参加につながるように支援を行い、障害のある人が生活するうえで生じる「社会的障壁」の解消を目指します。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①障害者にやさしいまちづくりが推進されていると感じる市民の割合 ※市民意識調査	41.2%	70.0%

主な取組 1 発達相談事業

【概要】臨床心理士等専門相談員による相談を実施し、親の育児不安の軽減に努めるとともに、障害の早期発見や問題の改善を図る。臨床心理士等専門職が相談を行うことで、こどもの健全な成長を支援するため適切な機関へ繋がるよう支援する。

指標	現状値	目標値	担当課
心理発達相談の実施件数	165 件/年	200 件/年	健康推進課

主な取組 2 障害への理解促進研修啓発事業

【概要】障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う。

指標	現状値	目標値	担当課
参加者数	1,225 人/年	1,297 人/年	障害福祉課

主な取組 3 自発的活動支援事業

【概要】障害のある人、その家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）に対し、補助金を交付して地域における自発的な取組を支援する。

指標	現状値	目標値	担当課
参加者数	30 人/年	75 人/年	障害福祉課

主な取組 4 社会参加促進事業

【概要】障害のある人のスポーツ、レクリエーション、文化活動等による社会参加の促進のために行う事業を実施する団体等に対し、補助金を交付して事業を推奨し、障害のある人の福祉の増進を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
参加者数	246 人/年	324 人/年	障害福祉課

その他の取組・事業

取組・事業	概要	担当課
かもめ学園管理事業	心身障害児に対して障害の克服に必要な機能訓練及び生活指導を行い、これらのこどもの療育に資するとともに、こどもの健全な育成等を図る。	障害福祉課
児童発達支援	身体障害や知的障害、精神に障害のある未就学児童（発達障害児含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	障害福祉課
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立促進と放課後の居場所づくりを推進する。	障害福祉課
日中一時支援事業	施設等において、知的障害者や障害児の見守りなどの一時預かりや、社会適応のための日常的訓練を行う。	障害福祉課
養育医療給付事業	医療を必要とする未熟児に対し、指定医療機関において、必要な医療の給付を行う。	健康推進課
母と子の遊びの広場事業	1歳6か月児健診の事後フォローとして、こどもの遊びと親の交流を通じて、こどものより一層の発達を促す。	健康推進課
障害児保育事業	障害児を受け入れる民間保育施設に対し支援することで体制整備を図る。	子ども保育課
障害等に関する研修実施及び参加促進	障害児保育を実施している保育所の保育士を対象に研修を実施し、障害に対する理解や知識の習得を図る。	子ども保育課
特別支援教育支援員の配置	特別な支援を要する児童生徒が在籍する通常学級及び当該児童生徒に支援員を配置し、学習指導や生活指導の充実と学校生活における安全を保障する。	学校教育課
就学前ことばの教室の運営事業	幼児の言語障害を早期に発見し、適切な矯正支援を行う。	学校教育課

基本目標3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する

個別目標1 幼児教育・保育の充実

現状と課題

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）形成や、こどもの成長の保障と遊びの充実を図ることが求められています。
- 本市の出生数は年々減少傾向にあります。共働き世帯の増加等により、幼稚園、保育所、認定こども園の利用率が増加しており、ニーズに即した保育サービスの提供が求められています。
- 発達や就学に関する相談が増加しており、学ぶ土台づくりの推進や学童期への丁寧な接続が必要となっています。

施策の方針

- こどもの将来にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態）の基礎を培う最も重要な時期であることを認識し、こどもの成長の保障と遊びの充実を図るため、本市の地域資源を最大限に活用しながら特色ある教育・保育を推進するとともに、幼稚園教諭、保育士等の資質及び専門性の向上に取組み、質の高い教育・保育を提供します。
- 令和6年4月に設置した「幼児教育センター」を中心に、石巻市幼児教育プランに基づく教育の充実と関係機関の連携の強化を図ります。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①現在、利用している教育・保育施設に満足している割合 （「とても満足に感じる」「ある程度満足に感じる」保護者の割合） ※子ども・子育て支援ニーズ調査	90.9%	95.0%

主な取組1 公立幼児教育・保育施設等の環境整備

【概要】公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づく、施設の統廃合等による環境整備に加え、既存施設の機能向上を含め適切な維持管理に努める。

指標	現状値	目標値	担当課
公立保育所等施設数	27 か所	18 か所 (令和 11 年度)	子ども保育課 教育総務課

主な取組2 私立認可保育所等給付事業

【概要】私立認可保育所へ給付費（保育所は委託料）として支給を行うことにより、安定した経営のもと、各事業所の特色ある保育の提供と保育の質の向上を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
実施施設数	16 施設/年	21 施設/年	子ども保育課

主な取組 3 地域型保育事業

【概要】地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応でき、質が確保された保育を提供することにより、こどもの成長を支援する。

指標	現状値	目標値	担当課
助成施設数	8 施設	7 施設	子ども保育課

主な取組 4 幼児教育推進事業（幼児教育施設との連携事業）【拡充事業】

【概要】保育内容・教育内容について相互理解を深め、こどもの発達の段階を踏まえた適切な指導・支援を行うため交流学习や連絡会議等を実施する。また、小学校との円滑な接続の推進について理解を深めるため、研修会等を実施する。

指標	現状値	目標値	担当課
小学校入学に伴う児童の引継ぎが適切に行われた小学校数	-	30 校	幼児教育センター

主な取組 5 幼児教育推進事業【拡充事業】

【概要】幼稚園・保育所・こども園の職員が研修や交流を通して連携を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
研修会に参加した施設の割合	42.0%	70.0%	幼児教育センター
アプローチカリキュラムを策定、実施している幼稚園、こども園、保育所数	-	42 施設	幼児教育センター

その他の取組・事業

取組・事業	概要	担当課
特色ある教育・保育の推進	地域住民や様々な団体等の理解・協力を得ながら、多様な体験・交流機会の充実等、特色ある教育・保育を推進する。	子ども保育課 学校教育課
認定こども園の設置促進	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設を設置する。	子ども保育課

個別目標 2 多様な保育サービスの充実

現状と課題

- アンケート調査（P27）では、母親のフルタイムへの転換や就労意向が一定数あり、教育・保育事業や放課後児童クラブ等の利用ニーズが高まっていることが伺えます。
- 母親の就労を支援するため、柔軟な働き方に対応できる多様な保育サービスの充実が求められています。また、適切な保育サービスを提供するために、保育士の確保に取り組む必要があります。

施策の方針

- 仕事と子育ての両立を支援するため、様々な勤務形態や働き方に対応したきめ細かな保育サービスの充実を図ります。
- 多様な保育ニーズに応じた保育提供体制の充実を図り、待機児童の解消に努めます。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①保育施設及び放課後児童クラブ待機児童数	12 人	0 人
②ファミリーサポート事業の利用者満足度 ※利用者へのアンケート調査	-	100%

主な取組 1 民間保育所助成事業

【概要】認可外保育施設に運営費及び低年齢児保育事業への助成を行うことにより、適正な運営と低年齢児童の保育促進を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
助成施設数	5 施設	3 施設	子ども保育課

主な取組 2 放課後児童健全育成事業

【概要】小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
開設数	49 か所	48 か所	子育て支援課

主な取組 3 延長保育事業

【概要】やむを得ない理由により保育の延長が必要となった場合、通常の保育所開所時間を越えて保育を実施する。

指標	現状値	目標値	担当課
公立保育所での 1 施設当たりの利用者数	114 人/年	260 人/年	子ども保育課

主な取組 4 一時預かり事業（保育所）

【概要】保育所等を利用していない家庭において、保護者の傷病等により、一時的に保育が困難となった乳児・幼児を保育施設で一時的に預かる。

指標	現状値	目標値	担当課
延べ利用者数	1,296 人/年	1,300 人/年	子ども保育課

主な取組 5 一時預かり事業（幼稚園）

【概要】パート就労等就労形態の多様化に伴う一時的な保育や幼稚園での預かり保育を実施する。

指標	現状値	目標値	担当課
延べ利用者数	2,009 人/年	1,000 人/年	教育総務課

主な取組 6 病後児等保育事業

【概要】病気の回復期にあり、集団保育が困難なこどもを一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童へ緊急対応することで保護者の子育てと就労を支援する。

指標	現状値	目標値	担当課
延べ利用者数	504 人/年	550 人/年	子ども保育課

主な取組 7 ファミリー・サポート・センター事業

【概要】仕事と家庭生活の両立や保護者の急用等にこどもを預かることができる環境づくりを推進するために、こどもを預かってほしい方と、預かることができる方が、会員として組織をつくり、相互援助を行う。

指標	現状値	目標値	担当課
延べ利用者数	1,544 人/年	1,600 人/年	子育て支援課

その他の取組・事業

取組・事業	概要	担当課
保育士宿舎借り上げ支援事業	保育士宿舎借り上げ支援施策を講じることで、保育士の確保及び定着を推進する。	子ども保育課
休日保育事業	保護者が就労等により休日にこどもを家庭で保育できない場合において、保育を実施する。（民間事業者）	子ども保育課

個別目標 3 学校教育・社会教育・学習支援の充実

現状と課題

- 学童期・思春期は、こどもにとって身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期でもあります。こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育や成年年齢を迎える前に必要となる知識についての情報提供や教育などが求められています。
- アンケート調査（P36～38）では、学校への気持ちについて「学校に行くのが楽しみだ」が67.5%、「この学校が好きだ」が71.9%となっている一方、「学校を休みたいと思うことがよくある」が43.8%となっており、生活困難度が高いほど『あてはまる』の割合が高い結果となっています。

施策の方針

- 家庭や学校保健と連携し、飲酒・喫煙や薬物の有害性、インターネット・SNS に潜むリスク等についての基礎知識の普及と意識啓発を図り、思春期の心身の健康づくりと、命を大切にして、相手を思いやる気持ちの醸成を図ります。
- 家庭環境や経済的状況によらず、学習意欲や学習習慣を身につけるための支援の充実を図ります。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①この学校が好きだと感じている割合 （「とてもあてはまる」と「まああてはまる」の割合） ※子どもの生活についての調査	71.9%	80.0%
②学校の授業をわかりやすいと感じている割合 （「よくわかる」「まあまあわかる」割合） ※子どもの生活についての調査	91.9%	95.0%

主な取組 1 石巻地区情報教育研修会

【概要】情報教育の課題について、外部講師を招いて研修会を実施し、教員の情報教育の基礎的知識や指導力の向上を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
研修会参加者	34 人/年	49 人/年	視聴覚センター

主な取組 2 情報教育サテライト研修会

【概要】学校等における ICT 利活用や情報教育に関する校内研修を支援することにより情報教育に関わる基礎的な知識・技能の習得と指導力向上を図る。また、児童生徒へ情報モラルに関する授業を行い、児童生徒が正しく情報社会に参画しようとする態度の礎を養う。

指標	現状値	目標値	担当課
実施か所数	22 か所	49 か所	視聴覚センター

主な取組 3 コミュニティ・スクール推進事業

【概要】地域の力を学校運営に生かすコミュニティ・スクールの導入を推進し、学校や子供たち、家庭等が抱える課題を地域ぐるみで解決するとともに、子供たちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
コミュニティ・スクール導入率	100%	100%	学校教育課

主な取組 4 ふるさと大好き中学生育成事業

【概要】中学1年生を対象に社会奉仕や伝統文化継承活動を通して、ふるさとを愛し、その発展に寄与する心情や態度を育む。

指標	現状値	目標値	担当課
実施した中学校の割合	100%	100%	学校教育課

主な取組 5 学力向上推進事業

【概要】本市の児童生徒の学力の実態を踏まえ、児童生徒一人一人の学力の向上に向けた取組を市内全域で展開し、確かな学力の育成を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
「全国学力・学習状況調査」の結果に基づく取組方針の提出割合	100%	100%	学校教育課

その他の取組・事業

取組・事業	概要	担当課
性教育の推進	保健体育等の授業において、学習指導要領に基づき、発達の段階を踏まえて指導を行う。	学校教育課
喫煙、飲酒、薬物乱用防止等の指導	喫煙、飲酒、薬物に関して、保健体育の授業で取り組む。	学校教育課
情報モラル教育の推進	小・中・高校生に対して、SNS 等様々な情報を扱う上での危険回避能力を養わせるとともに、情報社会に正しく参画しようとする態度を育成する。	学校教育課
定住外国人就学支援事業	本市の学校に就学を希望する外国籍の児童生徒を円滑に受け入れるため、外国語が使える就学支援員を配置し、外国籍の児童生徒をサポートする。	学校教育課
中学生における部活動指導員の配置支援事業	主に休日の部活動を顧問教員と実施することにより、教員の負担軽減を図るとともに、生徒のニーズを踏まえた充実した部活動を実施する。	学校教育課
学校わくわくプラン事業	児童生徒の非認知能力を高め、主体的に生きる力を育成するために、学校と家庭・地域が連携・協働して、「わくわく感」の持てる取組を運営する。	学校教育課
幼稚園・こども園・保育所と小・中学校との異校種間交流	小学校においては、運動会等の行事を通じての交流、中学校においては、総合的な学習の時間や技術・家庭授業等で、幼稚園・こども園・保育所での実習を行う。	学校教育課 子ども保育課

個別目標 4 安全対策の推進

現状と課題

- 全国各地で地震や台風、大雨等の自然災害が多発しており、被害を最小限に抑えるための防災・減災対策を強化していく必要があります。また、こどもが巻き込まれる交通事故や犯罪被害が発生しており、安全に対する関心が高まり、こどもたちを守るための対策強化が求められています。
- 本市では東日本大震災を教訓とし、防災教育副読本の活用や復興・防災マップづくりなどによる防災教育の推進を図り、児童生徒及び教職員の災害対応力の向上を図っています。

施策の方針

- 災害時のこどもたちの安全を確保するため、東日本大震災を教訓とした防災教育の充実を図ります。
- 交通安全施設等の整備やこどもの交通安全・防犯意識の高揚、こども自らが自身の安全を守るための対策促進を図るとともに、地域ぐるみでこどもを見守るための活動の活性化を図ります。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①各学校・園の避難訓練における総合評価 A の割合 ※全校を対象とした指導主事による「A・B・C」3段階評価	33.9%	70.0%

主な取組 1 実践的な避難訓練の実施

【概要】様々な災害を想定した避難訓練を実施し、児童生徒等の災害対応力の育成を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
避難訓練実施率	100%	100%	学校安全推進課

主な取組 2 防災教育副読本の活用

【概要】児童生徒に防災の基礎的・基本的な知識を身につけさせるとともに、災害が起きたときには、自分の命を守り、共に助け合って主体的に行動しようとする力の育成を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
副読本を用いた授業の実施率	100%	100%	学校安全推進課

主な取組 3 学校防災推進会議の開催

【概要】有識者、学校関係者、市担当部局、関係機関担当者で構成する学校防災推進会議において、学校防災の今後の在り方について検討した結果を基に、具体的な事業を展開する。

指標	現状値	目標値	担当課
会議開催数	3回/年	3回/年	学校安全推進課

主な取組 4 交通安全教室

【概要】 保育所・こども園・幼稚園・小学校において、警察や交通安全指導隊等による交通安全教室を実施し、交通安全意識の醸成を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
交通安全教室の開催回数	56 回/年	77 回/年	地域協働課

主な取組 5 街頭補導の強化

【概要】 少年補導員による街頭指導を行う。

指標	現状値	目標値	担当課
街頭補導等実施回数	417 回/年	600 回/年	総合相談センター

その他の取組・事業

取組・事業	概要	担当課
学校防災フォーラムの開催	東日本大震災の教訓を踏まえ、石巻市の学校防災の取組を広く発信することにより、学校防災の充実に資する。	学校安全推進課
学校防災マニュアルの整備	公立幼稚園・こども園、小・中・高等学校の学校防災マニュアルの点検及び見直しを図る。	学校安全推進課
防災主任研修会の開催	公立幼稚園・こども園、小・中・高等学校の教職員を対象とした防災主任研修会を開催し、教職員の災害対応力の向上を図る。	学校安全推進課
犯罪に関する情報提供	不審者の出没、犯罪が発生した場合にメール配信するなど情報共有を行い、注意喚起を図る。	学校安全推進課
地域社会の安全と平穏の促進	石巻市防犯協会等による防犯意識を高揚する啓発活動や、防犯パトロールの実施により、地域の安全や防犯意識の啓発を推進する。	地域協働課
不審者対策ネットワーク会議	不審者対策ネットワーク会議を設置し、不審者情報の共有化や監視体制の強化を図る。	総合相談センター

個別目標5 家庭における子育てする力の向上

現状と課題

- 核家族化や少子化の進行、共働き世帯の増加など、子育て環境が大きく変化していることで、子育て世帯の抱える悩みや課題は多様化・複雑化しています。子ども・子育て関係団体からの意見聴取（子どもの居場所づくり懇談会）では、地域コミュニティの希薄化や共働き等による親子関係の希薄さが課題としてあげられています。
- アンケート調査（P32）では、仕事と子育てを両立させる上で特に大変だと感じることとして、「子どもと接する時間の確保」が51.1%と最も高くなっています。共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、仕事と子育ての両立を支援していくことが重要です。

施策の方針

- 様々な機会を通じて、こどもの成長や子育てに関する知識や技術の習得を支援し、家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことの重要性を啓発していくことで、家庭における子育てする力の向上を図ります。
- こどもたちが安心して生活できる環境を整えられるよう、家族や地域、関係者が子育てをともに考え、地域全体が参画し、子育てを見守り、支える機運の醸成を図ります。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①「育児や家事の役割」について「夫婦同様」との回答割合 ※市民意識調査	72.4%	85.0%
②父親の子育て参加促進事業の講座等参加者満足度 ※講座等の参加者へのアンケート調査	-	100.0%

主な取組1 男女共同参画推進事業

【概要】「男女共同参画社会」の実現に向けた取組において、家庭における男女共同参画の推進を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
研修等の事業実施回数	12回/年	12回/年	地域振興課

主な取組2 子育てしやすい職場環境整備推進事業

【概要】妊娠・出産や子育て等に対する職場の理解を促進するための意識啓発を行い、多様で柔軟な働き方を選択しやすい就労環境づくりを促進する。

指標	現状値	目標値	担当課
研修事業実施回数	2回/年	2回/年	地域振興課

主な取組3 親になるための教育事業

【概要】中学生を対象に、講座や乳幼児との交流を通じて、妊娠・出産に関する正しい知識を習得してもらうための事業を実施する。

指標	現状値	目標値	担当課
参加者数	682人/年	900人/年	地域振興課

主な取組 4 父親の子育て参加促進事業

【概要】子育てに関する母親の負担や不安等を軽減し、安心して子育てを行うために、イベントや講座等を実施して、父親の子育て参加を促進する。

指標	現状値	目標値	担当課
参加人数	135 人/年	200 人/年	子育て支援課

主な取組 5 家庭教育学級開設事業

【概要】家庭や親の在り方、こどもの心身の成長と子育て、こどもの成長と家庭環境等家庭教育に関する学習の機会を提供し、子育てについての理解を深め、望ましい家庭教育ができるよう、幼稚園・保育所・こども園、小・中学校の主として保護者を対象に、地域のニーズに合った内容で学級を開設する。

指標	現状値	目標値	担当課
実施率	65.9%	75.0%	生涯学習課

主な取組 6 ブックスタート事業

【概要】乳幼児期に絵本との出会いの機会を創出し、さらには絵本の選び方や読み聞かせの方法について、3～4か月健診時に保護者へ啓発を行う。

指標	現状値	目標値	担当課
事業実施率	84.7%	100%	生涯学習課

その他の取組・事業

取組・事業	概要	担当課
家庭教育支援事業	子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーなど身近な人たちによる「家庭教育支援チーム」を組織し、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、地域とのコミュニケーションや学習の機会等になかなか参加できない保護者や家庭に対する支援を行う。	生涯学習課
子育てサークル支援事業	子育てサークルの立ち上げ、運営に関する相談や、活動場所の提供等を行う。	子育て支援課
石巻市父子手帖の配布	本市独自の石巻市父子手帖を配付し、父親の育児参加の必要性を啓発する。	健康推進課
祖父母手帖の配布	祖父母が育児のサポートをする時の知識を啓発する。	子育て支援課
各種制度の周知	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法や育児休業給付等支援制度など、各種制度の積極的な活用を周知する。	商工課

基本目標4 若者の社会参画を支援し、住み続けたい、子育てしたいと思えるまちづくりを推進する

個別目標1 若者の居場所・社会参画の充実

現状と課題

- アンケート調査（P44）では、若者世代の地域行事等への参加状況について、「全く参加していない」が75.0%となっており、地域との関係性の希薄化が伺えます。
- 子ども・子育て関係団体からの意見聴取（子どもの居場所づくり懇談会）では、「若者や大学生世代でも自由に立ち寄り、息抜き、交流できる居場所が欲しい」との意見があげられました。
- 若い世代が自由に意見を表明し、発信できる取組をさらに進め、主体的に活動し、交流できる機会や居場所を確保していく必要があります。

施策の方針

- 若者世代が意見や考えを発信し社会づくりに参画できる機会の確保に努め、対話しながらともに「住み続けたいと思えるまちづくり」を推進します。
- 若者世代等の活動・交流の拠点となる居場所づくりに向けた検討を行います。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①石巻市に住み続けたいと思う割合 （「住み続けたい」「ゆくゆくは戻りたい」若者の割合） ※子ども・若者の生活や意識に関する調査	46.0%	60%
②石巻市を好きな割合 （「好きである」「どちらかといえば好きである」若者の割合） ※子ども・若者の生活や意識に関する調査	71.5%	80%

主な取組1 いしのまき政策コンテスト

【概要】若者たちが住みたい石巻を実現するための政策アイデアを提案することで、地域に関心を持ち愛着を持つきっかけとする。

指標	現状値	目標値	担当課
参加チーム数	5チーム/年	10チーム/年	政策企画課

主な取組2 こどもまんなか推進事業（若者の居場所拡充）【新規事業】

【概要】若者が気軽に立ち寄り、安心して過ごすことができる居場所の拡充を目指し、若者の声を聴きながら「こどもまんなか」の居場所づくりを推進する。

指標	現状値	目標値	担当課
事業の実施	-	令和8年度から開始	子育て支援課

個別目標 2 結婚を希望する若者への支援

現状と課題

- 本市では、婚姻件数・婚姻率ともに減少傾向にあり、25～29歳の未婚率は男女ともに半数を超えています。また、アンケート調査（P46）では、子どもをもちたいと思う若者の割合は53.6%となっており、子どもをもちたいと思わない理由としては、「子育てや教育にお金がかかるから」が69.7%と最も高くなっています。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提としながら、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み育てたいと望んだ場合に、希望を実現するため、社会全体で支えていく必要があります。

施策の方針

- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく生活を始めることができるよう、結婚に対する意識向上を図る事業や新婚世代への経済支援を行います。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①結婚したいと思う割合 （「結婚したことがない」と回答した方で、「結婚したいと思う」若者の割合）※子ども・若者の生活や意識に関する調査	44.9%	60.0%
②子どもをもちたいと思う割合 （「子どもをもちたいと思う」若者の割合）※子ども・若者の生活や意識に関する調査	53.6%	60.0%

主な取組 1 みやぎ結婚支援センター利用促進補助金

【概要】結婚を希望する独身男女の新たな出会いの場を創出するため、AI（人工知能）を利用したマッチング等を行っている『みやぎ結婚支援センター「みやマリ！」』の入会登録料の一部を補助する。

指標	現状値	目標値	担当課
補助金申請件数	21 件/年	50 件/年	SDGs 移住定住推進課
成婚退会者数	11 人/年	5 人/年	SDGs 移住定住推進課

主な取組 2 結婚新生活支援事業補助金

【概要】経済的な理由で結婚に踏み出せない方を後押しすることを目的に、市内で新生活を始める新婚世帯に対して、スタートアップに係る費用（住宅取得費用、家賃、引越費用など）の一部を補助する。

指標	現状値	目標値	担当課
補助金申請件数	66 件/年	100 件/年	SDGs 移住定住推進課
自分たちの結婚が地域に応援されていると感じる人の割合 ※補助金申請時のアンケート調査	72.7%	75.0%	SDGs 移住定住推進課

個別目標 3 若者の課題解決に向けた相談支援

現状と課題

- アンケート調査（P46、48）では、円滑に日常生活を送れなかった経験について「今までに経験があった」と「どちらかといえばあった」が 42.3%と半数近くとなっています。また、若者世代の「今後石巻市に必要な取組」の上位は、「お金の心配なく学べる支援」、「子どもや若者の居場所づくりの推進」、「困難を抱える子ども・若者への包括的な支援体制整備」となっており、困難や生きづらさを抱えている若者が、気軽に相談できる体制づくりが求められています。

施策の方針

- 若者世代の希望を叶えられるよう、様々な機会・手段を通して、必要な情報を発信します。
- 若者世代が自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができるよう、若者の相談支援体制の構築について検討します。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①円滑に日常生活を送れなかった経験のある割合 （「今までに経験があった」「どちらかといえばあった」若者の割合） ※子ども・若者の生活や意識に関する調査	42.3%	30.0%
②自分には自分らしさがあると感じている割合 （「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」若者の割合） ※子ども・若者の生活や意識に関する調査	76.9%	90.0%
③自分の将来に明るい希望があると感じている割合 （「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」若者の割合） ※子ども・若者の生活や意識に関する調査	62.2%	70.0%

主な取組 1 市民相談事業

【概要】市民の日常生活に関する各種相談に応じ、適切な助言及び支援につなげることで、市民福祉の向上を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
市民相談受付件数	967 件/年	600 件/年	総合相談センター

主な取組 2 奨学金返還支援事業【拡充事業】

【概要】地域包括ケアの推進に必要な医療・福祉・介護の専門職の人材確保と定住促進を目的として市内居住及び市内事業所で就労する方が、自ら貸与された奨学金を返還した場合に、最長 6 年間、当該返還金の一部を助成する。

指標	現状値	目標値	担当課
助成開始 3 年後の定住及び就業率	77.8%	80.0%	保健福祉総務課

主な取組 3 定住促進奨学金返還支援事業【新規事業】

【概要】地域包括ケアの推進に必要な有資格者以外の方にも定住促進を目的として、市内居住及び市内外の事業主に正規雇用されている方又は個人事業主若しくは個人事業主の専従者が自ら貸与された奨学金を返還した場合に、最長 6 年間、当該返還金の一部を助成する。

指標	現状値	目標値	担当課
助成開始 3 年後の定住及び就業率	-	90.0%	SDGs 移住定住推進課

基本目標5 地域資源を最大限活用し、こども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する

個別目標1 包括的な支援体制の構築

現状と課題

- 社会のあり方の変化に伴い国民生活も変化する中で、様々な支援ニーズの必要性が表面化しています。これまで福祉政策として取り組んできた、こども・障害者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは、様々なニーズへの対応が困難になっています。

施策の方針

- 多職種連携による包括的な相談支援体制の強化を図ります。
- 対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和8年度からの重層的支援体制整備事業実施をめざします。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①困りごとの相談者が誰もいない・思いつかないと回答した市民の割合 ※市民意識調査	6.5%	0.0%

取組・事業

取組・事業	概要	担当課
多機関協働による包括的相談支援	各関係課が包括的に受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例について、課題解決や関係機関の役割分担を図ることができるよう、連携・調整等の支援を行う。	保健福祉総務課
無料法律相談事業	日常生活のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士による相談を実施する。	総合相談センター
消費生活対策事業	消費者生活相談員による消費者相談を実施する。	総合相談センター
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援）	経済、病気、家庭、被災等の様々な問題により生活が困窮している市民に対し、関係機関と連携し、就労準備、家計改善等の相談を行い、活用できる社会資源につなぐことで、相談者の困窮状況の解消に向けた支援を実施する。	保護課
就労準備支援事業	就労意欲の低下や生活リズムが崩れている等、生活習慣の見直しや社会的能力の習得が必要な者等に対し、生活リズムを整えることや、社会参加、中間的就労、一般就労に向けた基礎能力や就労の機会を提供する。	保護課
家計改善支援事業	家計管理の課題を抱えている相談者が自ら家計管理を行うことができるように、家計表等の作成支援や法的な債務整理のつなぎ、公的な貸付制度の斡旋等を行う。	保護課
ハローワーク連携事業	ハローワークと連携して、市内における求人情報を周知することで、就労につなげる。	商工課
就職支援事業	ハローワークと連携して、合同企業説明会を実施する。	商工課
こどもを取り巻く課題に関する理解促進の取組	こどもを取り巻く環境の課題解決に向けて、情報を共有しながら、包括的な相談支援及び連携体制の強化を図る。	こども家庭センター

個別目標2 地域における子育て支援活動の推進

現状と課題

- 核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化しています。子ども・子育て関係団体からの意見聴取（子どもの居場所づくり懇談会）においても、「地域コミュニティの希薄化が進んでいる」との意見が多くあげられ、地域とこどもの関係性を構築することが求められています。

施策の方針

- 様々な知識や技術、経験等を持ち、活動に協力いただける人材の発掘、確保を図ります。
- こどもたちが地域の中で健やかに成長していくことができるよう、地域における子育て支援活動の活性化や連携を図ります。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①地域活動へ参加する市民の割合 ※市民意識調査	54.2%	78.0%

主な取組1 地域互助活動促進事業

【概要】地域共生社会の実現に向け、身近な地域での見守り・助け合いや多世代交流等の活動を促進することで、住民が互助に助け合える地域づくりを推進する。

指標	現状値	目標値	担当課
助成事業数	74 事業/年	177 事業/年	保健福祉総務課

主な取組2 地域づくり基金助成事業

【概要】市民が行政と協働してまちづくりを実施する事業や地域コミュニティの活性化を図る事業を行う団体に助成金を交付し、活動を支援する。

指標	現状値	目標値	担当課
助成金申請件数	24 件/年	18 件/年	地域協働課

主な取組3 地域の人材の活用

【概要】地域の伝統・文化や地域資源、地域の人たちが持つ専門知識・能力や学校ボランティア等を活用した教育活動を推進する。

指標	現状値	目標値	担当課
実施した学校の割合	100%	100%	学校教育課

主な取組4 民生委員・児童委員関係事業

【概要】高齢者からこどもまで、地域住民の相談役として、身近な地域課題を専門機関等へつなぐことにより地域福祉の向上を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
定数の確保	325 人/年	369 人/年	保健福祉総務課

その他の取組・事業

取組・事業	概要	担当課
地域子ども食堂支援事業	食の提供と見守りのもと、安心して過ごせるこどもの居場所として、地域において幅広いこども等を対象に「子ども食堂」を開設及び運営する団体に対し、その経費の一部を補助する。	子育て支援課
移動型プレーパーク支援事業	自由な遊びを通じたこどもの健やかな育成と見守りのため、地域で安心して過ごすことのできるこどもの居場所として、市内において「移動型プレーパーク」を開催する地域団体、NPO 団体等に対し、その経費の一部を補助する。	子育て支援課
地域福祉推進事業	「地域福祉計画」に基づき、その普及・啓発及び進行管理を行い、計画の推進を図る。	保健福祉総務課
地域交流活動、異年齢・異世代交流活動推進事業	こどもたちが世代間の相互理解を進めるため地区の行事、高齢者福祉施設訪問・交流を実施する。また、小・中学校の行事にも参加し交流を推進する。	教育総務課 子ども保育課 学校教育課

個別目標 3 地域連携体制の強化

現状と課題

- 時代の変化に伴う課題ニーズの変化には「誰か」単体の力だけでは解決できず、関係機関や、民間団体等との協働・連携が欠かせません。市町村、民間団体、地域等、多様な主体が連携しながら、こどもの最善の利益をこども目線でともに考え、政策への反映につなげていく必要があります。
- 本市では、令和4年度から、教育部局と福祉部局、子ども・子育て関係団体が一堂に会する懇談会を開催しており、情報交換等を行うことで、連携の強化を図っています。

施策の方針

- 「こどもまんなか社会」を実現するためには、こどもや、子育て当事者、地域における子育て支援活動団体等の声や意見を聴きながら、様々な主体と一緒に考えることが重要であり、こどもの居場所づくり懇談会等を開催し、更なる連携強化に努めます。
- 様々な主体が連携し、地域全体でこどもを育み、子育て家庭を見守り、支え合う体制づくりを推進します。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
①こどもの居場所づくり懇談会の参加者満足度 ※こどもの居場所づくり懇談会参加者アンケート調査	95.0%	100.0%
②地域における教育ボランティア活動者数	4,943 人	7,000 人

主な取組 1 こどもまんなか推進事業（こどもの居場所づくり懇談会）

【概要】教育部局と福祉部局、子ども・子育て関係団体等が一堂に会する懇談会を開催し、情報交換等を行うことで、連携の強化を図る。

指標	現状値	目標値	担当課
参加者数	70 人/年	70 人/年	子育て支援課

主な取組 2 協働教育推進事業

【概要】学校・家庭・地域が協働して、こどもたちの生きる力を育む教育活動の充実・改善を目指し、地域社会の中でたくましく生きるこどもを地域全体で育む活動を実践する。

指標	現状値	目標値	担当課
事業実施率	100%	100%	生涯学習課

主な取組 3 ずっと住みたい地域づくり支援事業

【概要】地域住民が主体となった住民自治組織により、交付金を活用し地域の人材やノウハウを活かして様々な活動を行うことで、地域の更なる連携と住民主体の課題解決が図られることを目指す。

指標	現状値	目標値	担当課
交付金を活用し、活動した団体数	7 件/年	16 件/年	地域協働課

第5部 事業量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

① 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号により規定され、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

② 石巻市における教育・保育提供区域

第1期計画策定時においては、震災の影響から、応急仮設住宅での生活や内陸地側への一時的な転居等で生活されている市民も多く、復興状況を見据える必要があったことから、市全域を1つの提供区域と定めていましたが、本計画では、制度の趣旨に基づき、教育・保育事業については、旧市町単位の7地区（石巻地区、河北地区、雄勝地区、河南地区、桃生地区、北上地区、牡鹿地区）とし、地域子ども・子育て支援事業については、市域全体を一つの区域とします。

(2) 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

① 1号認定及び2号認定（公立・私立幼稚園）

3歳から5歳児の幼稚園又は認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は、以下のとおりです。

見込み量の考え方

これまでの支給認定の実績値の推移の傾向を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。

※幼稚園の利用を希望するものについて、通常の教育標準時間認定の子どもとは区分し、「幼児期の学校教育の利用希望が強い者（2号認定）」として算出。

確保の方策

公立幼稚園・保育所・こども園再編計画の推進を図るとともに、今後の整備計画と需要見込みを精査しながら、提供体制を確保します。

■市全体

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	人	928	861	798	755	750
1号認定のみ	人	646	600	556	526	522
2号認定 幼稚園利用希望	人	282	261	242	229	228
確保の内容 (b)	人	1,851	1,851	1,736	1,736	1,736
特定教育・保育施設	人	1,111	1,111	996	996	996
確認を受けない幼稚園	人	740	740	740	740	740
過不足 (b-a)	人	923	990	938	981	986

①石巻地区

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	人	858	795	738	698	694
1号認定のみ	人	615	571	515	487	484
2号認定 幼稚園利用希望	人	243	224	223	211	210
確保の内容 (b)	人	1,555	1,555	1,555	1,555	1,555
特定教育・保育施設	人	815	815	815	815	815
確認を受けない幼稚園	人	740	740	740	740	740
過不足 (b-a)	人	697	760	817	857	861

②河北地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	40	37	34	32	32
1 号認定のみ	人	20	18	15	14	14
2 号認定 幼稚園利用希望	人	20	19	19	18	18
確保の内容 (b)	人	130	130	130	130	130
特定教育・保育施設	人	130	130	130	130	130
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	90	93	96	98	98

③雄勝地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	0	0	0	0	0
1 号認定のみ	人	0	0	0	0	0
2 号認定 幼稚園利用希望	人	0	0	0	0	0
確保の内容 (b)	人	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	人	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	0	0	0	0	0

④河南地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	10	10	9	9	8
1 号認定のみ	人	10	10	9	9	8
2 号認定 幼稚園利用希望	人	0	0	0	0	0
確保の内容 (b)	人	27	27	27	27	27
特定教育・保育施設	人	27	27	27	27	27
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	17	17	18	18	19

⑤桃生地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	19	18	16	15	15
1 号認定のみ	人	0	0	16	15	15
2 号認定 幼稚園利用希望	人	19	18	0	0	0
確保の内容 (b)	人	130	130	15	15	15
特定教育・保育施設	人	130	130	15	15	15
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	111	112	-1	0	0

⑥北上地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	1	1	1	1	1
1 号認定のみ	人	1	1	1	1	1
2 号認定 幼稚園利用希望	人	0	0	0	0	0
確保の内容 (b)	人	9	9	9	9	9
特定教育・保育施設	人	9	9	9	9	9
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	8	8	8	8	8

⑦牡鹿地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	0	0	0	0	0
1 号認定のみ	人	0	0	0	0	0
2 号認定 幼稚園利用希望	人	0	0	0	0	0
確保の内容 (b)	人	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	人	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	0	0	0	0	0

② 2 号認定（保育所・認定こども園）

3 歳から 5 歳までの子どもの保育所又は認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は、以下のとおりです。

見込み量の考え方

これまでの支給認定の実績値の推移の傾向を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和 2 年度から令和 6 年度までの実績による推計人口及び令和 2 年度から令和 5 年度までの利用実績に基づき算出。

確保の方策

公立幼稚園・保育所・こども園再編計画の推進を図るとともに、今後の整備計画と需要見込みを精査しながら、提供体制を確保します。

■市全体

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	1,288	1,195	1,108	1,048	1,041
確保の内容 (b)	人	1,514	1,510	1,510	1,510	1,510
過不足 (b-a)	人	226	315	402	462	469

①石巻地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	884	819	759	719	713
確保の内容 (b)	人	1,006	1,002	1,002	1,002	1,002
過不足 (b-a)	人	122	183	243	283	289

②河北地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	58	54	50	47	47
確保の内容 (b)	人	76	76	76	76	76
過不足 (b-a)	人	18	22	26	29	29

③雄勝地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	5	5	5	4	4
確保の内容 (b)	人	12	12	12	12	12
過不足 (b-a)	人	7	7	7	8	8

④河南地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	268	249	231	218	217
確保の内容 (b)	人	299	299	299	299	299
過不足 (b-a)	人	31	50	68	81	82

⑤桃生地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	39	37	34	32	32
確保の内容 (b)	人	45	45	45	45	45
過不足 (b-a)	人	6	8	11	13	13

⑥北上地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	22	20	19	18	18
確保の内容 (b)	人	57	57	57	57	57
過不足 (b-a)	人	35	37	38	39	39

⑦牡鹿地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	12	11	10	10	10
確保の内容 (b)	人	19	19	19	19	19
過不足 (b-a)	人	7	8	9	9	9

③ 3号認定 (0歳)

0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は、以下のとおりです。

見込み量の考え方

これまでの支給認定の実績値の推移の傾向を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。

確保の方策

公立幼稚園・保育所・こども園再編計画の推進を図るとともに、今後の整備計画と需要見込みを精査しながら、提供体制を確保します。

■市全体

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	170	164	159	154	150
確保の内容 (b)	人	196	202	202	202	202
特定教育・保育施設	人	175	181	181	181	181
地域型保育事業	人	21	21	21	21	21
過不足 (b-a)	人	26	38	43	48	52

①石巻地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	135	131	127	124	120
確保の内容 (b)	人	152	158	158	158	158
特定教育・保育施設	人	131	137	137	137	137
地域型保育事業	人	21	21	21	21	21
過不足 (b-a)	人	17	27	31	34	38

②河北地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	3	3	3	3	3
確保の内容 (b)	人	10	10	10	10	10
特定教育・保育施設	人	10	10	10	10	10
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	7	7	7	7	7

③雄勝地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	1	1	1	1	1
確保の内容 (b)	人	2	2	2	2	2
特定教育・保育施設	人	2	2	2	2	2
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	1	1	1	1	1

④河南地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	24	23	22	22	22
確保の内容 (b)	人	23	23	23	23	23
特定教育・保育施設	人	23	23	23	23	23
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	-1	0	1	1	1

⑤桃生地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	4	4	4	3	3
確保の内容 (b)	人	5	5	5	5	5
特定教育・保育施設	人	5	5	5	5	5
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	1	1	1	2	2

⑥北上地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	2	2	2	1	1
確保の内容 (b)	人	2	2	2	2	2
特定教育・保育施設	人	2	2	2	2	2
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	0	0	0	1	1

⑦牡鹿地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	1	0	0	0	0
確保の内容	人	2	2	2	2	2
特定教育・保育施設	人	2	2	2	2	2
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	1	2	2	2	2

④ 3号認定（1、2歳）

1、2歳の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は、以下のとおりです。

見込み量の考え方

これまでの支給認定の実績値の推移の傾向を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。

確保の方策

公立幼稚園・保育所・こども園再編計画の推進を図るとともに、今後の整備計画と需要見込みを精査しながら、提供体制を確保します。

■市全体

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	675	682	701	679	659
確保の内容 (b)	人	888	892	892	892	892
特定教育・保育施設	人	797	801	801	801	801
地域型保育事業	人	91	91	91	91	91
過不足 (b-a)	人	213	210	191	213	233

①石巻地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	496	502	517	499	485
確保の内容 (b)	人	616	620	620	620	620
特定教育・保育施設	人	525	529	529	529	529
地域型保育事業	人	91	91	91	91	91
過不足 (b-a)	人	120	118	103	121	135

②河北地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	25	25	26	25	24
確保の内容 (b)	人	34	34	34	34	34
特定教育・保育施設	人	34	34	34	34	34
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	9	9	8	9	10

③雄勝地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	3	3	3	3	3
確保の内容 (b)	人	6	6	6	6	6
特定教育・保育施設	人	6	6	6	6	6
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	3	3	3	3	3

④河南地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	120	121	124	121	117
確保の内容 (b)	人	181	181	181	181	181
特定教育・保育施設	人	181	181	181	181	181
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	61	60	57	60	64

⑤桃生地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	17	17	17	17	16
確保の内容 (b)	人	20	20	20	20	20
特定教育・保育施設	人	20	20	20	20	20
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	3	3	3	3	4

⑥北上地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	9	9	9	9	9
確保の内容 (b)	人	22	22	22	22	22
特定教育・保育施設	人	22	22	22	22	22
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	13	13	13	13	13

⑦牡鹿地区

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (a)	人	5	5	5	5	5
確保の内容 (b)	人	9	9	9	9	9
特定教育・保育施設	人	9	9	9	9	9
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	人	4	4	4	4	4

⑤ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

普段保育所などに通っていないご家庭のお子さんを対象に、保護者の方の就労要件などを問わず、保育所などの施設に通わせることができる制度です。

見込み量の考え方

これまでの教育・保育事業の利用実績から保育の利用申込の推移の傾向を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び対象年齢の未就園児数に基づき、必要受入れ時間数及び必要定員数を算出。

確保の方策

令和8年度から、需要見込みに応じて、全ての子どもの育ちを支える育成環境の整備に努めます。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み（延べ人数）	人日		8	7	23	22
	確保の内容（延べ人数）	人日		8	7	23	22
1歳児	量の見込み（延べ人数）	人日		4	5	14	13
	確保の内容（延べ人数）	人日		4	5	14	13
2歳児	量の見込み（延べ人数）	人日		4	4	14	14
	確保の内容（延べ人数）	人日		4	4	14	14

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

見込み量の考え方

妊娠中や出産後の保護者が、気軽に立ち寄れる身近な場所に設置することができるよう、本市の実情を踏まえて設定しました。

なお、妊婦等包括相談支援事業型については、各年度の妊娠届出数等及び1組当たりの面談回数を勘案して算出しました。

確保の方策

こども家庭センター、子ども保育課、健康推進課、総合相談センター、各総合支所市民福祉課内に窓口を設置するほか、民間事業者へ業務委託するなど、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、需要見込みに応じて連携して事業を実施します。

■基本型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	3	3	3	3	3
確保の内容	か所	3	3	3	3	3

■地域子育て相談機関

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	15	15	15	15	15
確保の内容	か所	15	15	15	15	15

■特定型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保の内容	か所	1	1	1	1	1

■こども家庭センター型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	9	9	9	9	9
確保の内容	か所	9	9	9	9	9

■妊婦等包括相談支援事業型

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の 見込み	妊娠届出数	件	620	598	581	564	547
	1 組当たり面談 回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施合計 回数	回	1,860	1,794	1,743	1,692	1,641
確保の 内容	こども家庭センター （健康推進課）	回	1,810	1,754	1,703	1,652	1,601
	上記以外の業務 委託	回	50	40	40	40	40

② 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、開所（園）時間内及び開所（園）時間を越えた時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

見込み量の考え方

これまでの事業利用の実績値の推移の傾向を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和 2 年度から令和 6 年度までの実績による推計人口及び令和 2 年度から令和 5 年度までの利用実績に基づき算出。

確保の方策

延長保育の需要見込みに応じて実施します。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（延べ人数）	人	1,456	1,393	1,344	1,284	1,263
確保の内容（延べ人数）	人	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300

③ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

見込み量の考え方

これまでの事業利用の実績値の推移の傾向を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。

確保の方策

放課後児童クラブの需要見込みに応じて、環境整備に努めながら実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人数）	人	1,841	1,738	1,643	1,538	1,454
1年生	人	444	420	398	372	351
2年生	人	442	417	394	369	349
3年生	人	389	367	347	325	307
4年生	人	295	278	263	246	233
5年生	人	176	167	157	147	139
6年生	人	95	89	84	79	75
確保の内容（実人数）	人	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイ事業とは、保護者が疾病等の理由により、一時的に子どもの養育ができない場合に、一定期間、登録里親宅において必要な保護または養育を行う事業です。

トワイライトステイ事業とは、保護者が仕事などの理由で、平日の帰宅が遅く、家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合に、午後10時まで登録里親宅においてお預かりする事業です。

見込み量の考え方

これまでの事業利用の実績値の推移の傾向を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。

確保の方策

関係機関及び県、近隣自治体と連携しながら広域的に実施します。

ショートステイ	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人数）	人	3	3	3	3	2
確保の内容（実人数）	人	40	40	40	40	40

トワイライトステイ	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人数）	人	3	3	3	3	2
確保の内容（実人数）	人	40	40	40	40	40

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

見込み量の考え方

人口推計における0歳児の人口を需要見込みとしました。

確保の方策

現行の体制を維持し、保健師・助産師が実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人数）	人	620	598	581	564	547
確保の内容（実人数）	人	620	598	581	564	547

⑥ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

見込み量の考え方

これまでの事業利用の実績値の推移の傾向を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。

※養育支援訪問事業については、これまでの育児・家事援助が、令和4年児童福祉法改正により新設される子育て世帯訪問支援事業に移行。

確保の方策

保健師等の専門職による相談支援を継続して行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人数）	人	171	162	155	146	141
確保の内容（実人数）	人	171	162	155	146	141

⑦ 子育て世帯訪問支援事業

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

見込み量の考え方

これまでの養育訪問支援事業の育児・家事援助の利用実績から本事業の利用が望ましい児童・世帯数の推移の傾向を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口、令和3年度から令和5年度の利用実績による想定対象世帯数及び一人当たりの平均利用日数に基づき算出。

確保の方策

令和7年度から、養育訪問支援事業の育児・家事援助を本事業へ移行し、需要見込みに応じて家庭が抱える様々な課題の解決に向けた支援を実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	人日	5,765	5,550	5,343	5,156	4,973
確保の内容（延べ人数）	人日	5,765	5,550	5,343	5,156	4,973

⑧ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポートや進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

見込み量の考え方

要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案し対象児童数を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和3年度から令和5年度までの利用実績による想定対象児童数に基づき算出。

確保の方策

需要見込みを精査し、関係機関等と協議しながら実施について検討します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人数）	人	7	7	6	6	6
確保の内容（実人数）	人	-	-	-	-	-

⑨ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

見込み量の考え方

要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案して対象世帯数を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和3年度から令和5年度までの利用実績による想定対象世帯数に基づき算出。

確保の方策

令和7年度から、需要見込みに応じて、こどもと保護者の心身の健康に向けた支援を実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人数）	人	59	57	55	53	51
確保の内容（実人数）	人	59	57	55	53	51

⑩ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

見込み量の考え方

これまでの事業利用の実績値の推移の傾向を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。

確保の方策

乳幼児親子が利用しやすい身近な場所に展開するため、市内12か所で実施し、地域の実情に応じて事業内容の充実を図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	人	18,093	17,983	18,153	17,593	17,082
確保の内容	か所	12	12	12	12	12

⑪ 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所において、保育を必要とする子どもを一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【①幼稚園型（幼稚園の預かり保育）】

見込み量の考え方

これまでの事業利用の実績値の推移の傾向を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。

※桃生幼稚園が令和8年度に閉園予定のため、公立幼稚園1か所分の見込み量を計上。

確保の方策

公立幼稚園2か所において実施します。※令和8年度：1か所閉園予定。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	人	2,467	2,288	1,061	1,004	997
確保の内容（延べ人数）	人	2,500	2,300	1,100	1,100	1,000

【②幼稚園型以外（保育所等での一時保育）】

見込み量の考え方

これまでの事業利用の実績値の推移の傾向を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。

確保の方策

保育所での一時保育の需要見込みに応じて実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	人	1,427	1,367	1,320	1,264	1,241
確保の内容（延べ人数）	人	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300

⑫ 病児保育事業

病後児について、保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

見込み量の考え方

これまでの事業利用の実績値の推移の傾向を把握し、実情を踏まえて算出しました。

※令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。

確保の方策

需要見込みを精査し、利用定員の拡充を図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	人	451	431	417	399	392
確保の内容（延べ人数）	人	540	540	550	550	550

⑬ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

見込み量の考え方

これまでの事業利用の実績値の推移の傾向を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。

確保の方策

現行の体制を維持し、継続して実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	人	1,585	1,505	1,436	1,357	1,305
確保の内容（延べ人数）	人	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600

⑭ 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

見込み量の考え方

これまでの事業利用の実績値の推移の傾向を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。

確保の方策

現行の体制を維持し、妊娠届時や転入時に、最大14回分の健康診査受診券を交付します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	人回	8,349	8,052	7,823	7,594	7,366
確保の内容（延べ人数）	人回	8,349	8,052	7,823	7,594	7,366

⑮ 産後ケア事業

産後ケアを必要とする産後 1 年以内の方に対し、心身のケアや育児のサポートを行う事業です。

見込み量の考え方

これまでの産後ケア事業の利用実績や妊娠届出数・出生数などから産婦数の推移の傾向を把握し、本市の実情を踏まえて算出しました。

※令和 2 年度から令和 6 年度までの実績による推計人口、令和 3 年度から令和 5 年度までの利用実績等による利用見込み産婦数及び一人当たりの平均利用日数に基づき算出。

※令和 7 年度から実施類型を拡充。(通所型に加えて、宿泊型、訪問型を実施。)

確保の方策

令和 7 年度から事業を拡充し、需要見込みに応じて、出産期からの切れ目ない支援を実施します。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (延べ人数)	人日	1,100	1,069	1,060	1,044	1,032
確保の内容 (延べ人数)	人日	1,100	1,069	1,060	1,044	1,032

2 放課後児童対策事業の量の見込みと確保方策

(1) 放課後児童対策の取組の推進

国は「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、新プランに基づく取組を推進してきました。当プランが令和5年度末をもって終了することに伴い、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が喫緊の課題となっていることを踏まえ、こども家庭庁と文部科学省では、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ（以下「パッケージ」という。）」をとりまとめました。

このことを踏まえ、本市においても、第2期石巻市子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして実情に応じて計画を策定し取組を推進してきたところですが、引き続き、「パッケージ」に基づき、放課後の安全・安心な居場所づくりと多様な学習・体験、交流機会の創出を図るため、利用することもや子育て当事者の意見を聴取しながら、継続的かつ計画的に取組を推進します。

(2) 本市における計画内容

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び確保方策

各年度における量の見込みと確保方策は、「1-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」の「③放課後児童健全育成事業」に示すとおりです。

② 放課後子ども教室の年度ごとの実施計画

地域の公共施設などを活用し、地域住民の協力により、遊びや学び、体験活動、交流活動等を行うことで、放課後の子どもたちの居場所づくりを行います。

指標	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所	か所	7	8	9	10	11
開催回数	回	80	85	90	95	100

③ 連携型・校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が、放課後子ども教室の活動プログラムに参加し交流できるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施を推進します。

指標	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
連携型の実施か所数	か所	3	3	3	3	3
上記のうち、校内交流型	か所	1	1	1	1	1

④ 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携により実施し、生活の場としての機能を確保しつつ、共通プログラムによる多様な学習・体験機会の充実に努めます。

⑤ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

関係機関や関係団体等と連携し、児童の安全確保及び適切な管理体制の整備を図りながら、小学校の余裕教室や放課後等の時間帯における特別教室、図書館、体育館、校庭等について、積極的な活用を推進します。

⑥ 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携にあたっては、福祉部局、教育委員会をはじめ、両事業に関わる多様な主体が連携して、地域資源を幅広く活用しながら活動プログラムの充実を図ります。

また、児童や保護者等の状況把握に努め、障害のある児童、虐待やいじめ等の影響のある児童、日本語能力が十分でない児童など、特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応についても、こども家庭センターや障害福祉課等関係部署と連携を密にしながら受入体制を確保し、丁寧に対応するとともに、支援員等の資質の向上にも努めます。

※参考：連携型、校内交流型の定義（パッケージより抜粋）

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼びこととする。

また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これを「校内交流型」と呼びこととする。同一小学校区内で両事業を実施する場合は、全ての放課後児童クラブと放課後子ども教室が「校内交流型」又は「連携型」として連携が進められるようにする。

第6部 資料編

1 第2期計画の評価・検証

(1) 第2期計画に掲げた施策・事業の進捗状況

第2期計画における各種事業について、各担当部署において以下の5段階で自己評価を行うとともに、その評価を行った理由を整理・分析しました。

「S」：施策の内容以上の取組を実施し、おおいに成果が上がっている。
「A＋」：施策の内容について概ね取り組むことができ、ある程度成果が上がっている。
「A－」：施策の内容について概ね取り組んできたが、あまり成果が上がっていない。
「B」：施策の内容について、一部、取り組めていない。
「C」：施策の内容について、あまり取り組めていない。

※各施策の目標は、「継続して実施」を目標とする事業、及び「再掲」事業を除いて掲載。

基本施策1 子どもの健やかな成長を支える

主要施策1 家庭における子育てする力の向上

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
家庭教育学級開設事業	生涯学習課	B	幼稚園、こども園、小学校は数値目標を達成できたが、保育所、中学校が及ばなかった。受講者のニーズと実施機関のニーズをすり合わせしていく必要がある。
家庭教育支援事業	生涯学習課	C	昨年度と比較して実施回数、参加者総数、支援チーム参加者が減少した。感染症対策を講じて計画・実施しているが、親子で参加する事業がほとんどなので、急なキャンセルが多くなっていた。事業に対する参加者のニーズや満足度、リピート率は高いが、参加人数をさらに拡大させるにはもう少し時間が必要である。
ブックスタート事業	生涯学習課	A＋	ほとんどの保護者が「ブックスタートは読み聞かせにつながる」と肯定的に回答している。
子ども展の開催	教育総務課	A－	令和2年度から新型コロナウイルスの影響により、ステージイベントは開催せず、パネル展示のみの実施とした。そのため、事業の目的の一つである、イベントを通じて、親子で触れ合える時間、子育てを楽しく行うヒントなど、幼児期のよりよい教育環境の創造をともに考えることに繋がらなかった。また、令和5年度は幼児教育推進会議を立ち上げ、幼児教育事業を改めて検討することとなったことから、子ども展は実施しなかった。
	子ども保育課	A－	
	子育て支援課	A－	
地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	A＋	市内に子育て支援センターを12か所設置し、地域の実情に応じて、活動内容を工夫しながら、利用する子育て中の親子に安心して過ごせる場を提供することができた。
子育てサークル支援事業	子育て支援課	A－	子育てサークルの立ち上げや運営に関する相談や、活動場所の提供等を行っているが、サークル数は、出生数の減少等が影響し、減少傾向となっている。
石巻市父子手帖の配布	健康推進課	A＋	母子健康手帳交付時等に配布することで、父親の育児参加への普及啓発が図られた。

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
父親の育児参加促進事業	子育て支援課	A +	父親が主体的にこどもと関わるためのイベントや講座等を効果的に実施することで、子育て参加の促進につながったものとする。
男女共同参画推進事業	地域振興課	A +	セミナー等の実施により、社会のあらゆる分野における男女共同参画への理解が深まりつつある。
祖父母手帳の配布	子育て支援課	B	祖父母が育児のサポートをする時の知識習得として、祖父母手帖を活用して令和4年度に講座を1回実施した。 また、窓口等での配付を行った。

■目標

項目	単位	目標値	実績値（令和5年度）
家庭教育学級の受講内容に満足している参加者の割合	%	95.00	93.58
家庭教育支援事業の参加人数	人	800	320
ブックスタート事業が読み聞かせにつながると答えた保護者の割合	%	100.0	100.0
子ども展の参加人数	人	400	-
地域子育て支援拠点設置か所数	か所	12	12
子育てサークル団体数	団体	13	7
母子健康手帳交付時の「石巻市父子手帳」の配付率	%	85.0	83.2
父親の育児参加促進事業のイベント参加数	人	270	179
男女共同参画関連各種セミナー・イベント等の開催数	回	15	16
祖父母講座の開催回数	回/年	2	-

主要施策2 地域における子育て支援の充実

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
地域交流活動、異年齢・異世代交流活動推進事業	子ども保育課	A +	各保育所で実施し、地域との交流を深めた。
	学校教育課	A +	全学校・園が、地域と交流や異年齢のこども同士で関わる活動を行った。
	教育総務課	A +	
幼稚園・こども園・保育所と小・中学校との異校種間交流	子ども保育課	A +	各保育所で実施し、小・中学校との交流を深めた。
	学校教育課	A +	6園全ての園が、小学校を中心に交流を行った。
	教育総務課	A +	
国際姉妹都市・友好都市交流推進事業	地域振興課	A +	国際姉妹都市・友好都市との各種交流事業を実施し、両市・両市民の相互理解の促進と友好親善関係を深めている。
ふるさと子どもカレッジ事業	生涯学習課	A +	「たいへん満足」が82%、「満足」が18%という事後アンケート結果であった。また、「印象に残った活動」ではどの活動もまんべんなく選択されていた。
ふるさと大好き中学生育成事業	学校教育課	A +	全ての中学校で事業を実施することができた。
インターンシップ事業	人事課	A +	新型コロナウイルスの影響により受入数が減少したが、昨年度の実績ではコロナ禍以前の水準まで回復しており、事業の目的である学生への就職や仕事への理解・関心を高めることができた。

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
放課後子ども教室事業	生涯学習課	B	地域の方々が協力を惜しまず、本事業に参画することで地域の教育力の向上にも繋がっている。また、教室に参加した子どもたちも、異年齢交流をとおして、思いやりの気持ちが育まれている。課題は、地域ボランティアの高齢化が顕著な地区があり、数年後を見据えた人材の確保と育成を図る必要がある。
コミュニティ・スクール推進事業	学校教育課	A +	令和 6 年度 4 月に、全小・中学校、桜坂高校に導入することができた。
地域の人材の活用	学校教育課	A +	全学校・園で事業の活用を図ることができた。
協働教育推進事業	生涯学習課	A +	実施校では、地域の住民と協働した教育が行われ、児童生徒にとっては、郷土芸能や地場産業などの理解を深める有意義な活動になった。実施校より提出された成果報告からは、学校と地域が連携・協働することにより地域のこどもたちの健やかな成長を支えていることがうかがえた。
地域づくり基金助成事業	地域協働課	A +	助成金申請件数について、令和 5 年度は 24 件となっており、令和 4 年度の 15 件から 9 件増加した。
地域福祉推進事業	保健福祉総務課	C	コロナの影響もあって計画期間中、目標値を超えることができなかった。課題は、地域で共生することの意識の醸成をいかに図るかであり、そのための 1 つのツールとして出前講座があるので、今後も活用しながら、地域共生を推進する必要がある。
民生委員・児童委員関係事業	保健福祉総務課	A -	年 3 回推薦会を実施し、新たに民生委員を委嘱しているが、退任される方も多く、定数の確保は厳しい状況となっている。また、民生委員の高齢化が進み、業務の負担も増加していることから、民生委員活動の負担軽減を図る必要がある。
地域力強化推進事業	保健福祉総務課	A +	令和 4 年度まで自治会等の本事業の活用実績がないことから、令和 5 年度に自治会等が活用しやすくなるよう制度改正を行ったことで、助成団体数が 14 団体から 41 団体に増加し、助成事業数も目標値を上回る実績となった。周知が課題となっていることから、市 HP・市報掲載、チラシの配架、関係団体や対象団体への事業説明等広く周知を行っていく。

■目標

項目	単位	目標値	実績値（令和 5 年度）
国際姉妹都市・友好都市交流推進事業の参加者数	人	40	39
ふるさと子どもカレッジ事業の参加者満足度	%	100.0	100.0
ふるさと大好き中学生育成事業を実施した中学校の割合	%	100.0	100.0
放課後子ども教室事業の実施か所数	か所	6	4
コミュニティ・スクール導入校数	校	50 校	50 校（100.0%）
地域の人材を活用した事業を実施した学校の割合	%	100.0	100.0
協働教育実施学校数		全小・中学校	全小・中学校
地域づくり基金助成金申請件数	件	18	24
出前講座（地域共生社会）による地域福祉の啓発回数	回	4	1
民生委員定数の確保（充足率）	%	100.0	88.0
地域力強化推進事業の助成事業数	回	58	74

主要施策3 幼児教育・保育の充実

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
公立幼児教育・保育施設等の環境整備	子ども保育課	A +	こどもの安全を守るため、不具合があった場合はすぐに対処するなど、保育施設の環境整備に努めた。また、再編計画に基づき、事業者の公募を実施した。
特色ある教育・保育の推進	子ども保育課	A +	各保育施設において、それぞれ特色ある教育・保育を行った。
私立認可保育所委託事業	子ども保育課	A +	私立認可保育所 13 施設及び私立認定こども園 3 施設に対して委託費又は給付費を負担しており、事業者の経営安定と待機児童解消につながっている。
認可外保育施設等の質の確保	子ども保育課	A +	児童の保育の確保、施設の意欲向上のため、市内認可外保育施設に助成を行ってきたが、再編計画と連携させて今後の助成事業について検討していく必要がある。
幼保連携推進事業	教育総務課	A -	合同研修会は実施しているが、参加率が目標に達していない。
	子ども保育課	A -	
	子育て支援課	A -	
幼稚園・こども園・保育所と小学校連携推進事業	子ども保育課	A +	各保育施設等から小学校へ上がる際に、児童の様子や状況を知ること、様々な対応を見据えて各施設において対策できる。
	教育総務課	B	公立私立幼稚園等と交流を行った小学校数は 22 校で、69%にとどまったため。
	学校教育課	B	

■目標

項目	単位	目標値	実績値（令和 5 年度）
認可保育所施設数	施設	18	23
特色ある教育・保育の実施		全保育所で実施	全保育所で実施
私立認可保育所委託事業の助成施設数	施設	19	16
認可外保育施設等の受入児童数	人	40	62
幼保連携推進事業の合同研修会	開催回数	回	1
	職員参加率	%	70
			42

主要施策4 発達支援・療育体制の充実

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
障害等に関する研修実施及び参加促進	子ども保育課	A +	障害児の保護者と担当保育士を対象に研修会を実施。障害を受け止め、理解して関わっていくための手立てと指標に繋がるので好評である。
就学前ことばの教室の運営事業	学校教育課	A -	教室に通級した幼児児童のうち約 4 割に改善がみられた。
発達相談事業	健康推進課	A +	専門職が相談を行うことで保護者が安心して子育てすることを支援した。また、こどもの健やかな成長を支援した。
母と子の遊びの広場事業	健康推進課	B	1 歳 6 か月児健診のフォローとして遊びの教室を開催し、こどもの健やかな成長を支援した。
かもめ学園管理事業	障害福祉課	A +	心身障害児が通園により各種事業の利用を通じ、日常生活における基本動作の習得や集団生活の適応を訓練することで児童の健全な育成が図られた。

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
児童発達支援	障害福祉課	A +	発達障害、早期療育の認知が進んだことによる、いわゆるグレーゾーンの児童の利用増が考えられる。障害児一人ひとりの成長、発達、障害特性等に合わせたきめ細やかな支援を継続して行っていく必要がある。
放課後等デイサービス	障害福祉課	A -	発達障害、早期療育の認知が進んだことによる、いわゆるグレーゾーンの児童の利用増が考えられる。障害児一人ひとりの成長、発達、障害特性等に合わせたきめ細やかな支援を継続して行っていく必要がある。
日中一時支援事業	障害福祉課	A -	放課後等デイサービス等の利用が回復したことにより、本サービスの利用回数が減少したと考えられる。
障害児保育事業	子ども保育課	A +	令和 5 年度実績として 3 施設に助成した。
特別支援教育支援員の配置	学校教育課	A -	配置した学校アンケートによると 98%が支援員配置により教育活動がスムーズに進められたという結果だった。

■目標

項目	単位	目標値	実績値（令和 5 年度）
障害等に関する研修会開催数	回	1	1
心理発達相談の実施回数	回	60	56
母と子の遊びの広場事業の実施回数	回	32	22
児童発達支援の利用者数	人	56	83
放課後等デイサービスの利用者数	人	210	228
日中一時支援事業の利用者数	人	40	30
障害児保育事業の助成施設数	施設	2	3
特別支援教育支援員の配置人数		現状に応じた支援員の配置	現状に応じた支援員の配置（103 人）

主要施策 5 心と体の健康づくりの推進

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
性教育の推進	学校教育課	A +	位置づけている学校の割合が 87.5%となり、推進されていると考える。
喫煙、飲酒、薬物乱用防止等の指導	学校教育課	A +	全校で指導に当たっているが、更に外部機関と連携して指導に当たっている学校は、88%である。
情報モラル教室	学校教育課	A +	全校で情報モラルについての指導を行っている。
石巻地区情報教育研修会	視聴覚センター	B	会場はマルホンまきあーとテラス。前半は ICT 活用とプログラミング教育に関する事例発表を代表者 2 名が実施。後半は宮城県総合教育センター教育推進班情報班主幹（指導主事）遊佐賢氏をお招きし、タブレットの活用に関する講義・演習を実施した。学校現場で役立つ内容がたくさんあった。
情報教育サテライト研修会	視聴覚センター	A +	「情報モラル」や「プログラミング体験」、「家庭教育学級」、「ICT 活用」などを行った。また、新規で高齢者対象の「スマホ安全教室」を公民館などで開催した。特殊詐欺被害の未然防止の内容についても、研修を行った。
親になるための教育事業	地域振興課	A +	助産師からの講義や乳幼児とのふれあい体験を通じて、妊娠・出産に関する正しい知識の習得や、命や家族の大切さを認識させる機会を提供することができている。

■目標

項目	単位	目標値	実績値（令和 5 年度）
学校保健教育に性教育計画を位置づけている学校の割合	%	100.0	87.8
学校保健教育に喫煙、飲酒、薬物乱用防止等を位置づけている学校の割合	%	100.0	100.0
情報モラル教室を開催している学校の割合	%	100.0	100.0
石巻地区情報教育研修会の参加者数	人	60	34
情報教育サテライト研修会の実施か所数	か所	20	31
親になるための教育事業の実施校数	校	全中学校（17 校）	12 校

主要施策 6 居場所づくりの推進【重点施策】

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
子どもセンター運営事業	子育て支援課	S	延べ利用者数は概ねコロナ禍前の水準まで回復した。こどもの声を取り入れる事業や運営が、こども家庭庁先進事例資料に掲載され、他自治体からの視察が訪れるなど、本市のこども施策に重要な役割を果たしている。
放課後児童健全育成事業	子育て支援課	A +	市内 49 か所、利用児童数は 2,000 人以上になっているが、一部の地区で待機児童が発生している。児童クラブ支援員等の人材確保が最大の課題になっている。
放課後子ども教室事業	生涯学習課	B	再掲（施策 1-2 地域における子育て支援の充実）
地域子ども食堂支援事業	子育て支援課	A -	関係団体に補助制度を周知し、申請に応じて補助金を支給しているが、申請件数は少ない状況が続いている。
ささえあいセンターにおける子育て・次世代支援事業	総合相談センター	A +	見守り巡回を実施することにより、青少年の安心安全な居場所づくりに努める。
	子育て支援課	A +	子育てに関して土日祝日も相談ができる場として認知されつつあり、利用する方も増加した。こどもと過ごしながらの相談にもつながっている。
移動型プレーパーク支援事業	子育て支援課	A -	関係団体に補助制度を周知し、申請に応じて補助金を支給しているが、申請件数は少ない状況が続いている。
公園の整備・充実	都市計画課	A +	地域住民と整備内容を協議し、地域が求める施設の整備を進めており、憩いの場として利用されている。

■目標

項目	単位	目標値	実績値（令和 5 年度）
子どもセンターの利用延べ人数	人	30,000	31,428
放課後児童クラブの待機児童人数	人	0	9
補助団体の子ども食堂開催回数	回	130	5
少年センターによる巡回実施回数		巡回実施	巡回実施（20 回）
ささえあいセンターの年間利用延べ人数	人	3,600	7,251
補助団体の移動型プレーパーク開催数	回	45	4
公園整備数	か所	1	2

基本施策2 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る

主要施策1 子どもの権利の推進

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
子どもの権利についての理解促進と条例の周知啓発	子育て支援課	A +	例年、講演会を開催。令和5年度はこども基本法の制定も踏まえて、こども参加のまちづくりについて講演いただき、参加者の満足度が高かった。
「心の教育」推進事業	学校教育課	B	コロナ禍の影響もあり、人権教室の開催を控える学校が多かった。一方で、人権教室に代わる取組を、各校で工夫しながら実施している。
子どもの意見表明等への取組み	子育て支援課	A +	子どもセンターにおいて「こどもまちづくり意見交換会（まきトーーク）」を実施し、市長への提言を行っている。第3期こども未来プラン策定において、「こども・若者委員」を募集し、意見を計画に反映させる取組を実施する。
いしのまき政策コンテスト	政策企画課	B	新型コロナウイルスの影響で中止していたが、令和5年度から事業を再開した。参加チームは5チームで、高校からの参加は1チームのみであったため、特に高校生の参加を増やすための取組が課題である。
子どもセンター運営事業	子育て支援課	S	再掲（施策1-6 居場所づくりの推進）
定住外国人就学支援事業	学校教育課	A +	支援を希望する学校に支援員を配置し、全ての外国人児童生徒に対して必要な支援策を講じることができた。
子どもの権利推進委員会	子育て支援課	A +	子どもの権利推進委員会委員からの意見や助言をもとに、内容を適宜見直し、改善しながら各種事業を実施した。

■目標

項目	単位	目標値	実績値（令和5年度）
子どもの権利についての講演会等参加人数	人	200	70
人権教室開催校数	校	全校	14校
いしのまき政策コンテストの参加チーム数	チーム	10	5
子どもセンターの利用延べ人数	人	30,000	31,428
子どもの権利推進委員会開催数	回	3	3

主要施策2 児童虐待防止対策の強化【重点施策】

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
児童虐待に対する意識啓発	総合相談センター	A +	講演会や各関係機関を対象とした会議等で啓発活動を行い、目標数を上回っている。
要保護児童対策事業	総合相談センター	A -	定期での関係機関との会議や個別ケース会議を実施し、情報共有や進行管理を行った。
家庭児童相談事業	総合相談センター	A +	家庭児童・母子相談の実施により、適切な支援につなげることににより悩みや困り事解決の一助となった。 令和5年度実績：【家庭児童・母子相談延べ件数】362件
専門カウンセラー相談事業	総合相談センター	A -	事業の対象者を相談につなぐことの困難さがあるが、今後も必要性等を理解されるよう努めながらつなげていきたい。
養育支援訪問事業	総合相談センター	A +	養育支援が必要な世帯へヘルパーを派遣し、家事・育児・養育支援のほか相談助言等を行った。
	健康推進課	A +	各関係機関と連携し、養育支援が必要な世帯へ家庭訪問を実施した。

■目標

項目	単位	目標値	実績値（令和５年度）
虐待防止啓発活動参加人数	人	270	358
要保護児童対策事業に係る連携会議開催数	回	60	57
専門カウンセラーの利用者数	人	50	39
養育支援が必要な世帯への適切な対応 （市民相談：支援延べ時間数）	時間	650	739

主要施策３ 心のケアの充実

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	A＋	全校配置を継続しており、うち６校には複数配置した。
スクールソーシャルワーカー活用事業	学校教育課	A＋	１名増員し、８人で環境調整にあたった。
少年センター相談事業	総合相談センター	A－	他の教育機関に相談しづらい方を含めた、相談者との信頼関係を構築できたことにより、継続した相談支援を行っており、１８歳を超える青少年の相談にも対応している。
学びサポートセンター事業	学校教育課	A－	目標には到達しなかったものの、利用児童生徒数は増加傾向にあり、今後さらに必要性が高まる。さらに学びサポートセンターのねらいが再登校率を高めることではないので、目標にずれが生じている。
いじめ対策の推進	学校教育課	A＋	当協議会が適切に開催されるとともに、教育講演会やいじめサミット、標語と心のメッセージ集の作成など、教職員の研修や児童生徒へのいじめ防止の啓発のための事業を展開している。
子どもの相談窓口の周知	子育て支援課	A＋	こどもたちが、学校のことや家族のことなどで困った時にすぐに相談できるよう、子どもの権利標語コンテスト募集要項等に相談窓口を掲載など、機会を捉えて周知に努めた。

■目標

項目	単位	目標値	実績値（令和５年度）
スクールカウンセラー派遣及び配置		希望する学校の実態に合わせた派遣及び配置	全校配置 （うち６校は２名配置）
少年センターの相談件数	件	20	15
通所児童生徒の再登校率	%	80.0	66.7
いじめ問題対策連絡協議会の開催数	回	3	3
子どもの相談窓口のチラシ等の配布回数	回	2	4

主要施策 4 安全対策の充実

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
実践的な避難訓練の実施	学校安全推進課	A +	各学校・園において、地震や津波等様々な災害を想定した実践的な避難訓練を複数回実施することで、児童生徒及び教職員の災害対応力向上を図った。
防災教育副読本の活用	学校安全推進課	A +	防災教育副読本は、発達段階に応じた内容で作成し、全小・中学校へ配布している。各学校では、総合学習や業前の時間等に防災学習の時間を設け、その際の資料として副読本を活用している。
学校防災推進会議の開催	学校安全推進課	A +	当市の防災教育の内容や成果について発表を行い、それに対して有識者から意見をいただき、次年度の活動へ反映することで、更なる防災教育の推進を図った。
防災主任研修会の開催	学校安全推進課	A +	ハザードマップ等の資料を活用した研修や避難訓練モデル校の参観等を実施し、その内容を全学校・園で共有することで、各校の災害リスクに対する意識高揚が図られた。
学校防災フォーラムの開催	学校安全推進課	A +	県内外から学校関係者や防災部局の市町村職員に多数参加していただき、当市で実施した防災教育の成果発表を行った。また、復興・防災マップや防災合言葉等児童生徒の作品展示も実施した。
学校防災マニュアルの整備	学校安全推進課	A +	各学校・園で整備したマニュアルについて安全担当主幹教諭を中心に点検・改善指導を実施後、改善したマニュアルを再提出というサイクルで行うことで、より充実した内容のマニュアル整備が推進された。
交通安全教室	地域協働課	A +	本市の中小学生以下の交通事故件数は、現行計画期間前である令和元年度と比較し、減少傾向にある。常に安全に行動できる態度や習慣の養成を目的とする交通安全教室の効果ができていると考えられる。
犯罪に関する情報提供	学校安全推進課	A +	各学校から寄せられた不審者情報を迅速に全学校へ共有し、児童生徒の安全確保に努めた。
地域社会の安全と平穏の促進	地域協働課	A -	防犯活動においては、警察署との連携、協働を強化しながら実施しており、特にイベント時のパトロールにおいては、気の緩みがちな子どもたちに対する声掛けが実施できていることから、一定程度の効果ができていると考える。
街頭補導の強化	総合相談センター	A -	街頭指導の出動回数及び出動人数は前年度より多くなっているが、声掛けされた少年総数は減少した。放課後児童クラブや習い事等で過ごす子どもの数が増え、小学生児童の帰宅時間及び休日の過ごし方も多様化していると思われる。
不審者対策ネットワーク会議	総合相談センター	A +	計画通りに実施し、不審者抑止のため情報の共有化や巡視体制の強化を図り、市民及び児童・生徒の安全に努めた。

■目標

項目	単位	目標値	実績値（令和5年度）
学校防災推進会議の開催数	回	3	3
防災主任研修会の開催数	回	4	4
学校防災フォーラムの開催数	回	1	1
街頭補導等実施回数	回	600	417

基本施策 3 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる

主要施策 1 親と子どもの健康の確保及び増進

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
妊産婦健康診査費助成事業	健康推進課	A +	妊娠中の異常の早期発見、早期治療を図るとともに、健診費用の経済的支援を実施した。
乳児一般健康診査事業	健康推進課	A +	乳児の疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、乳児の健康の保持増進が図られた。
乳幼児健康診査	健康推進課	A +	幼児の健康保持増進が図られ、保護者が安心して育児ができるように支援した。
就学時健康診断実施事業	教育総務課	A +	健診及び検査について、全て実施できた。
健康診断・検査等実施事業	教育総務課	A +	規定の健診及び検査について全て実施できた。
1歳児個別育児相談会	健康推進課	A +	乳幼児期から幼児期に移行する時期に、健康保持増進が図られ、保護者が安心して育児ができるように支援した。
もぐもぐ育児教室	健康推進課	A +	離乳食に関する正しい知識を身に付け、スムーズに幼児食に移行できるように支援し、生活リズムや成長・発達、歯について、見通しをもって育児ができるよう情報提供を行うことができた。
食育教室	健康推進課	A +	「食育」について学ぶ機会を設け、食に関する興味関心を高め、こどもの心と体の健康づくりを支援した。
お口の健康教室	健康推進課	A +	児と保護者がむし歯予防の大切さを理解し、歯と口腔の健康を保つこと繋がるように支援した。
小・中学校におけるお口の健康教室	健康推進課	A +	乳歯から永久歯への移行期にあたる学童期に、児童生徒が口の健康に関心を持ち、正しい口腔衛生習慣が身につくように支援した。
助産師による心とからだのトータルケア事業	子育て支援課	A +	関係機関との連携により事業の周知が図られ、参加者が増加した。産科によっては、産前産後教育を実施していないところもあるため、妊産婦が安心して子育てできるように、継続した実施が必要である。
休日等急患診療対策事業	健康推進課	A +	急病に対する不安を解消するため日曜日、休日における小児科の診療体制を確保した。 令和5年度実績：【石巻市医師会利用人数】4,003人
宮城県こども夜間安心コール事業の周知	健康推進課	A +	県の事業であるが、受診率の高い乳幼児健診時にチラシ配布により周知した。

■目標

項目	単位	目標値	実績値
妊婦健康診査の受診率	%	98.0	92.9
乳児一般健康診査の受診率（2か月）	%	94.5	96.3
乳幼児健康診査の受診率（3歳児）	%	97.5	95.3
就学時健康診断の実施率	%	100.0	100.0
健康診断・検査等の実施率	%	100.0	100.0
1歳児個別育児相談会の受診率	%	95.0	95.1
もぐもぐ育児教室の実施回数	回	18	18
食育教室の実施回数	回	5	55
お口の健康教室の開催数	回	47	29

項目	単位	目標値	実績値
小・中学校におけるお口の健康教室の開催数	回	86	80
助産師による心とからだのトータルケア事業の参加者数	人	275	421

主要施策 2 切れ目のない相談・支援体制の充実【重点施策】

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
子育て世代包括支援センター事業	健康推進課	A +	健康推進課、各総合支所において、保健師・栄養士・歯科衛生士等による専門職による相談支援が実施できた。
	子ども保育課	A +	子ども保育課の窓口において、「特定型」の相談窓口を設置し、保護者の相談へ対応を実施した。
	子育て支援課	A +	子育てに関して相談ができる場として認知されつつあり、リピート利用する方も増加した。相談に関しては複合的相談が増えている。
多機関協働による包括的相談支援	保健福祉総務課	B	個別支援については、令和4年度から2名体制となり、多くの相談に対応できる体制とはいえ、多機関協働の支援体制を作っていくことが課題となっている。
休日子育て相談事業	子育て支援課	A +	土日祝日の相談支援体制の充実により、平日に働いている方からの相談や、こどもと過ごしながらの相談など、多くの相談受入につながった。
いしのまき子育て情報発信事業	子育て支援課	A -	導入後登録者数は徐々に増加しており、令和5年度末の登録者数は、1,442人となっている。
助産師による心とからだのトータルケア事業	子育て支援課	A +	再掲（施策3-1 親と子どもの健康の確保及び増進）
乳児家庭全戸訪問事業	健康推進課	A +	乳児及び産婦の健康状態や養育環境を確認し、必要な保健指導を実施した。また、産後うつ病の早期発見に務めた。
産後ケア事業	健康推進課	A +	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てできるように助産師等が中心となり支援した。
育児ヘルパー事業	子育て支援課	A +	事業の周知が定着し、利用者数は増加している。今後も継続して事業を行うことで育児に対する養育者の負担を軽減していく。今後はSNSを活用しさらに申請しやすい環境を整える。
地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	A +	再掲（施策1-1 家庭における子育てする力の向上）

■目標

項目	単位	目標値	実績値（令和5年度）
子育て世代包括支援センター（母子保健型7か所）の延べ利用者数	人	2,900	588
子育て世代包括支援センター（特定型1か所）の延べ利用者数	人		664
子育て世代包括支援センター（基本型3か所）の延べ利用者数	人		3,191
休日子育て相談事業の相談件数	件	150	562
子育てアプリ登録率（1歳未満保護者）	%	44.0	28.0
乳児家庭全戸訪問事業の実施率	%	98.5	97.0
産後ケア事業の利用率	%	20.0	24.0
育児ヘルパー事業の年間利用世帯数	世帯	70	81

主要施策 3 経済的支援の充実

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
妊婦健康診査費助成事業	健康推進課	A +	再掲（施策 3-1 親と子どもの健康の確保及び増進）
養育医療給付事業	健康推進課	A +	各関係機関と連携し、養育支援が必要な世帯へ家庭訪問を実施した。
児童手当支給事業	子育て支援課	A +	家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長に寄与しているが、年々支給延べ児童数が減少している。
子ども医療費助成事業	保険年金課	A +	子ども医療費に対する県の助成は就学前までだが、本市では県の補助対象以上に対象年齢を拡大し、18 歳到達年度末日まで保険診療に係る医療費（自己負担分）の助成を行い、子育て世代の経済的負担の軽減に寄与している。
小学校入学祝金支給事業	子育て支援課	A +	出生数の減少に伴い対象者数が減少したものの、対象者への周知を徹底し、申請者への確実な支給に努めた。
国民健康保険税子ども均等割減免	保険年金課	A +	国民健康保険税の均等割は、年齢や所得に関係なく子どもに対しても一律に定額が賦課されることから、子育て世帯の保険税負担の軽減のため、本市独自に令和 2 年 4 月から 18 歳未満の子ども均等割の 3 割を減免している。
就学援助事業	教育総務課	A +	教育機会の均等な提供のため、経済的な事情により就学が困難な児童生徒の保護者及び特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に対し事業を実施することができた。
奨学金貸与事業	学校教育課	A +	経済的な理由により修学困難な学生に対し支援することができた。
奨学金返還支援事業	保健福祉総務課	A -	奨学金の返還の一部を助成し、医療及び福祉に係る専門職の人材確保と定住促進を行ってきた。目標値には達していないものの、令和 5 年度までの新規交付総数が 261 人、助成開始 3 年後定住率が 89 パーセントとなっている。今後さらに本事業を広く周知し、長期的な人材確保と定住促進を図っていく。
震災奨学金給付事業	学校教育課	A +	東日本大震災により孤児となった児童生徒に対し、奨学資金を給付することにより、児童生徒の修学を支援することができた。
私立幼稚園補足給付費を支給する事業	教育総務課	A +	経済的な事情により支援が必要な保護者に対し事業を実施することができた。
母子・父子家庭医療費助成事業	子育て支援課	A +	母子父子家庭の生活の安定と福祉の増進が図られた。 令和 5 年度実績：【助成件数】8,381 件
児童扶養手当支給事業	子育て支援課	A +	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の向上を図られた。

■目標

項目	単位	目標値	実績値（令和 5 年度）
養育医療給付事業の適切な給付の実施		適切な給付の実施	適切な給付の実施 （給付決定 21 件）
児童手当の支給率	%	100.0	100.0
子ども医療費助成事業の適切な助成の実施		適切な助成の実施	適切な助成の実施 （助成対象 17,247 人）
小学校入学祝金の支給人数	人	473	463
就学援助事業の支援を要する児童生徒の保護者への実施率	%	100.0	100.0
奨学金返還支援事業助成人数（新規申請者）	人	46	36
震災奨学金給付事業の給付延べ人数	人	43	4 （令和 5 年度の全対象者に給付）

項目	単位	目標値	実績値（令和 5 年度）
私立幼稚園補足給付費を支給する事業の該当保護者への実施率	%	100.0	100.0
母子・父子家庭医療費助成事業の適切な助成の実施		適切な助成の実施	適切な助成の実施 （助成対象 8,381 件）
児童扶養手当支給事業の適切な支給の自慰し		適切な支給の実施	適切な支給の実施 （支給対象 1,143 人）

主要施策 4 ひとり親家庭支援の充実

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
高等職業訓練促進給付金等事業	子育て支援課	A +	受講者の就業に伴う経済的負担の軽減を図ることができ、ひとり親家庭の自立支援と福祉の向上が図られた。
自立支援教育訓練給付金事業	子育て支援課	A +	受講者の就業に伴う経済的負担の軽減を図ることができ、ひとり親家庭の自立支援と福祉の向上が図られた。
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	子育て支援課	C	令和 3 年度以降申請者なし。
育児ヘルパー事業	子育て支援課	A +	再掲（施策 3-2 切れ目のない相談・支援体制の充実）
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	A +	安定した利用件数の維持とサービスの提供が図られている。
子育て世代包括支援センター事業	健康推進課	A +	再掲（施策 3-2 切れ目のない相談・支援体制の充実）
	子ども保育課	A +	
	子育て支援課	A +	
生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業	保護課	A +	様々な問題を抱える世帯・子どもへの学習及び生活支援事業であり、関わり方も各々配慮が必要な中、支援が必要な子どもたちの居場所支援を含めしっかりと信頼関係を構築し、高い進学率と就職率を達成している。また、進学や就職に繋がらなかった子どもたちのフォローも継続している。今後必要に応じ、拠点の増加等について適宜検討していく。

■目標

項目	単位	目標値	実績値（令和 5 年度）
高等職業訓練促進給付金等事業の助成件数	件	13	13
自立支援教育訓練給付金事業の助成件数	件	5	4
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の助成件数	件	1	0
ファミリー・サポート・センターの利用延べ人数	人	1,900	1,544
生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援（個々の子どもが希望する目標の達成）		高校・専門学校・大学進学又は就職など、個々の子どもが希望する目標の達成	進学率 90% 就職率 75%

基本施策 4 仕事と生活の調和の実現を促す

主要施策 1 多様な保育サービスの充実

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
民間保育所助成事業	子ども保育課	A +	児童の保育の確保、施設の意欲向上のため、市内認可外保育施設に助成を行ってきたが、今後の助成事業についても継続が必要である。
地域型保育事業	子ども保育課	A +	給付費を負担することにより、事業者の経営安定化と待機児童解消につながっている。
認定こども園の設置促進	子ども保育課	A +	第 2 期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき、施設整備を推進した。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子ども保育課	A +	第 2 期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき、民営のこども園が開園した。また、鹿妻保育所及び若草保育所の民営化に向け公募を実施し、民間の参入を促した。
保育士の確保・定着に向けた取組み	子ども保育課	A +	保育士を確保するため、保育士宿舍借上制度制定の令和 6 年度開始に向け調整した。
放課後児童健全育成事業	子育て支援課	A +	再掲（施策 1-6 居場所づくりの推進）
延長保育事業	子ども保育課	A -	保育ニーズの多様化に伴い、利用を希望する保護者に対応できるよう継続する必要がある。
休日保育事業	子ども保育課	A +	休日保育を実施する私立認定こども園の施設整備を推進するとともに、令和 6 年度開設に向け事業者支援を行った。
一時預かり事業	子ども保育課	B	保育士不足による公立保育所での事業休止が相次いだことにより、私立保育所 1 施設でのみの実施となった。
一時預かり事業	教育総務課	B	利用者数は目標に達していないものの園児数減少の影響によることもあるため、事業に関してはある程度の成果を上げている。
病後児等保育事業	子ども保育課	A +	体調不良児及び病後児保育の利用ニーズは増加傾向にあり、今後も継続的に事業を実施していく必要がある。
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	A +	再掲（施策 3-4 ひとり親家庭支援の充実）

■目標

項目	単位	目標値	実績値（令和 5 年度）
民間保育所の受入児童数	人	40	62
地域型保育事業の助成施設数	か所	8	8
認定こども園の設置促進	施設	令和 2 年度に 1 施設開設 令和 6 年度に 2 施設開設	-
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の施設整備数	施設	3	1
延長保育の公立保育所での 1 施設当たりの利用者数	人	150	114
休日保育事業の実施施設数	施設	令和 6 年度から 1 施設	-
一時預かり事業の延べ利用者数	人	5,277	3,305
病後児等保育事業の利用延べ人数	人	400	504

主要施策 2 子育てしやすい就労環境の整備

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
各種制度の周知	商工課	A +	窓口にチラシ等を設置するなど、各種制度の周知に努めた。
子育てしやすい職場環境整備推進事業	地域振興課	A +	男性の家事・子育て参加を含め、育児休業や介護休業等 を取得しやすい職場環境の改善・整備に向け、意識啓発を図 っている。

■目標

項目	単位	目標値	実績値（令和 5 年度）
子育てしやすい職場環境整備推進の講座等の実施回数	回	3	3

基本施策 5 子どもの貧困対策をすすめる

主要施策 1 教育・学習支援の充実

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
生活困窮者の子どもの学習・生活支援事業	保護課	A +	再掲（施策 3-4 ひとり親家庭支援の充実）
就学援助事業	教育総務課	A +	再掲（施策 3-3 経済的支援の充実）
奨学金貸与事業	学校教育課	A +	再掲（施策 3-3 経済的支援の充実）
奨学金返還支援事業	保健福祉 総務課	A -	再掲（施策 3-3 経済的支援の充実）
震災奨学金給付事業	学校教育課	A +	再掲（施策 3-3 経済的支援の充実）

主要施策 2 困難を抱える子育て家庭への生活支援の充実

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
生活困窮者の子どもの学習・生活支援事業	保護課	A +	再掲（施策 3-4 ひとり親家庭支援の充実）
地域力強化推進事業	保健福祉 総務課	A +	再掲（施策 1-2 地域における子育て支援の充実）
子どもセンター運営事業	子育て支援課	S	再掲（施策 1-6 居場所づくりの推進）
地域子ども食堂支援事業	子育て支援課	A -	再掲（施策 1-6 居場所づくりの推進）
移動型プレーパーク支援事業	子育て支援課	A -	再掲（施策 1-6 居場所づくりの推進）
養育支援訪問事業	健康推進課	A +	再掲（施策 2-2 児童虐待防止対策の強化）
	総合相談 センター	A +	
家庭教育支援事業	生涯学習課	C	再掲（施策 1-1 家庭における子育てする力の向上）
育児ヘルパー事業	子育て支援課	A +	再掲（施策 3-2 切れ目のない相談・支援体制の充実）
児童扶養手当支給事業	子育て支援課	A +	再掲（施策 3-3 経済的支援の充実）
母子・父子家庭医療費助成事業	子育て支援課	A +	再掲（施策 3-3 経済的支援の充実）
高等職業訓練促進給付金等事業	子育て支援課	A +	再掲（施策 3-3 経済的支援の充実）
子ども医療費助成事業	保険年金課	A +	再掲（施策 3-3 経済的支援の充実）
国民健康保険税子ども均等割減免	保険年金課	A +	再掲（施策 3-3 経済的支援の充実）

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
小学校入学祝金支給事業	子育て支援課	A +	再掲（施策 3-3 経済的支援の充実）
就学援助事業	教育総務課	A +	再掲（施策 3-3 経済的支援の充実）
奨学金貸与事業	学校教育課	A +	再掲（施策 3-3 経済的支援の充実）
震災奨学金給付事業	学校教育課	A +	再掲（施策 3-3 経済的支援の充実）

主要施策 3 保護者への就労支援の充実

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
高等職業訓練促進給付金等事業	子育て支援課	A +	再掲（施策 3-4 ひとり親家庭支援の充実）
自立支援教育訓練給付金事業	子育て支援課	A +	再掲（施策 3-4 ひとり親家庭支援の充実）
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	子育て支援課	C	再掲（施策 3-4 ひとり親家庭支援の充実）
就労準備支援事業	保護課	A +	精神面を含めた様々な問題を抱えた利用者に対し、将来の自立を支援すべく就労の前段階としての様々な支援を実施している。社会のルールや常識を学ばせ、外に出て働くことへの意欲・喜びを繰返し実感させることにより、以前できなかったことが少しずつできるようになる等、支援により確実に成長している姿・状況がみてとれる。しかし、精神面に不安を抱えた利用者であり、状況は一進一退である。
生活保護受給者等に対する就労支援事業	保護課	B	様々な問題を抱え生活保護の受給に至っており、就労・自立が可能と判断する対象者の選定に難しさがあるものの、13名が就労することができ、生活保護から脱却したケースもあり、支援の成果は上がっている。しかし、稼働年齢であるも就労阻害要因により就労を薦めることができないケースが多いのも事実である。
ハローワーク連携事業	商工課	A +	求人情報の広報等を行い、情報を周知した。
就職支援事業	商工課	A +	合同企業説明会を開催し、求職者の就職につながった。
子育てしやすい職場環境整備推進事業	地域振興課	A +	再掲（施策 4-2 子育てしやすい就労環境の整備）
放課後健全育成事業	子育て支援課	A +	再掲（施策 1-6 居場所づくりの推進）
放課後子ども教室事業	生涯学習課	B	再掲（施策 1-2 地域における子育て支援の充実）

主要施策 4 相談支援及び地域連携体制の強化【重点施策】

■評価

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
子育て世代包括支援センター事業	健康推進課	A +	再掲（施策 3-2 切れ目のない相談・支援体制の充実）
	子ども保育課	A +	
	子育て支援課	A +	
多機関協働による包括的相談支援	保健福祉総務課	B	再掲（施策 3-2 切れ目のない相談・支援体制の充実）
要保護児童対策事業	総合相談センター	A -	再掲（施策 2-2 児童虐待防止対策の強化）
消費生活対策事業	総合相談センター	A +	適正に継続して相談を受け付けることができた。
無料法律相談事業	総合相談センター	A +	月 2 回、年間 209 件の相談を受けることができた。
地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	A +	再掲（施策 1-1 家庭における子育てする力の向上）

事業名	担当課	評価	評価の理由（取組状況、成果、課題等）
生活困窮者自立支援事業	保護課	B	目標値に対するプラン作成実績が12件。相談のみで、プラン作成を求めない相談者・相談内容が多い。利用者については、プランに基づく支援により、就労し社会復帰したなど、事業利用による成果は上がっている。より多くの困窮者に支援を行えるよう、制度の周知徹底と対象者の掘り起こしを継続して行っていく。
家計改善支援事業	保護課	B	家計改善支援については、相談者本人よりも委託業者を含めた周りの支援者からの相談がほとんどであり、相談者自らが支援を断る等、キャッシュフロー作成による見える化への拒否反応が見受けられる。しかし事業利用者は、プランに基づく支援により、そのほとんどが家計の安定を実現しており、事業利用による成果は上がっている。より多くの困窮者に支援を行えるよう、制度の周知徹底と対象者の掘り起こしを継続して行っていく。
民生委員・児童委員関係事業	保健福祉総務課	A -	再掲（施策 1-2 地域における子育て支援の充実）
スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	A +	再掲（施策 2-3 心のケアの充実）
スクールソーシャルワーカー活用事業	学校教育課	A +	再掲（施策 2-3 心のケアの充実）
子どもの貧困に関する研修会	子育て支援課	A +	子ども・子育て関係団体、SSW、民生委員、市議会議員、市職員等様々な立場の方が集まり、子どもの貧困の実態等について考える機会となっている。

■目標

項目	単位	目標値	実績値（令和5年度）
消費生活相談受付可能時間数	時間/週	40	40
弁護士無料法律相談者数	人	189	209
生活困窮者自立支援事業の支援プラン作成数	件	132	12
子どもの貧困に関する研修会の実施回数	回/年	1	1

(2) 第2期計画における子ども・子育て支援事業の進捗状況

子ども・子育て支援事業

① 1号認定及び2号認定（公立・私立幼稚園）

■市全体

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	1,066	1,160	1,028	1,060	952	895	935	913
確保の内容 (b)	人	1,895		1,910		1,910		1,910	
特定教育・保育施設	人	645	284	660	355	660	267	660	269
確認を受けない幼稚園	人	1,250	876	1,250	705	1,250	628	1,250	644

■石巻地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	815	1,055	808	976	764	832	759	856
確保の内容 (b)	人	1,625		1,640		1,640		1,640	
特定教育・保育施設	人	375	179	390	271	390	204	390	212
確認を受けない幼稚園	人	1,250	876	1,250	705	1,250	628	1,250	644

■河北地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	72	66	63	50	54	33	54	27
確保の内容 (b)	人	130		130		130		130	
特定教育・保育施設	人	130	66	130	50	130	33	130	27
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0	0	0	0

■雄勝地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	5	0	4	0	3	0	3	0
確保の内容 (b)	人	0		0		0		0	
特定教育・保育施設	人	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0	0	0	0

■河南地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	130	0	115	8	102	16	94	18
確保の内容 (b)	人	0		0		0		0	
特定教育・保育施設	人	0	0	0	8	0	16	0	18
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0	0	0	0

■桃生地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	41	38	36	25	27	12	23	11
確保の内容 (b)	人	130		130		130		130	
特定教育・保育施設	人	130	38	130	25	130	12	130	11
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0	0	0	0

■北上地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	3	1	2	1	2	2	2	1
確保の内容 (b)	人	10		10		10		10	
特定教育・保育施設	人	10	1	10	1	10	2	10	1
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0	0	0	0

■牡鹿地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の内容 (b)	人	0		0		0		0	
特定教育・保育施設	人	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0	0	0	0

② 2号認定（保育所・認定こども園）

■市全体

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	1,661	1,576	1,584	1,511	1,465	1,458	1,433	1,417
確保の内容 (b)	人	1,790		1,797		1,797		1,797	

■石巻地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	1,111	1,034	1,101	1,028	1,043	1,024	1,034	998
確保の内容 (b)	人	1,174		1,181		1,181		1,181	

■河北地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	103	77	91	70	78	63	78	59
確保の内容 (b)	人	81		81		81		81	

■雄勝地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	5	7	4	7	3	4	3	7
確保の内容 (b)	人	11		11		11		11	

■河南地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	324	358	287	323	258	288	241	275
確保の内容 (b)	人	364		364		364		364	

■桃生地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	77	51	66	47	51	44	46	41
確保の内容 (b)	人	55		55		55		55	

■北上地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	30	31	26	25	24	23	22	23
確保の内容 (b)	人	65		65		65		65	

■ 牡鹿地区

	単位	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	11	18	9	11	8	12	9	14
確保の内容 (b)	人	40		40		40		40	

③ 3号認定 (0歳)

■ 市全体

	単位	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	154	178	157	188	159	184	159	167
確保の内容 (b)	人	198		195		195		195	
特定教育・保育施設	人	168	145	165	153	165	152	165	141
地域型保育事業	人	30	33	30	35	30	32	30	26

■ 石巻地区

	単位	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	125	144	128	152	131	144	132	131
確保の内容 (b)	人	145		142		142		142	
特定教育・保育施設	人	115	111	112	117	112	112	112	105
地域型保育事業	人	30	33	30	35	30	32	30	26

■ 河北地区

	単位	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	3	2	3	2	3	5	2	5
確保の内容 (b)	人	3		3		3		3	
特定教育・保育施設	人	3	2	3	2	3	5	3	5
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0	0	0	0

■雄勝地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	0	2	0	2	0	2	0	0
確保の内容 (b)	人	3		3		3		3	
特定教育・保育施設	人	3	2	3	2	3	2	3	0
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0	0	0	0

■河南地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	23	23	23	26	22	27	22	25
確保の内容 (b)	人	34		34		34		34	
特定教育・保育施設	人	34	23	34	26	34	27	34	25
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0	0	0	0

■桃生地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	2	4	2	4	2	4	1	4
確保の内容 (b)	人	5		5		5		5	
特定教育・保育施設	人	5	4	5	4	5	4	5	4
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0	0	0	0

■北上地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	1	3	1	2	1	2	2	0
確保の内容 (b)	人	6		6		6		6	
特定教育・保育施設	人	6	3	6	2	6	2	6	0
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0	0	0	0

■ 牡鹿地区

	単位	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	0	0	0	0	0	0	0	2
確保の内容 (b)	人	2		2		2		2	
特定教育・保育施設	人	2	0	2	0	2	0	2	2
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0	0	0	0

④ 3号認定（1、2歳）

■ 市全体

	単位	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	837	831	837	802	836	808	837	826
確保の内容 (b)	人	926		922		922		922	
特定教育・保育施設	人	811	724	807	706	807	701	807	715
地域型保育事業	人	115	107	115	96	115	107	115	111

■ 石巻地区

	単位	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	642	615	640	597	642	588	647	605
確保の内容 (b)	人	640		636		636		636	
特定教育・保育施設	人	525	508	521	501	521	481	521	494
地域型保育事業	人	115	107	115	96	115	107	115	111

■ 河北地区

	単位	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	29	33	28	29	26	26	25	32
確保の内容 (b)	人	46		46		46		46	
特定教育・保育施設	人	46	33	46	29	46	26	46	32
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0	0	0	0

■雄勝地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	3	3	3	3	4	5	4	5
確保の内容 (b)	人	6		6		6		6	
特定教育・保育施設	人	6	3	6	3	6	5	6	5
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0	0	0	0

■河南地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	128	140	135	136	130	153	128	151
確保の内容 (b)	人	172		172		172		172	
特定教育・保育施設	人	172	140	172	136	172	153	172	151
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0	0	0	0

■桃生地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	19	23	17	20	19	19	18	18
確保の内容 (b)	人	30		30		30		30	
特定教育・保育施設	人	30	23	30	20	30	19	30	18
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0	0	0	0

■北上地区

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	12	13	11	10	12	10	12	10
確保の内容 (b)	人	24		24		24		24	
特定教育・保育施設	人	24	13	24	10	24	10	24	10
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0	0	0	0

■ 牡鹿地区

	単位	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	4	4	3	7	3	7	3	5
確保の内容 (b)	人	8		8		8		8	
特定教育・保育施設	人	8	4	8	7	8	7	8	5
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0	0	0	0

⑤ 地域子ども・子育て支援事業

	単位	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者支援事業	か所	11	11	11	11	11	11	11	11
基本型・特定型	か所	4	4	4	4	4	4	4	4
母子保健型	か所	7	7	7	7	7	7	7	7
時間外保育事業	延べ人数	1,277	1,877	1,231	1,774	1,171	1,597	1,148	1,551
放課後児童健全育成事業	人	2,300	2,127	2,256	1,985	2,244	2,020	2,159	1,853
1 年生	人	473	537	441	477	458	500	382	459
2 年生	人	464	517	473	495	440	460	458	485
3 年生	人	458	446	465	436	473	433	442	409
4 年生	人	385	330	376	305	380	324	386	346
5 年生	人	296	185	293	184	287	203	292	209
6 年生	人	224	112	208	88	206	100	199	120
子育て短期支援事業	延べ人数	42	-	40	-	38	-	37	3
乳児家庭全戸訪問事業	人	788	728	769	705	758	627	741	614
養育支援事業	人	117	167	113	240	107	213	105	233
地域子育て支援拠点事業	延べ人数	16,037	17,545 (12 か所)	15,599	17,649 (12 か所)	15,270	18,008 (12 か所)	14,980	20,645 (12 か所)
一時預かり事業 (幼稚園型)	延べ人数	3,105	3,412	3,045	3,930	2,892	1,598	2,897	2,009
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	延べ人数	2,716	2,556	2,619	1,938	2,491	1,319	2,441	1,296
病児保育事業	延べ人数	273	296	263	428	250	434	245	504
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	延べ人数	1,370	2,411	1,331	1,591	1,300	1,879	1,269	1,544
妊婦健診事業	回	11,500	8,938	11,400	9,722	11,300	8,591	11,200	8,070

⑥ 放課後子ども教室

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施か所	か所	4	3	4	3	5	4	5	4
開催回数	回	85	59	85	36	105	59	105	71

⑦ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
連携型実施か所数	か所	4	0	4	0	5	0	5	0

2 石巻市子ども・子育て会議

(1) 石巻市子ども・子育て会議条例

○石巻市子ども・子育て会議条例（平成25年石巻市条例第39号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、石巻市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療関係団体に所属する者
- (3) 福祉関係団体に所属する者
- (4) 教育関係団体に所属する者
- (5) 産業・労働関係団体に所属する者
- (6) 子ども・子育て支援関係団体に所属する者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 一般公募による者（小学生以下の子どもの保護者に限る。）
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石巻市条例第40号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則（令和5年9月27日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 石巻市子ども・子育て会議委員名簿

石巻市子ども・子育て会議（第6期）委員名簿

	氏名	所属（役職）等	区分
1	木 村 民 男	元石巻専修大学人間学部教授	学識経験者
2	横 江 信 一	石巻専修大学人間学部特任教授	学識経験者
3	田 中 裕 太	石巻市夜間急患センター（副所長）	保健・医療関係者
4	今 野 啓 夫	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 （地域福祉課主幹兼ボランティアセンター主幹）	福祉関係者
	小 松 沙 織	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 （地域福祉課主事）※令和6年4月15日～	福祉関係者
5	阿 部 ひろ子	石巻市民生委員児童委員協議会 （主任児童委員）	福祉関係者
6	金 祐 子	石巻市立小・中学校長会 石巻市立北村小学校（校長）	教育関係者
7	阿 部 ゆみ子	石巻市立公立幼稚園こども園長会 石巻市立北上こども園（園長）	教育関係者
8	阿 部 幸 恵	宮城県私立幼稚園連合会石巻地区会 学校法人石巻カトリック幼稚園（園長）	教育関係者
9	遠 藤 博 枝	石巻商工会議所 （中小企業支援課課長補佐）	産業・労働関係者
10	横 田 浩 恵	石巻市保育所連合会 石巻市立井内保育所（所長）	子ども・子育て支援者
	結 城 めぐみ	石巻市保育所連合会 石巻市立桃生新田保育所（所長）	子ども・子育て支援者
11	大 橋 巳津子	社会福祉法人なかよし会（理事）	子ども・子育て支援者
12	荒 木 裕 美	特定非営利活動法人ベビースマイル石巻 （代表理事）	子ども・子育て支援者
13	鈴 木 平	特定非営利活動法人 TEDIC （共同代表理事）	子ども・子育て支援者
	高 橋 洋 祐	特定非営利活動法人やっべす （共同代表理事） ※令和6年7月1日～	子ども・子育て支援者
14	福 島 伸 一	宮城県東部児童相談所 （副参事兼統括次長）	行政機関関係者
15	柴 田 滋 紀	一般公募	一般公募

任期：令和5年11月1日～令和7年10月31日

3 計画の策定経過

開催・実施年月日	会議等の名称	会議等の内容
令和5年5月11日	第1回庁内検討会議	・第2期石巻市子ども未来プランにおける指標及び目標値の見直しについて ・第2期石巻市子ども未来プラン進行管理（令和4年度実績）について ・第3期石巻市子ども未来プラン策定について
令和5年5月26日	第1回石巻市子ども・子育て会議	・第2期石巻市子ども未来プランにおける指標及び目標値の見直しについて ・第2期石巻市子ども未来プランにおける点検評価（令和4年度）について ・第3期石巻市子ども未来プラン策定について（こども基本法等概要、策定スケジュール） ・保育施設等の利用定員の変更について ・石巻市放課後児童クラブ事業の民間委託等について
令和5年8月23日	第2回庁内検討会議	・第2期石巻市子ども未来プラン進行管理（令和4年度実績）について（結果・公表） ・第3期石巻市子ども未来プラン策定について（こども計画策定に係る現状及び課題）
令和5年9月1日	第2回石巻市子ども・子育て会議	・第2期石巻市子ども未来プランにおける進行管理（令和4年度実績）について ・第3期石巻市子ども未来プラン策定について（こども計画策定に係る現状及び課題） ・石巻市幼児教育推進会議の設置について
令和5年11月1日	第3回石巻市子ども・子育て会議	・委嘱状交付（委員就任〔第6期〕） ・研修（子ども・子育て会議の設置及び役割等、こども基本法、子どもの権利、こども参加の取組） ・第3期石巻市子ども未来プラン策定について（こども大綱中間整理案の概要）
令和6年1月15日	第3回庁内検討会議	・石巻市こども計画（第3期石巻市子ども未来プラン）策定について（国の動向、策定スケジュール、各種ニーズ等調査、こども等の意見の反映）
令和6年1月30日	第4回石巻市子ども・子育て会議	・石巻市こども計画（第3期石巻市子ども未来プラン）策定について（国の動向、策定スケジュール、各種ニーズ等調査、こども等の意見の反映） ・新たな特定教育・保育施設の利用定員の設定について ・石巻市放課後児童クラブ事業の民間委託等について
令和6年2月26日 ～3月18日	各種ニーズ等アンケート調査実施	・子ども・子育て支援ニーズ調査 ・子どもの生活についての調査 ・子ども・若者の生活や意識に関する調査
令和6年3月21日	第5回石巻市子ども・子育て会議	・石巻市こども計画（第3期石巻市子ども未来プラン）策定について（各種ニーズ等調査の実施状況、こども等の意見の反映） ・石巻市こども家庭センターの設置について ・石巻市幼児教育センターの設置について
令和6年3月21日	こども等の意見聴取（関係者からの意見聴取）の実施	・令和5年度子どもの居場所づくり懇談会

開催・実施年月日	会議等の名称	会議等の内容
令和6年5月28日	第1回庁内検討会議	・第2期石巻市子ども未来プラン進行管理（令和5年度実績）について ・石巻市子ども計画（第3期石巻市子ども未来プラン）策定について（国の動向、策定スケジュール、各種ニーズ等調査の結果、第2期計画掲載事業の評価、計画骨子案） ・令和5年度子どもの居場所づくり懇談会の開催報告
令和6年6月28日	第1回石巻市子ども・子育て会議	・第2期石巻市子ども未来プラン点検評価（令和5年度）について ・石巻市子ども計画（第3期石巻市子ども未来プラン）策定について（策定スケジュール、各種ニーズ等調査の結果、子ども等の意見聴取結果、計画骨子案） ・石巻市放課後児童クラブ事業の民間委託等について
令和6年7月28日	子ども等の意見聴取（子ども・若者参加の取組①）の実施	・子ども・若者委員ワークショップ（意見や考えを出し合おう！）
令和6年7月31日	第2回庁内検討会議	・第2期石巻市子ども未来プラン進行管理（令和5年度実績）について ・石巻市子ども計画（第3期石巻市子ども未来プラン）策定について（計画素案）
令和6年8月18日	第2回石巻市子ども・子育て会議	・第2期石巻市子ども未来プランにおける進行管理（令和5年度実績）について ・石巻市子ども計画（第3期石巻市子ども未来プラン）策定について（子ども等の意見聴取）
令和6年8月18日	子ども等の意見聴取（子ども・若者参加の取組②）の実施	・子ども・若者委員ワークショップ（意見を届けよう！）
令和6年9月2日	第3回庁内検討会議	・石巻市子ども計画（第3期石巻市子ども未来プラン）策定について（計画素案）
令和6年9月30日	第3回石巻市子ども・子育て会議	・第2期石巻市子ども未来プランにおける進行管理（令和5年度実績）について（結果・公表） ・石巻市子ども計画（第3期石巻市子ども未来プラン）策定について（子ども等の意見聴取結果、計画キャッチフレーズ、計画素案）
令和6年10月11日	第4回庁内検討会議	・石巻市子ども計画（第3期石巻市子ども・若者未来プラン）策定について（計画素案）
令和6年10月31日	第4回石巻市子ども・子育て会議	・石巻市子ども計画（第3期石巻市子ども・若者未来プラン）策定について（計画素案、子ども等の意見へのフィードバック、策定スケジュール） ・石巻市放課後児童クラブ事業の民間委託等について
令和6年12月	パブリックコメントの実施	
令和7年1月	第5回庁内検討会議	
令和7年1月	第5回石巻市子ども・子育て会議	

4 石巻市子どもの権利に関する条例

○石巻市子どもの権利に関する条例

平成21年 3月26日条例第 4 号

石巻市子どもの権利に関する条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 子どもにとっての大切な権利（第 4 条―第 8 条）

第 3 章 施策の推進等（第 9 条―第12条）

第 4 章 石巻市子どもの権利推進委員会（第13条―第17条）

第 5 章 雑則（第18条）

附則

私たち大人は、子ども一人ひとりが生まれながらに持っている権利が、侵害されることなく、健やかに育つことを一番に願っています。

そのために、大人は、子どもの権利を尊重するとともに、全力を持ってその権利を保障しなければなりません。

子どもの皆さん。

大人は、あなたたち子どもの権利を最大限に尊重し、保障します。

子どもの皆さんも、生まれたときから持っている権利を大切にしてください。もし、持っている権利が侵害されそうになったときは、大人に相談してください。

自分にだけ権利があるわけではありません。すべての子どもには、平等に権利があることを分かってください。お互いを思いやる気持ちが大切です。

そして、権利と同じように義務や責任の大切さについても分かってください。お互いに義務や責任を果たすことにより、お互いの権利を守ることができます。

石巻市は、国際連合総会において全会一致で採択された「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、子どもの権利が尊重され、そして保障されるまちであることを明らかにし、ここに「石巻市子どもの権利に関する条例」を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、すべての子どもを一人の人間として認め、生まれながらに持っている子どもの権利を尊重するとともに、保障し、もって子どもの幸せと健やかな成長に寄与することを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人及びこれと同等の権利を持つと認められる人をいいます。

（基本理念）

第 3 条 子どもは、子ども本人、子どもの保護者等の人種、性別、国籍、言語、宗教、障害の有無その他の理由によりいかなる差別も受けることがあってはなりません。

- 2 子どもは、次の世代を担う大切な地域の宝であり、地域で守り、育てていかなければなりません。
- 3 子どもを、虐待及びいじめによる危険から守らなければなりません。
- 4 子どもの意見は、最大限に尊重されなければなりません。
- 5 子どもが自らの権利を自覚するとともに、その権利を行使するに当たっては、他の人を思いやり、尊重することができるようにしなければなりません。

第2章 子どもにとっての大切な権利

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 命が守られ、大切にされること。
- (2) あらゆる差別を受けないこと。
- (3) 虐待(身体的・心理的・性的・育児放棄)、暴力、いじめ等を受けないこと。
- (4) 放置されないこと。

(自分らしく育つ権利)

第5条 子どもは、自分らしく育つために、年齢や成長に応じて、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 個人の考え、個性が認められること。
- (2) 信じることが侵害されないこと。

(自分を守り、守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、守られるために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) 秘密が守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (4) 子どもであることをもって不当な扱いを受けないこと。

(社会へ参加する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加するために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 自己表現や意見の表明ができるとともに、尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 社会に参加し、意見を生かされる機会があること。
- (4) 社会参加に際して、適切な支援を受けられること。

(適切な支援を受ける権利)

第8条 子どもは、国籍の違い、障害のあることその他子どもの置かれた状況に応じて、必要な支援を受けることができます。

第3章 施策の推進等

(市の責務)

第9条 市は、あらゆる施策を通じて、子どもの権利が保障されるように努めなければなりません。

- 2 市は、子どもに関する施策の実施に当たっては、子どもの権利に関係する機関と連携しなければなりません。

3 市は、子どもに関する施策、事業及び地域におけるさまざまな取組について、子どもの意見が反映され、参加することができるように努めなければなりません。

4 市は、子どもが悩みや困りごとを相談することができ、保護者が子どもを育てることに關して相談し、支援を受けることができる環境の整備に努めなければなりません。

5 市は、子どもの権利に係る機関と連携し、子どもを権利の侵害から救済しなければなりません。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、養育する子どもについて、第一に責任を負うべき存在であることを自覚し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

(市民の責務)

第11条 市民は、あらゆる生活の場面において、子どもに関心を持って見守り、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市民は、市が実施する子どもの権利に関する施策に協力しなければなりません。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、その事業活動において子どもの権利を尊重するとともに、その事業所で働く従業者が、保護者や市民として、子どもの権利を尊重し、保障できるように努めなければなりません。

第4章 石巻市子どもの権利推進委員会

(推進委員会の設置等)

第13条 子どもの権利に関する施策の充実を図り、もって子どもの権利の保障を推進するため、石巻市子どもの権利推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会は、子どもの権利に関する事項について審議し、必要に応じて市に報告を求めることができます。

3 推進委員会は、子どもの権利に関する事項について必要があると認めた場合は、市に対して提言することができます。

(組織)

第14条 推進委員会は、委員12人以内をもって組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

(1) 人権擁護に関する団体に所属する者

(2) 福祉に関する団体に所属する者

(3) 教育に関する団体に所属する者

(4) 学識経験を有する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、再任されることができます。

(会長及び副会長)

第15条 推進委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第16条 推進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 推進委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(推進委員会の運営に関する委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定めます。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(最初の推進委員会の会議の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第16条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石巻市条例第40号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)